



# 大阪府

## 強靱化地域計画



2016(H28)年3月

大阪府



## はじめに

災害が大都市にもたらす影響は甚大である。生活、製造、情報、金融、教育、研究、交通、観光、レジャーなど、相互に複雑に関係する多様な活動が大規模に集積している大都市が、自然災害によってひとたび大きな被害を受けると、その影響は、あらゆる方面に及ぶことになる。「日本の成長をけん引する東西二極の一極として、世界で存在感を発揮する都市」大阪をめざす我々は、日ごろからその点を念頭に置いて、様々な観点から後顧の憂いのない備えを進める必要がある。

大阪が有する多様な機能が、自然災害によって致命的な被害を負わないだけの強さ、そして、被災後も、地域活動や経済活動を可能な限り速やかに回復し、大都市としての成長を持続することができるだけのしなやかさを併せ持った強靱なまちづくりが求められる。

自然災害は、いつ起こるか分からない。だが、我々は、過去の出来事に学び、将来への備えを行うことはできる。大阪市大正区の、木津川にかかる大正橋東詰に「大地震両川口津浪記」碑が遺されている。切々と刻まれた碑文には、**1854**年に発生した安政南海地震の被害の様子が記され、押し寄せた津波により、多数の船、橋が破壊されたとある。先例となる宝永地震（**1707**年）の際にも同様の被害があったにもかかわらず、水の上なら地震が発生しても安心だと小舟に乗って避難した人々に多数の犠牲が発生したことを記し、過去の教訓が生かせなかったことを嘆いている。



多くの人が集まり、活発な社会活動が日々繰り返されている大都市では、とりわけ災害の記憶が薄れがちになるが、**160**年前に、この碑を建立し後世に教訓を伝えようとした人々の思いを受けとめなくてはならない。

いかなる自然災害が発生しても、人命を守ることはもちろん、わが国をけん引する成長エンジンである大都市としての機能を維持し、「強さ」と「しなやかさ」を持った地域・経済社会の構築を図る。そのためには、あらゆる事態を想定して、大都市としてどのような場合にどのようなリスクを抱えているかを分析し、平時から備えておくことが求められる。

強靱化の取組みにおいては、府民一人ひとりの主体的な取組が必要となる。本計画を踏まえ、過去の教訓を忘れることなく、大阪の強靱なまちづくりに向け、府民とともに取り組んでいく。

# 目 次

<b>第1章 大阪府の特性</b> .....	<b>1</b>
I 地域特性 .....	1
II 災害の歴史.....	2
III 大阪府の対応.....	5
<b>第2章 基本的な考え方</b> .....	<b>6</b>
I 大阪府が取り組む意義 .....	6
II 基本的な方針.....	8
<b>第3章 取組みにあたっての考え方</b> .....	<b>9</b>
I 特に配慮すべき事項 .....	9
II 施策の推進とPDCA サイクル .....	10
<b>第4章 脆弱性評価</b> .....	<b>11</b>
I 評価の枠組みと手順.....	11
II 評価の実施.....	12
<b>第5章 具体的な取組みの推進</b> .....	<b>13</b>
I 概要.....	13
II 具体的な取組み .....	14
<b>【別紙】脆弱性評価結果</b> .....	<b>68</b>

# 第1章 大阪府の特性

## I 地域特性

府の地勢は、西は大阪湾に面し、北は北摂山地、東から南にかけて生駒・金剛山地・和泉山脈に囲まれ、西に開いた盆地状の地形をなしている。中央部に位置する大阪平野を、淀川、大和川の2本の一級河川が東西に流れ、淀川以北には山地、丘陵地が、淀川と大和川に挟まれた中央部には、南北に伸びる上町台地（中位段丘面）を挟んで東西に沖積低地が発達し、大和川以南の南部域には丘陵地・台地が分布する。



(出典：大阪府企画室)

府に影響を及ぼす主な地震として、国の地震調査研究推進本部は、以下の地震の発生確率を公表している。南海トラフ沿いに発生する地震による地震動や津波による被害が、概ね **100** 年から **150** 年の間隔で発生し、今後 **30** 年以内に同地震が発生する確率は **70%**程度としている。



(出典：国土交通省)

また、府域内には、豊中市から大阪市を経て岸和田市に至る上町断層帯、北摂山地に沿って東西に延びる有馬一高槻断層帯、生駒山地の西麓に南北に延びる生駒断層帯が存在し、今後 **30** 年以内に発生する確率は、同推進本部は、上町断層帯で **2%**～**3%**としている。

府内には、大阪市、堺市、門真市、寝屋川市、守口市等7市に約 **2,250ha**の「地震時に著しく危険な密集市街地」が存在する。

また、主に、淀川河口両岸から上町台地西方の沖積低地には、標高が大阪湾の朔望平均満潮位以下の“ゼロメートル地帯”が約 **4千ha**存在し、さらに、大阪市内には、大阪駅をはじめとする駅周辺に約 **22.5ha**の広大な地下街が存在する。

このような防災上の課題を抱える地域に、関西都市圏の中核として、全国で2番目の府内総生産を生み出す産業構造や、約 **885** 万人の夜間人口と、約 **930** 万人の昼間人口を有している。

### (1) 地震・津波

#### ① 宝永地震（宝永4年（1707年））

遠州灘から四国までの沖合を震源として発生した海溝型の巨大地震。揺れ・津波による被害ともに極めて大きく、家屋の倒壊は、東海、近畿、四国のほか北陸、中国、九州でも発生。

津波は房総から九州に至る太平洋岸を襲い、大坂へは地震発生から約2時間後に来襲し、安治川や木津川の河口から遡上し、市街地を縦横に走る堀川に沿って甚大な被害を及ぼした。

宝永地震の被害は揺れ・津波によって倒壊（流失）家屋**29,000**余戸、死者**4,900**人余と推定されているが一説には死者が**20,000**人を超えたともいわれている。

#### ② 安政南海地震（安政元年（1854年））

紀伊水道から四国にかけての南方海域を震源として発生した海溝型の巨大地震。紀伊半島～四国にかけての太平洋沿岸地域や畿内における揺れ・津波による被害は極めて大きく、大坂へも地震発生から約2時間後に津波が来襲した。津波は宇治川や木津川の河口から侵入、大坂市中の堀川に沿って遡上し、大坂の市街地に甚大な被害を及ぼした。

地震による全国的な被害は全壊家屋**20,000**余戸、半壊家屋**40,000**余戸、焼失家屋**2,500**余戸、流失家屋**15,000**余戸、死者約**30,000**人と推定されている。

なお、安政南海地震の前日には、同じく海溝型の巨大地震である安政東海地震が遠州灘沖で発生している。

#### ③ 阪神・淡路大震災（平成7年（1995年））

震度7の都市直下型の地震。神戸市を中心とした阪神地域および淡路島北部で甚大な被害が発生し、人的被害は、死者**6434**名（うち大阪府内**31**名）、行方不明者**3**名、負傷者**43792**名に達し、死因の約9割は、家屋、家具類等の倒壊による圧死とされる。

都市施設においては、港湾埠頭の沈下や、鉄道高架橋や高速自動車道路等の倒壊・落橋等が発生。

また、ライフラインでは、水道で約**123**万戸の断水、下水道で8処理場の処理能力に影響が生じ、工業用水道で最大時に**289**社の受水企業の断水、地震直後の約**260**万戸の停電、都市ガスでは約**86**万戸の供給停止、電話においても交換設備の障害により約**29**万件、家屋の倒壊、ケーブルの焼失等によって約**19万3千**件の障害が発生した。



## (2) 風水害

### ① 台風

#### ・ 室戸台風（昭和 9 年（1934 年））

風速、潮位ともに超大型のもので、室戸で瞬間的には **60m/sec** を記録したが、降雨は少なかった。西大阪一帯は浸水し、死者、行方不明者 **1,888** 人を数える大災害となった

#### ・ ジェーン台風（昭和 25 年（1950 年））

紀伊半島南部と四国の太平洋側に最多雨域があって、その山岳部では **400 mm** を示した。内陸沿岸および大阪湾岸、淀川流域は **30 mm** 以下となっており、降水による影響よりも、強風による影響の方が大きく、家屋の倒壊や港内船舶の被害が大きかった

更に、高潮および越波によって大阪市域の **30%** に相当する **56km<sup>2</sup>** におよぶ地域が浸水した。

#### ・ 第 2 室戸台風（昭和 36 年（1961 年））

暴風、高潮および波浪等により西大阪、中之島一帯、泉北泉南海岸をはじめ、府下各地の人、家屋、港湾施設に甚大な被害を与え、その被害総額は約 **1,200 億円** に及んだ。

特に、大阪湾沿岸では、地盤沈下により機能低下した防潮堤を越波、あるいは溢流し、大きな被害をもたらした。西大阪の内陸河川では、高潮による越波、溢流および一部河川堤防の破損のため、西淀川、港、此花、福島、北、西、大正、西成の西大阪各区のほか、城東区、都島区にわたって浸水し、大阪市の浸水域は **31km<sup>2</sup>** に達した。

このほか、沿岸各地域にも浸水したところが多く、暴風と波浪によって泉州海岸一帯は防潮堤をはじめ公共土木施設等に甚大な被害を蒙った。

昭和 40 年から伊勢湾台風級の超大型台風による高潮に十分対処できる防潮施設を整備。それ以降、大阪において台風による大きな災害は発生していない。



室戸台風による浸水区域

(出典：防災科学技術研究所 自然災害情報室 HP)



ジェーン台風による浸水区域

(出典：防災科学技術研究所 自然災害情報室 HP)



第2室戸台風による浸水区域

(出典：防災科学技術研究所 自然災害情報室 HP)

## ② 豪雨

### <北部大阪>

- ・「北摂豪雨」台風 7 号くずれの低気圧による豪雨（昭和 42 年 7 月）

総雨量 **215.5 mm**（茨木）、最大時間雨量 **48 mm/h**（茨木）を記録した豪雨で、茨木市と摂津市の約 **1/3** が浸水したといわれている。死傷者 **61** 名、家屋の全半壊 **41** 戸、床上・床下浸水約 **25,000** 戸、河川堤防決壊 **12** 箇所、橋梁被害 **13** 箇所が記録されている。

### <東部大阪>

- ・「東大阪水害」台風 5 号による集中豪雨（昭和 32 年 6 月）

**24** 時間雨量 **311.2 mm**（八尾）、最大時間雨量 **62.9 mm/h**（八尾）を記録した豪雨で、東大阪市等において洪水被害および生駒山系の土砂崩壊など、甚大な被害が発生した。

- ・梅雨前線による豪雨（昭和 47 年 7 月）、台風 20 号による豪雨（昭和 47 年 9 月）

7 月の豪雨と 9 月の台風により、大東市、東大阪市を中心として延べ約 **10** 万戸の家屋が浸水した。

### <南部大阪>

- ・「昭和 57 年災害」台風 10 号および低気圧による豪雨（昭和 57 年 8 月）

総雨量 **404.0 mm**（千早）、最大時間雨量 **49.5 mm/h**（尾崎）を記録した豪雨が発生。

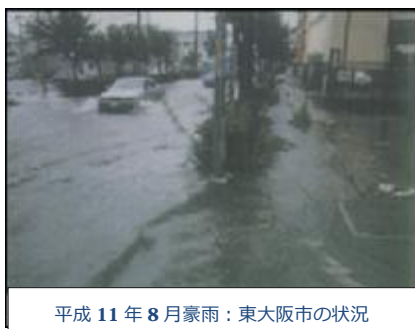
**3** 時間から **5** 時間にわたり **20 mm/h** 以上の降雨が降り続いたため、南河内を中心に石川、槇尾川など **4** 河川 **7** か所で破堤、西除川、東除川など **15** 河川 **63** 箇所で溢水、生駒、金剛、和泉、葛城山系で広範囲にわたり山腹崩れやがけ崩れが発生。

死傷者 **12** 名、家屋の全半壊 **169** 戸、床上・床下浸水約 **74,000** 戸、がけ崩れ **5** 箇所、地すべり **1** 箇所が記録されている。



### 近年の大阪の主な台風、豪雨災害

項目		年次	昭和57年	平成元年	平成7年	平成11年		平成24年	平成25年
		月日等	8/1 ～8/3	9/2 ～9/3	7/2 ～7/6	6/23 ～6/30	8/9 ～8/11	8/13～8/14	8/24～8/25
降雨状況	水害の原因となつた降雨	総雨量 (mm)	404.0	323.0	335.0	474.0	246.0	213.0	149.0
		最大24時間雨量 (mm/24hr)	千早	金熊寺	田原	見山	田原	天神	三国
		時間最大雨量 (mm/hr)	252.0	321.0	226.0	229.0	245.0	227.0	150.0
			千早	金熊寺	関屋橋	見山	田原	天神	三国
			49.5	51.0	67.0	83.0	69.0	111.0	60.0
		尾崎	金熊寺	関屋橋	春日橋	田原	妙見東	三国	
被害状況	一般被害	床下浸水 (戸)	62,421	3,384	3,668	1,229	3,126	17,080	1,444
		床上浸水 (戸)	11,523	76	69	125	330	2,554	63
		死者 (人)	8	1	0	0	0	1	0
		主な被災地	大阪市 松原市 堺市	大阪市 寝屋川市 泉佐野市	大阪市 東大阪市 八尾市	豊中市 寝屋川市	大阪市 東大阪市 八尾市	寝屋川市 門真市 守口市 高槻市 枚方市	大阪市 豊中市 吹田市 寝屋川市 守口市 大東市



平成11年8月豪雨：東大阪市の状況



平成24年8月豪雨：寝屋川市の状況

(出典：大阪府都市整備部)

## Ⅲ 大阪府の対応

府では、東日本大震災を貴重な教訓とした新たな知見等に基づき、府が算定した南海トラフ巨大地震の被害想定を踏まえて、平成26年3月、「大阪府地域防災計画」の修正を行い、新たな対策強化の方向性を打ち出し、さらに、平成27年3月には、「新・大阪府地震防災アクションプラン」（以下「新・地震防災AP」という。）を改訂し、着実に対策を推進している。

また、「人命を守ることを最優先とする」を基本的な理念として、「逃げる」「凌ぐ」「防ぐ」各施策を総合的・効果的に組み合わせた治水対策に取り組んでいる。また、土砂災害についても、人命を守ることを基本理念として、土砂災害防止法に基づいた区域指定を最優先としたリスクの開示と共有を基軸に、市町村や地域住民等と緊密に連携して、ソフト対策と、ハード対策を効果的・効率的に組み合わせた対策を推進している。

## 第2章 基本的な考え方

### I 大阪府が取り組む意義

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災は、自然災害の脅威と、それに対する都市の脆弱性を再認識させ、府においても、「大阪府防災・危機管理対策推進本部」を設置し、様々な取り組みを進めてきた。しかしながら、平成23年3月に発生した東日本大震災では、それまでの知見をはるかに超える被害が発生し、地震災害等に対する、わが国の社会システムがまだまだ脆弱であることが明らかとなった。

また、近年、全国的にも1時間降水量50ミリ以上（非常に激しい雨）や、80ミリ以上（猛烈な雨）の短時間強雨の観測頻度が増加しており、府内においても、計画対象降雨を上回る豪雨により、都市機能や資産が集中する市街地における浸水被害や、山間部における土砂災害が発生するなど、気候変動に伴う災害リスクの増大が危惧されている。

国は、このような自然の猛威に正面から向き合い、大規模自然災害等から国民の生命、身体及び財産を保護し、並びに国民生活及び国民経済を守るとして、平成25年12月に「強しなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」を公布・施行し、平成26年6月には、基本法に基づく「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が閣議決定された。

地方公共団体においても、基本計画と調和する形で基本法に基づく「国土強靱化地域計画」を策定することにより、大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災、迅速な復旧復興に資する施策等を総合的に推進するための枠組みが整備された。

これまで、わが国では効率性を優先し、社会的経済的機能を都市部に集積させてきたため、ヒト・モノ・カネが集中している大都市で災害が発生した際には、混乱や被害が深刻な状況に陥ると懸念される。なかでも、大阪府は沖積低地が広がる地形、残存する密集市街地、広大な地下空間を有していることに加え、都市インフラの老朽化などによる脆弱性を抱えていることから、その危険性が高い。例えば、南海トラフ巨大地震が発生した際には、最悪の場合大阪府内で13万人余の死者の発生、約29兆円もの経済的被害が発生すると予測されており、わが国の社会経済全体に与える影響は甚大なものとなる。

府が策定した「大阪の成長戦略」では、大阪が将来めざすべき姿を「日本の成長をけん引する東西二極の一極として世界で存在感を発揮する都市」と定め、内外から信頼される安全・安心の確保など様々な取組みを進めている。また、昨年末から“首都・東京”とともに我が国の成長をけん引し、非常時には首都機能のバックアップを図る“副首都・大阪”の確立に向けた議論を始めている。

大阪・関西がめざすべき姿 ～2020年の大阪・関西の姿（将来像）～



(出典：「大阪の成長戦略（2015年2月版）」（大阪府）)

こういった状況を踏まえ、大都市大阪が、我が国全体の社会経済に与える影響を十分に考慮し、災害に対する「強さ」と「しなやかさ」を併せ持った社会づくりを考えていく必要がある。仮に、大規模な災害に見舞われた場合であっても、我が国の成長をけん引する大都市としての機能を、可能な限り維持、あるいは早期に回復するため、どういった備えが必要か、様々な角度であらかじめ検討することが求められている。

いかなる事態が発生しても人命を守るとともに、都市・社会が機能不全に陥らない経済社会のシステムを確保する観点から、起きてはならない最悪の事態を想定のうえ、これらの事態を確実に回避するため、既存の地震・津波対策や風水害対策を総点検し、漏れがないように体系的に整理を行った。そのうえで、これらの取組みを推進するため、大阪府強靱化地域計画（以下「本計画」という。）としてとりまとめることとした。

### (1) 計画の位置づけ

本計画は、府の強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、本計画以外の強靱化に関する府の計画等の指針となるべきものとして策定する。

なお策定にあたっては、「将来ビジョン・大阪」や「大阪の成長戦略」、「大阪府まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）」と整合を図るものとする。

### (2) 基本目標

いかなる自然災害が発生しようとも

- ① 人命の保護が最大限図られる
- ② 社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- ③ 府民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

を基本目標とする。

### (3) 対象とする災害（リスク）

府に影響を及ぼす災害（リスク）としては、幅広い事象が想定されるが、南海トラフ地震が遠くない将来に発生する可能性があるとの予測や短時間強雨の観測頻度の増加等がある。

このため、ひとたび大規模な自然災害が発生すれば、府域の広域な範囲に甚大な被害をもたらすこと、国の基本計画が大規模自然災害を対象としていることも踏まえ、本計画においては、大規模自然災害〔地震・津波、風水害（台風、豪雨、高潮、土砂災害等）〕を対象とする。

### (4) 計画の期間

本計画は、強靱化の推進に関して、中長期的な視野の下で施策の推進方針や方向性を明らかにするため、平成 36(2024)年度までを見据えて策定することとする。

また、今後の社会経済情勢等の変化や関連施策の推進状況等を踏まえつつ、概ね 5 年後に見直すこととする。

ただし、毎年度の施策の進捗状況等により必要に応じて変更の検討を行う。

## 第3章 取組みにあたっての考え方

### I 特に配慮すべき事項

先に掲げた4つの基本目標を達成し、大阪の安心・安全を確保するため、以下の点について、特に配慮しながら取り組む。

#### (1) 府民等の主体的な参画

府民、事業者等と、「自助」「共助」「公助」の考え方を共有し、国、府、市町村、住民、事業者、地域、ボランティア等との適切な連携と役割分担のもと、それぞれが主体的に行動し、取組みを推進する。

#### (2) 効率的・効果的な施策推進

基本目標に即し、優先度や費用対効果を考慮した上で、災害リスクや地域の状況等に応じて、「ハード対策」と「ソフト対策」を適切に組み合わせるなど、常に効率的・効果的な手法の検討を心がける。

なお、非常時に防災・減災等の効果を発揮するだけでなく、景観への配慮や地域での利用など、平常時の有効活用の観点も可能な限り取り入れることとする。

#### (3) 的確な維持管理

高度経済成長期以降に建設された都市基盤施設をはじめ多くの公共施設等が、一斉に更新時期を迎えることもあり、中長期的な視点によりできるだけ費用軽減を図る観点から検討を進める。

特に、人命に直結する可能性の高い都市基盤施設等については、点検の充実、予防保全の推進とレベルアップ、更新時期の見極め、日常的な維持管理の着実な実践により、効率的・効果的な維持管理を行っている。

#### (4) 広域連携の取組み

関西広域連合が策定する関西防災・減災プランと整合を図りながら、広域災害に備えて近隣府県との相互応援協定、全国知事会の広域応援協定等に基づき、自治体間の連携強化を進める。

限られた資源で効率的・効果的に強靱化の取組みを進めるためには、施策の優先度を考慮しながら進める必要がある。本計画に位置づける個別の施策の推進は、基本目標（第 2 章第 10 節）及び前項の特に配慮すべき事項を踏まえ、それぞれ関連付けられる計画に基づき、優先度を考慮し進めていく。

個別の施策については、基本的にはそれぞれ関連付けられる計画において、進捗管理、評価等（PDCA）を行うこととし、本計画については、毎年、それらの進捗状況を集約し、概括的な評価を行うことにより、進捗管理を行っていく。

なお、強靱化に関連する他の計画を見直しする際には、本計画との整合性について留意するものとする。



# 第4章 脆弱性評価

## I 評価の枠組みと手順

第2章第3節に掲げた基本目標と大阪府の地域特性を踏まえ、内閣官房国土強靱化推進室策定の「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」（平成26年3月策定、平成27年6月一部改訂）に基づき、大規模自然災害〔地震・津波、風水害（台風、豪雨、高潮、土砂災害等）〕に対する脆弱性評価を行うこととし、基本計画を参考に、以下の8つの「事前に備えるべき目標」と、その妨げとなるものとして4.3の「起きてはならない最悪の事態」を次の通り設定した。

### 起きてはならない最悪の事態

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態
I. 人命の保護が最大限図られる	1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1 都市部での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
		1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
II. 府及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持される	2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	1-3 大規模津波等による多数の死者の発生
		1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-5 風水害・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり府域の脆弱性が高まる事態
		1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
		2-1 被災地での食糧・飲料水等、生命に関わる物質供給の長期停止
		2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
		2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水食料等の供給不足
		2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
III. 府民の財産及び公共施設に係る被害の最小化	3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		3-1 矯正施設からの被収容者の逃亡、被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化
		3-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
		3-3 府庁機能の機能不全
IV. 迅速な復旧復興	4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	3-4 行政機関（府庁除く）の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
		4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要なものに伝達できない事態
		5-1 サプライチェーンの寸断をはじめ、災害等のリスク事象による企業の生産力低下
		5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
		5-3 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-4 海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響
		5-5 太平洋ベルト地帯の幹線が分断する等、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止
		5-6 金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態
		5-7 食料等の安定供給の停滞
IV. 迅速な復旧復興	6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。	6-1 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や石油・LPGガスサプライチェーンの機能の停止
		6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4 地域交通ネットワークが分断する事態
		6-5 異常濁水等により用水の供給の途絶
		7-1 市街地での大規模火災の発生
		7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生
		7-3 沿線・沿道の建物崩壊による直接的な被害及び交通麻痺
IV. 迅速な復旧復興	7 制御不能な二次災害を発生させない	7-4 ため池、ダム、防災施設、雨水幹線、排水ポンプ、天然ダム等の崩壊・機能不全による二次災害の発生
		7-5 有害物質の大規模拡散・流出
		7-6 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
		7-7 風評被害等による地域経済等への甚大な影響
		8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
IV. 迅速な復旧復興	8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-4 鉄道・道路・空港等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-5 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態



## II 評価の実施

具体的には、「起きてはならない最悪の事態」ごとに、現在、各関連計画に位置づけられている施策を精査し、個別施策ごとの課題を分析するとともに、施策の達成度や進捗を把握して、現状の脆弱性を分析・評価した。

脆弱性評価の結果は、別紙に記載する。

# 第5章 具体的な取組みの推進

## I 概要

本章では、脆弱性評価結果に基づき、「起きてはならない最悪の事態」を回避するために必要な施策を抽出し、以下のとおり、整理する。

起きてはならない最悪の事態		項目	ページ
1-1	都市部での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生	①～⑱	14
1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災	①～⑦	21
1-3	大規模津波等による多数の死者の発生	①～⑫	22
1-4	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	①～④	26
1-5	風水害・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり府域の脆弱性が高まる事態	①～⑧	28
1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	①～⑱	30
2-1	被災地での食糧・飲料水等、生命に関わる物質供給の長期停止	①～⑧	35
2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	①～④	38
2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	①～⑨	39
2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	①～③	41
2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水食料等の供給不足	①	42
2-6	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	①～⑤	42
2-7	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	①～⑦	42
3-1	矯正施設からの被収容者の逃亡、被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化	①	45
3-2	信号機の全面停止等による重大交通事故の多発	①	45
3-3	府庁機能の機能不全	①～⑩	45
3-4	行政機関（府庁除く）の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	①	47
4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	①～②	48
4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要なものに伝達できない事態	①～②	48
5-1	サプライチェーンの寸断をはじめ、災害等のリスク事象による企業の生産力低下	①～⑤	49
5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止	①～③	51
5-3	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	①	52
5-4	海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響	①～②	52
5-5	太平洋ベルト地帯の幹線が分断する等、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止	①～⑥	52
5-6	金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態	①	53
5-7	食料等の安定供給の停滞	①～②	53
6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPGガスサプライチェーンの機能の停止	①～③	54
6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止	①～②	54
6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	①～⑤	54
6-4	地域交通ネットワークが分断する事態	①～⑤	56
6-5	異常湧水等により用水の供給の途絶	①	56
7-1	市街地での大規模火災の発生	①～④	57
7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生	①～⑤	57
7-3	沿線・沿道の建物崩壊による直接的な被害及び交通麻痺	①～②	58
7-4	ため池、ダム、防災施設、雨水幹線、排水ポンプ、天然ダム等の崩壊・機能不全による二次災害の発生	①～④	58
7-5	有害物質の大規模拡散・流出	①～④	58
7-6	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	①	59
7-7	風評被害等による地域経済等への甚大な影響	①	59
8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	①	60
8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	①～④	60
8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	①～⑮	61
8-4	鉄道・道路・空港等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	①～⑨	66
8-5	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態	①～⑩	67

(事前に備えるべき目標)

## 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

(起きてはならない最悪の事態)

### 1-1 都市部での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

(必要な取組み)

#### ① 密集市街地対策（住宅まちづくり部）

取組	① 地震発生時に、人的被害や建物被害を軽減するため、「大阪府密集市街地整備方針」（H26.3 策定）及び「市整備アクションプログラム」（H26.6 該当市作成・公表）に基づき、H27 年度から 29 年度に老朽住宅の除却や防火規制 <sup>(注)</sup> の強化などのまちの不燃化、広幅員の道路等の整備早期化等による延焼遮断帯の整備、防災意識を高めるための地域への働きかけをより強力に促進する等により、H32 年度までに「地震時等に著しく危険な密集市街地」を解消する。  【対象地区】（大阪市）優先地区、（堺市）新湊、（豊中市）庄内、豊南町、（守口市）東部、大日・八雲東町、（門真市）門真市北部、（寝屋川市）萱島東、池田・大利、香里、（東大阪市）若江・岩田・瓜生堂  (注)防火規制：建物の新築や増築の際、燃えにくい建物である準耐火建築物や耐火建築物にすることを定める規制。		
	現状	目標	
	平成 27～29 年度	平成 30～36 年度	
○地震時等に著しく危険な密集市街地 2,248ha（H26 年）	○全 11 地区において、地域の理解・協力を得て、具体的な取組を推進	○地震時等に著しく危険な密集市街地（2,248ha）の解消（H32）	
関連計画	新・大阪府地震防災アクションプラン 4		

#### ② 防火地域等の指定促進（都市整備部）

取組	② 都市の不燃化を促進するため、市町村に対し、防火・準防火地域の指定を働きかける。さらに、密集市街地においては、戸建住宅等の小規模な建築物の不燃化を促進するための防火規制（防災街区整備地区計画等）の導入を働きかける。		
	現状	目標	
	平成 27～29 年度	平成 30～36 年度	
○指定建蔽率 60%以上の区域面積に占める防火・準防火地域指定面積の割合 約 6 割（H26 年度） ○「地震時等に著しく危険な密集市街地」で防災街区整備地区計画等の防火規制の導入 2 市 3 地区（H26 年度）	○市町村において、防火・準防火地域の指定や防災街区整備地区計画等の防火規制の導入 ・指定建ぺい率 60%以上の区域面積に占める防火・準防火地域指定面積の割合 約 6 割（H26）⇒約 7 割 ・「地震時等に著しく危険な密集市街地」で防災街区整備地区計画等の防火規制の導入	○左記の取組みを踏まえ、市町村における防火・準防火地域の指定 ・指定建ぺい率 60%以上の区域面積に占める防火・準防火地域指定面積の割合 約 7 割（H29）⇒全域（H36）	
関連計画	新・大阪府地震防災アクションプラン 5		

③ 消防用水の確保対策（危機管理室 環境農林水産部）

取組	z 地震発生時に、火災による被害を軽減するため、消防用水の確保に向けた以下の取組みを市町村に働きかける。 ■耐震性防火水槽の整備促進 ■ため池や農業用水路の貯水を消火用水や生活用水への活用	
	現状	目標
	平成 27～29 年度	平成 30～36 年度
○市町村において、耐震性防火水槽の整備箇所数 <b>3,579</b> か所（H26 年） ○市町村において、ため池や農業用水路の水を活用し、防災活動に取り組む防災協定締結 <b>6</b> 市（H26 年度）	○市町村において、耐震性防火水槽等の整備促進 ○市町村において、ため池や農業用水路の水を活用し、防災活動に取り組む防災協定の締結促進	○左記の取組みを踏まえ、対策の充実【継続】
関連計画	新・大阪府地震防災アクションプラン 6 大阪府ため池防災・減災アクションプラン	

④ 防災農地の登録（環境農林水産部）

取組	・地震発生時に、避難地を確保するため、防災上の役割が期待できる農地について、市町村と連携し、「防災農地 <sup>(注)</sup> 」の登録を促進する。 (注)防災農地：営農を通じて保全されている農地等で、災害時に防災空間として使用するもの。	
	現状	目標
	平成 27～29 年度	平成 30～36 年度
○防災農地の登録推進	○市町村と連携して、防災農地の登録促進	○左記の取組みを踏まえ、登録のさらなる促進【継続】
関連計画	新・大阪府地震防災アクションプラン 9	

⑤ 府有建築物の耐震化（全部局）

取組	・地震発生時に、府有建築物の被害を軽減し、府民・利用者の安全と府庁業務の継続性を確保するため「住宅建築物耐震 10 年戦略・大阪（大阪府耐震改修促進計画 H28～H37）」において示す耐震化への取組みの基本的な考え方を踏まえ、「府有建築物耐震化実施方針」を改定し、耐震化対策を実施する。 ・府有建築物の敷地内に埋設されているガス管については、建築物の修繕・更新に合わせ、耐震性に優れた管への取り換えを進める。	
	現状	目標
	平成 27～29 年度	平成 30～36 年度
○現状の耐震化率の目標 ・災害時に重要な機能を果たす建築物 <b>100%</b> （H27 年度） ・府有建築物全体 <b>90%</b> （H27 年度） ○耐震化率 ・災害時に重要な機能を果たす建築物 <b>95.8%</b> （H27.4） （警察施設 <b>90.7%</b> ） ・府有建築物全体 <b>84.9%</b> （H27.4）	○「府有建築物耐震化実施方針」の改定及びそれを踏まえた耐震化の促進	○耐震化率 ・災害時に重要な機能を果たす建築物 <b>95.8%</b> （H26） ⇒ <b>100%</b> （H30） ・府有建築物全体 <b>84.9%</b> （H26） ⇒ <b>95%</b> （H32）
関連計画	新・大阪府地震防災アクションプラン 10	

※長周期地震動については、今後国土交通省がまとめる「超高層建築物等における長周期地震動」への対策案に基づき、適切に対応。

⑥ 府営住宅・市町営住宅・大阪府住宅供給公社住宅の耐震化（住宅まちづくり部）

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震発生時に、入居者の生命、安全を確保し、住宅の被害を軽減するため、「住宅建築物耐震 10 年戦略・大阪（大阪府耐震改修促進計画 H28～H37）」において示す耐震化への取組みの基本的な考え方を踏まえ、各事業主体が掲げる耐震化を推進するための計画により耐震化対策を実施する。</li> </ul>	
現状	目 標	
	平成 27～29 年度	平成 30～36 年度
<ul style="list-style-type: none"> <li>○耐震化率（H26 年度） <ul style="list-style-type: none"> <li>・府営住宅 81.7%</li> <li>・大阪府住宅供給公社住宅 80.7%</li> <li>・市町営住宅 60.4%</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「大阪府営住宅ストック総合活用計画」、「大阪府住宅供給公社賃貸住宅ストック活用実施計画」に基づき耐震化を促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○耐震化率（H32） <ul style="list-style-type: none"> <li>・府営住宅 95%以上</li> <li>・大阪府住宅供給公社住宅 92%</li> </ul> </li> </ul>
関連計画	新・大阪府地震防災アクションプラン 10、13	

⑦ 民間住宅・建築物の耐震化の促進（住宅まちづくり部）

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震発生時に、民間住宅・建築物の被害等を軽減するため、「住宅建築物耐震 10 年戦略・大阪（大阪府耐震改修促進計画 H28～H37）」に基づき、耐震改修に加え、建替え、除却、住替え等、さまざまな取組みによる木造住宅の耐震化や多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進を働きかける。</li> <li>また、民間住宅・建築物の所有者が耐震化の重要性を理解し、取組みが進められるよう、確実な普及啓発を進める。</li> </ul> <p>（注）耐震化率（府民みんなでめざそう値）：府民みんなでめざそう値とは、府民の安全・安心な生活の基盤となる住宅・建築物の耐震化を府民一丸となって進めていくため、新築や建替え、耐震改修、除却などさまざまな手法により、府民みんながめざすべき共通の大きな目標として掲げるもの</p>	
現状	目 標	
	平成 27～29 年度	平成 30～36 年度
<ul style="list-style-type: none"> <li>○耐震化率（H28.3 未見込） <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅 83.5%</li> <li>・多数の者が利用する建築物 90.3%</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○昭和 56 年以前の開発地や密集市街地など耐震性の低い住宅が集中する地区や公共性の高い建築物等を優先した耐震化の促進</li> <li>○所有者への個別訪問やダイレクトメール等による普及啓発による耐震化に関する意識向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○耐震化率（府民みんながめざそう値）<sup>（注）</sup> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅 83.5%（H27）⇒95%（H37）</li> <li>・多数の者が利用する建築物 90.3%（H27）⇒95%（H32）</li> </ul> </li> <li>○左記の取組みを踏まえ、普及啓発等の充実</li> </ul>
関連計画	新・大阪府地震防災アクションプラン 13	

※長周期地震動については、今後国土交通省がまとめる「超高層建築物等における長周期地震動」への対策案に基づき、適切に対応。

⑧ 住宅の液状化対策（危機管理室 住宅まちづくり部）

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震発生時に、液状化による建物被害を軽減するため、H26 年度中に府域の液状化の可能性マップを公表し、大阪府建築士会、大阪府建築士事務所協会に府民相談窓口を設置しており、国の更なる検討状況を見極め、新たな知見が示されれば市町村とも情報共有を図りながら情報提供を行う。</li> </ul>	
現状	目 標	
	平成 27～29 年度	平成 30～36 年度
<ul style="list-style-type: none"> <li>○府域の液状化可能性マップの公表（H26 年）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大阪府建築士会、大阪府建築士事務所協会に相談窓口を設置し、相談事務を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○左記の取組みを踏まえ、新たな知見が示されれば市町村とも情報共有を図りながら情報提供を行う</li> </ul>
関連計画	新・大阪府地震防災アクションプラン 14	

⑨ 災害に強い良質なマンション整備（住宅まちづくり部）

取組	・建物の安全性が確保され、被災時においても一定の生活維持が可能な住宅や仕組みを普及させる。	
現 状	目 標	
	平成 27～29 年度	平成 30～36 年度
○「大阪府防災力強化マンション」認定実績 6 棟 604 戸	○認定状況を踏まえた、普及促進に向けた課題整理	○左記の課題整理を踏まえた、促進策の実施
関連計画	—	

⑩ 地震ハザードマップの作成（改訂）支援・活用（危機管理室 住宅まちづくり部）

取組	・地震発生時に起こりうる建物倒壊や火災延焼の危険性等について、住民が正確な知識・情報を持ち、的確な避難行動につなげるため、 <b>H27</b> 年度から <b>29</b> 年度までに、市町村に対して、地震ハザードマップの作成・改訂及びそれを活用した避難訓練の実施を働きかける。	
現 状	目 標	
	平成 27～29 年度	平成 30～36 年度
○地震ハザードマップの作成 42 市町村（H26 年度）	○全市町村において地震ハザードマップの作成・改訂 ○市町村において地震ハザードマップの住民への周知及び同マップを活用した避難訓練の実施	○左記の取組みを踏まえ、地震ハザードマップの周知・活用、同マップを活用した避難訓練の実施【継続】
関連計画	新・大阪府地震防災アクションプラン 16	



⑪ 消防団の活動強化（危機管理室）

取組	i 消防団活動の PR 等の消防団に対する府民理解の促進と住民・自主防災組織等との連携強化に向けた取組みを進める。 i さらに、今後より大きな役割が期待される女性消防団員の加入を促進するため、女性分団の設置等による環境づくりを進める。	
	現 状	目 標
		平成 27～29 年度
○消防団員 10,476 人 (H27 年) ○女性消防団員 222 人 (H27 年)	○全市町村において消防団の装備等の整備 (H28) ○地域防災力強化に向けた消防学校での中堅幹部団員教育訓練の内容改訂と実施 ○全市町村において住民や自主防災組織と連携した地域防災訓練の実施 ○女性分団の設置等による女性消防団員の加入促進 195 人 (H26) ⇒ 262 人 (H29 : 全国の消防団員数に占める女性消防団員数の割合と同等) ○救命処置等の能力向上のため、女性消防団員を対象とした講習の実施 (H27) ○消防団活動に対する府民理解の促進に向けた消防団活動の PR ○市町村において、「消防団協力事業所表示制度」の導入・促進 ○消防団への加入促進 (府内消防団員約 10,000 人を維持)	○左記の取組みを踏まえ、活動強化に向けた取組みの充実【継続】 ○消防学校において教育訓練の実施【継続】 ○全市町村における住民や自主防災組織と連携した地域防災訓練の実施【継続】 ○左記の取組みを踏まえ、女性消防団員の活躍支援に向けた取組みの充実【継続】 ○左記の取組みを踏まえ、団員の加入促進、消防団活動への理解促進に向けた取組みの充実【継続】
関連計画	新・大阪府地震防災アクションプラン 23、24、25	

⑫ 「避難行動要支援者」支援の充実（危機管理室 福祉部）

取組	・ 地域の高齢者、障がい者等、「避難行動要支援者」に対する情報伝達体制や避難支援・安否確認体制の整備が図られるよう、その方策を市町村とともに検討の上、H27 年度から 29 年度までに全市町村において、「避難行動要支援者支援プラン」の策定及び避難行動要支援者名簿の作成が完了するよう、働きかける。	
	現 状	目 標
		平成 27～29 年度
○避難行動要支援者名簿の作成市町村数 (H27.4) 実施済 : 22 実施中 : 21	○全市町村において避難行動要支援者支援プランの策定及び避難行動要支援者名簿の作成	○全市町村において避難行動要支援者名簿の適切な更新と地域コミュニティレベルでの要支援者の支援体制の確立
関連計画	新・大阪府地震防災アクションプラン 36	



⑬ 在住外国人への防災情報の提供（危機管理室 府民文化部）

取組	① 地震発生時に、在住外国人の安全を確保するため、在住外国人にわかりやすい各種ハザードマップや防災の手引き等の多言語化等の充実、在住外国人への配付や市町村ホームページでの掲載等を市町村に働きかける。		
	現状	目標	
		平成 27～29 年度	平成 30～36 年度
	○ハザードマップ等の多言語版の作成 <b>26 市町村 (H27.3)</b> ○市町村・国際交流協会等を対象とした在住外国人（及び外国人旅行者）に対する災害対策に係る情報交換・ワークショップ実施（ <b>H27.7</b> ）	○全市町村において、防災手引き等の多言語版の作成、在住外国人への配布、市町村ホームページへの掲載	○左記の取組みを踏まえ、市町村において防災の手引き、市町村ホームページ等の更新【継続】
関連計画	新・大阪府地震防災アクションプラン 39		

⑭ 文化財所有者・管理者の防災意識の啓発（教育委員会）

取組	① 文化財の所有者及び管理者の防災意識を啓発するため、文化財耐震診断や文化財保存活用計画の策定を働きかける。また、消火栓等の設置・改修や消火・避難訓練等の実施を働きかける。 ② また、地震発生時に人的被害を軽減するため、市町村及び文化財所有者に対して、地震発生時の情報伝達や避難誘導に取り組むよう働きかける。		
	現状	目標	
		平成 27～29 年度	平成 30～36 年度
	○耐震基礎診断：国指定 <b>100%</b> 、府指定 <b>8%</b> （ <b>H27.4</b> ） ○自動火災報知設備：国指定 <b>100%</b> 、府指定 <b>66%</b> （ <b>H27.4</b> ） ○防災訓練：例年 <b>90%</b> 前後の市町村で実施（ <b>H27.4</b> ）	○所有者等において文化財耐震診断の実施、保存活用計画の策定、消火栓等の設置・改修、文化財防火デー等における消火・避難訓練等の実施	○左記の取組みを踏まえ、対策の充実【継続】
関連計画	新・大阪府地震防災アクションプラン 41		

⑮ 鉄道施設の防災対策（都市整備部）

<b>取組</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震発生時に、人的被害を軽減するとともに、地震発生後に防災拠点や周辺府県との連絡を確保し、救命救助活動や支援物資の輸送を担う広域緊急交通路の通行機能を確保するため、<b>H27</b> 年度から <b>29</b> 年度に、鉄道事業者に対して、以下の取組みを働きかける。 <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 広域緊急交通路と交差又は並走する鉄道施設及びそれと連続する区間の耐震診断および診断結果を踏まえた耐震化</li> <li>■ 乗降客数 <b>1</b> 万人／日以上かつ折り返し運転が可能な駅又は複数路線が接続する高架駅及びそれと連続する区間の耐震診断及び診断結果を踏まえた耐震化</li> <li>■ 南海トラフ巨大地震発生時に、津波による浸水被害が想定される地下駅等の浸水対策</li> </ul> </li> </ul>	
<b>現状</b>	<b>目標</b>	
	<b>平成 27～29 年度</b>	<b>平成 30～36 年度</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 鉄道駅舎の耐震化 <b>8</b> 駅完了 <b>H26</b> 年度末)</li> <li>○ 鉄道施設等の耐震化 <b>10</b> 箇所完了 (<b>H26</b> 年度末)</li> <li>○ 地下駅等の浸水対策 南トラ地震発生時に浸水が想定される地下駅における浸水対策について、事業費の一部を国・地元市が協調し鉄軌道事業者に補助 (<b>H27</b> 年度より実施)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 鉄道施設等の耐震診断（対象 <b>50</b> 箇所）と対策の実施</li> <li>○ 鉄道駅舎の耐震診断（対象 <b>25</b> 駅）と対策の実施</li> <li>○ 地下駅等の浸水対策の検討（対象 <b>10</b> 駅）と対策の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 鉄道施設等の耐震化の実施【継続】</li> <li>○ 鉄道駅舎の耐震化の実施【継続】</li> <li>○ 地下駅等の浸水対策の実施【継続】</li> </ul>
<b>関連計画</b>	新・大阪府地震防災アクションプラン <b>46</b>	

⑯ 被災民間建築物・宅地の危険度判定体制の整備（住宅まちづくり部）

<b>取組</b>	<p>地震発生時に、余震等による被災建築物や宅地における二次被害を防止するため、被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士の養成、登録を進め、判定体制の充実を図る。</p>	
<b>現状</b>	<b>目標</b>	
	<b>平成 27～29 年度</b>	<b>平成 30～36 年度</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被災建築物応急危険度判定士の登録者数 <b>4,881</b> 人 (<b>H27.3</b>)</li> <li>○ 被災宅地危険度判定士の登録者数 <b>1,000</b> 人確保 (<b>H27.3</b>)</li> <li>○ 被災建築物応急危険度判定士の養成講習会 年 <b>5</b> 回</li> <li>○ 被災宅地危険度判定士の養成講習会 年 <b>2</b> 回</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被災建築物応急危険度判定士の登録者数 <b>4,886</b> 人 (<b>H25</b>)→<b>6,500</b> 人</li> <li>○ 被災宅地危険度判定士の登録者数 <b>1,000</b> 人確保を継続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被災建築物応急危険度判定士の登録者数 <b>6,500</b> 人→<b>10,000</b> 人</li> <li>○ 被災宅地危険度判定士の登録者数 <b>1,000</b> 人確保を継続</li> </ul>
<b>関連計画</b>	新・大阪府地震防災アクションプラン <b>75</b>	

⑰ 救急救命士の養成・能力向上（危機管理室）

<b>取組</b>	<p>地震発生時に、救急救命活動を的確に行う体制を強化するため、市町村が必要とする救急救命士を計画的に養成するとともに、消防庁の指針に基づきその能力向上を図る。</p>	
<b>現状</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 拡大された処置を実施できる救急救命士の養成を開始 (<b>H26</b> 年度)</li> </ul>	
<b>関連計画</b>	新・大阪府地震防災アクションプラン <b>93</b>	

⑱ 大規模盛土造成地マップの公表（住宅まちづくり部）

<b>取組</b>	・府内で想定される南海トラフ巨大地震や上町断層帯地震などに備え、自らの生命・財産を守るために、普段から居住する宅地の状況を知り、災害の事前防止や被害の軽減につなげる。		
<b>現 状</b>	<b>目 標</b>		
	<b>平成 27～29 年度</b>	<b>平成 30～36 年度</b>	
○大規模造成地マップ公表率 <b>93%</b> 40/43 市町村（H27.10）	○大規模造成地マップ公表率 <b>100%</b> 43/43 市町村 ○公表したマップを活用し、所有者自ら宅地状況の確認が進むよう普及啓発を継続		
<b>関連計画</b>	—		

**1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災**

① 府有建築物の耐震化（全部局） ※取組内容等は 1-1⑤に記載

② 府営住宅・市町営住宅・大阪府住宅供給公社住宅の耐震化（住宅まちづくり部）

※ 取組内容等は 1-1⑥に記載

③ 学校の耐震化（府民文化部 住宅まちづくり部 教育委員会）

<b>取組</b>	・地震発生時に児童・生徒の安全確保と学校の建物被害を軽減するため「住宅建築物耐震 10 年戦略・大阪（～H37）」に基づき耐震化対策を推進する。		
<b>現 状</b>	<b>目 標</b>		
	<b>平成 27～29 年度</b>	<b>平成 30～36 年度</b>	
○耐震化率 (府立学校) ・高等学校 <b>99.6%(H27.4)</b> ・支援学校 <b>95.2%(H27.4)</b> (市町村立学校) ・小中学校 <b>95.2%(H27.4)</b> ・幼稚園 <b>78.3%(H27.4)</b> (私立学校) ・小中学校 <b>82.4%(H26.4)</b> ・高等学校 <b>68.0%(H26.4)</b> ・幼稚園 <b>70.8%(H26.4)</b> ・専修学校 <b>69.4%(H26.4)</b>	○耐震化率 (府立学校) ・高等学校 <b>100%(H27)</b> ・支援学校 <b>100%(H27)</b>	○耐震化率（府民みんなでめざそう値） (市町村立学校) ・小中学校 <b>100% (H32)</b> ・幼稚園 <b>100% (H32)</b> (私立学校) ・小中学校 <b>95% (H32)</b> ・高等学校 <b>95% (H32)</b> ・幼稚園 <b>95% (H32)</b> ・専修学校 <b>95% (H32)</b>	
<b>関連計画</b>	新・大阪府地震防災アクションプラン 11		

④ 病院・社会福祉施設の耐震化（福祉部 健康医療部 住宅まちづくり部）

取組	・地震発生時に、入院患者や入所者の安全を確保し、病院・社会福祉施設等の建物被害を軽減するため、「住宅建築物耐震 10 年戦略・大阪（～H37）」に基づき、耐震化対策を推進する。	
	現 状	目 標
		平成 27～29 年度
○耐震化率 ・病院 58.3% (H26 年) ・社会福祉施設等 82.8% (H25 年)	○所有者において、病院、社会福祉施設の耐震化の促進	○耐震化率 ・病院 55.7% (H25) ⇒ 95% (H32：診療所含む) うち、災害拠点病院 78.9% (H25) ・社会福祉施設等 82.8% (H25) ⇒ 95% (H32：老人ホーム等)
関連計画	新・大阪府地震防災アクションプラン 12	

⑤ 民間住宅・建築物の耐震化の促進（住宅まちづくり部） ※取組内容等は 1-1⑦に記載

⑥ 文化財所有者・管理者の防災意識の啓発（教育委員会） ※取組内容等は 1-1⑭に記載

⑦ 被災民間建築物・宅地の危険度判定体制の整備（住宅まちづくり部）

※ 取組内容等は 1-1⑯に記載

### 1-3 大規模津波等による多数の死者の発生

① 防潮堤の津波浸水対策（都市整備部 環境農林水産部）

取組	① 南海トラフ地震発生に伴う液状化により、堤防が沈下することによる津波浸水被害の拡大を防ぐため、防潮堤の液状化対策を推進する。 (注)第一線防潮堤：台風等による大波や高潮による被害を防ぐ堤防で、水門等の施設を含め最前線に位置するものこと。	
	現 状	目 標
		平成 27～29 年度
○対策完了防潮堤 5.7km (H26 年度末) / 57.4km	○H26 年度からの 3 年間で、要対策延長(府管理分約 57km)のうち、第一線防潮堤 <sup>(注)</sup> で「満潮時に地震直後から浸水が始まる危険性のある防潮堤(約 9km)」の対策を完了 ・ 0km ( H26 ) ⇒ 9km (H28) ※大阪市管理分についても、同様の整備方針で対策を行う。	○要対策延長（府管理分：約 57 km）全ての対策を完了(H35) ※大阪市管理分についても、同様の整備方針で対策を行う。
関連計画	新・大阪府地震防災アクションプラン 1	

② 水門の耐震化等（都市整備部）

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震発生後に、津波を防御する水門機能を確保するため、先行取組みとして、<b>H26</b> 年度から水門の耐震補強工事を実施しており、必要な対策を計画的に推進する。</li> <li>三大水門（安治川水門・尻無川水門・木津川水門）の将来のあり方についても、検討を行う。</li> </ul>		
	現 状	目 標	
		平成 27～29 年度	平成 30～36 年度
<ul style="list-style-type: none"> <li>水門の耐震補強（揺れ、液状化）<b>2</b> 基（<b>H26</b> 年度末）／<b>4</b> 基（尻無川水門、正連寺川水門に着手）</li> <li>水門の耐津波補強（津波）<b>1</b> 基（<b>H26</b> 年度末）／<b>5</b> 基（安治川水門に着手）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水門の耐震補強（揺れ、液状化）<b>4</b> 基／<b>4</b> 基</li> <li>水門の耐津波補強（津波）<b>2</b> 基／<b>5</b> 基</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水門の耐津波補強（津波）全<b>5</b> 基完了</li> </ul>	
関連計画	新・大阪府地震防災アクションプラン 2		

③ 水門機能の高度化（都市整備部 環境農林水産部）

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>大阪府沿岸部に設置されている水門は、全て高潮対策用に建設されたものであるため、操作開始から閉鎖完了までに時間を要する。一方、南海トラフ地震で発生する津波は、地震発生後、約<b>120</b> 分で大阪市域に到達するため、津波到達までに水門閉鎖が間に合わない恐れがあることから、津波で閉鎖する水門について、必要な操作員の確保と併せて、操作員の安全確保や迅速・確実な操作のため、遠隔操作化や自動化を推進する。</li> </ul>		
	現 状	目 標	
		平成 27～29 年度	平成 30～36 年度
<ul style="list-style-type: none"> <li>水門の遠隔操作化 <b>21</b> 基（<b>H26</b> 年度末）／<b>22</b> 基</li> <li>水門の自動化 <b>0</b> 基（<b>H26</b> 年度末）／<b>3</b> 基</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水門の遠隔操作化 <b>21</b> 基/<b>22</b> 基⇒<b>22</b> 基/<b>22</b> 基</li> <li>水門の自動化 <b>0</b> 基/<b>3</b> 基⇒<b>3</b> 基/<b>3</b> 基</li> </ul>	—	
関連計画	都市整備部地震防災アクションプログラム		

④ 地下空間対策（危機管理室）

取組	<p>浸水想定区域内に地下街等を有する全ての市町、地下街等の所有者又は管理者と連携して、南海トラフ巨大地震等に伴う津波や想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水・雨水出水・高潮が発生した場合、地下街の利用者や従業員が迅速・円滑に避難できるよう、水防法に準拠<sup>(注)</sup>した、「避難確保・浸水防止計画の作成」、避難誘導等の訓練、地下出入口における止水対策の着実な実行を施設管理者に働きかける。</p> <p>(注)水防法に準拠：H25 年 7 月の水防法の改正により、洪水による浸水想定範囲内に位置する地下街、要配慮者利用施設、大規模な工場その他の施設を対象に、利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等について定められた。この定めを津波による浸水想定範囲についても適用するもの。</p>		
	現 状	目 標	
		平成 27～29 年度	平成 30～36 年度
<ul style="list-style-type: none"> <li>大阪市地下空間浸水対策協議会において検討を進め、「大阪市地下空間浸水対策ガイドライン」を策定（<b>H27.3</b>）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全施設管理者において、「避難確保・浸水防止計画」の作成、避難誘導等の訓練の実施、地下出入口における止水対策の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>左記の取組みを踏まえ、「避難確保・浸水防止計画」の充実、避難誘導等の訓練の拡充、地下出入口における止水対策の完了</li> </ul>	
関連計画	新・大阪府地震防災アクションプラン 7		

⑤ 津波に関する的確な避難勧告等の判断・伝達（危機管理室）

<b>取組</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>沿岸市町<sup>(注)</sup>において、津波に関する的確な避難勧告等の判断及び住民への情報伝達ができるよう、<b>H27</b>年度中に大阪府版避難勧告等の判断・伝達マニュアルガイドラインを改訂し、沿岸市町におけるマニュアル策定・改訂を働きかける。</li> </ul>	
<b>注</b>	(注)沿岸市町： <b>H25.8.19</b> に設定した大阪府の津波浸水想定において、浸水想定区域を管内に有する <b>14</b> 市町（大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、高石市、泉南市、阪南市、忠岡町、田尻町、岬町）	
<b>現状</b>	<b>目標</b>	
	<b>平成 27～29 年度</b>	<b>平成 30～36 年度</b>
○避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成に向けた府の考え方を作成	○全ての沿岸市町においてガイドラインを踏まえたマニュアルの策定・改訂	○左記の取組みを踏まえ、必要に応じたガイドラインの改訂やマニュアルの充実【継続】
<b>関連計画</b>	新・大阪府地震防災アクションプラン 15	

⑥ 津波ハザードマップの作成支援・活用（危機管理室 都市整備部）

<b>取組</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>沿岸市町のうち、既に<b>13</b>市町において津波ハザードマップを作成しており、残る<b>1</b>市においても、<b>H27</b>年度から<b>29</b>年度までに津波ハザードマップ作成を働きかける。</li> <li>また、住民の防災意識の向上と的確な避難行動につながるよう、沿岸市町に対して、津波ハザードマップを活用した避難訓練の実施を働きかける。</li> </ul>	
<b>現状</b>	<b>目標</b>	
	<b>平成 27～29 年度</b>	<b>平成 30～36 年度</b>
○沿岸市町のうち津波ハザードマップを作成 <b>13</b> 市町 ( <b>H27.4</b> )	○沿岸市町において津波ハザードマップの作成及び同マップを活用した避難訓練の実施 ・ <b>12</b> 市町 ( <b>H26</b> ) ⇒ <b>14</b> 市町	○左記の取組みを踏まえ、沿岸市町において津波ハザードマップの周知・活用、同マップを活用した避難訓練の実施【継続】
<b>関連計画</b>	新・大阪府地震防災アクションプラン 17	

⑦ 堤外地の事業所の津波避難対策（都市整備部）

<b>取組</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>津波発生時に、堤外地<sup>(注)</sup>にある事業所関係者が迅速に避難できるよう、津波により浸水が想定される事業所等に対し、津波避難計画の作成や避難訓練の実施を働きかける。</li> </ul>	
<b>注</b>	(注)堤外地：防潮堤よりも海側の土地のこと。	
<b>現状</b>	<b>目標</b>	
	<b>平成 27～29 年度</b>	<b>平成 30～36 年度</b>
○事業者全体説明会を開催し働きかけ ( <b>H26</b> 年度) ○個別市町の事業者に対し、沿岸市町とともに働きかけ <b>1</b> 市 ( <b>H26</b> 年度)	○対象となる全事業所において津波避難計画の作成及びそれを活用した避難訓練の実施	○左記の取組みを踏まえ、津波避難計画及び訓練内容の充実【継続】
<b>関連計画</b>	新・大阪府地震防災アクションプラン 18	



⑧ 沿岸漁村地域における防災対策（環境農林水産部）

取組	z 地震発生時に、沿岸漁村地域における人的被害や火災被害を軽減するため、 <b>H27</b> 年度から <b>29</b> 年度までに、住民が広域避難を行うための一時避難地となる広場等や耐震性防火水槽を整備するとともに、一時避難地を活用した避難訓練を実施する。		
	現状	目標 平成 27～29 年度 平成 30～36 年度	
	○一時避難地の整備（耐震性防火水槽を含む）完了箇所数 0 箇所（ <b>H26</b> 年度）	○一時避難地（耐震性防火水槽を含む）の整備完了（ <b>H28</b> ） ・0 箇所（ <b>H26</b> ）⇒2 箇所（ <b>H28</b> ） ○一時避難地を活用した避難訓練等の実施	○一時避難地を活用した避難訓練等の実施【継続】
関連計画	新・大阪府地震防災アクションプラン 19		

⑨ 船舶の津波対策（都市整備部 危機管理室）

取組	・港内に停泊中の船舶等の津波被害の軽減を図るため、 <b>H27</b> 年度から <b>29</b> 年度までに船舶の動揺シミュレーション <sup>(注)</sup> の結果等を踏まえ、船舶の港外避難や避難できなかった場合の係留強化の手順などを関係機関とともに検討することで、民間事業者に対しこれらを取りまとめた対応マニュアル策定を支援する。また、関係機関と連携した訓練に参画する。 (注)船舶の動揺シミュレーション：津波が港内等に来襲した際に、係留施設や船舶がどのように揺れ動かかを予測すること。		
	現状	目標 平成 27～29 年度 平成 30～36 年度	
	○マニュアル策定の指針となるガイドラインを策定済み 0 市町（ <b>H26</b> 年度）	○民間事業者において対応マニュアルの策定 ○同マニュアルを活用した訓練への参画	○左記の取組みを踏まえ、マニュアルの充実【継続】
関連計画	新・大阪府地震防災アクションプラン 20		

⑩ 地域防災力強化に向けた自主防災組織の活動支援（危機管理室）

取組	・コミュニティレベルでの住民組織の避難活動等への取組み促進など、自主防災力向上に向け、自主防災組織のリーダー育成研修等を市町村に働きかけつつ、 <b>H27</b> 年度から <b>29</b> 年度までに、沿岸市町と連携して、津波浸水想定区域にある、すべての自主防災組織のリーダーが研修を受講する機会を設ける等、市町村と連携して、自主防災組織の中核となる人材の育成に努める。 ・また、先行取組みとして、 <b>H26</b> 年度からの 3 年間で、沿岸市町が行う自主防災組織への災害時避難用資機材の配備を支援する。		
	現状	目標 平成 27～29 年度 平成 30～36 年度	
	○リーダー育成研修受講者 546 人（ <b>H27</b> 年度） ○災害時避難用資機材の配備に係る防災訓練：196 回（ <b>H26</b> 年度）	○津波浸水想定区域内の自主防災組織リーダーの研修受講機会の確保	○全市町村における自主防災組織リーダーの育成【継続】 ○地域の自主防災組織の活動の充実
関連計画	新・大阪府地震防災アクションプラン 22		



⑪ 地域防災力強化に向けた水防団組織の活動強化対策（都市整備部）

取組	① 風水害への対応をはじめ、地域の防災に大きな役割を果たしている水防団が津波等の水防活動を円滑に行えるよう、資機材の充実を図るなど、水防団組織の活動強化を支援するとともに、市町村と連携して、加入促進を働きかける。 ② また、全ての水防団で住民・自主防災組織と連携の下、地域防災訓練が行われるように働きかける。	
	現状	目標
	平成 27～29 年度	平成 30～36 年度
○水防団加入促進活動の実施 パンフレットの配布など、P R 活動 ○津波防御施設の閉鎖などの訓練の実施 3 回（H26 年度） ・5 月：地域防災総合演習 ・7 月：夜間鉄扉閉鎖訓練 ・1 月：地震津波対応訓練	○水防団への加入促進（府内水防団員約 6,000 人を維持） ○全水防団において、住民や自主防災組織と連携した防災訓練の実施 ○津波防御施設の閉鎖訓練などの防災訓練の実施・充実	○左記の取組みを踏まえ、団員の加入促進等に向けた取組みを充実【継続】 ○左記の取組みを踏まえた訓練内容の更なる充実
関連計画	新・大阪府地震防災アクションプラン 26	

⑫ 津波防御施設の閉鎖体制（都市整備部）

取組	① 津波による浸水を防ぐとともに、津波防御施設（水門・陸閘等）の操作に従事する現場操作員の安全を確保するため、沿岸市町と連携した訓練の実施により、操作の確実性・迅速性の向上を図り、あわせて操作・退避ルールが実態に即したものとなっているか検証を行う等、津波防御施設の閉鎖体制の充実を図る。	
	現状	目標
	平成 27～29 年度	平成 30～36 年度
○市町村と連携した訓練の実施 2 回（7 月、1 月）（H26 年度）	○市町村と連携した訓練の実施 ○訓練を踏まえた操作・退避ルールの検証（H27）及び見直し	○市町村と連携した訓練の実施及び操作・退避ルールの充実【継続】
関連計画	新・大阪府地震防災アクションプラン 27	

1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

① 長期湛水の早期解消に向けた対策（危機管理室 都市整備部）

取組	① 地震発生後に、一部の地域では津波浸水による長期湛水 <sup>(注)</sup> の可能性があることから、H27 年度から 29 年度までに、関係機関と連携し、防潮堤の仮締切、ポンプ場の機能確保やポンプ車等による排水等、長期湛水の早期解消のための手順を予め定め、不測の事態に備える。 (注)長期湛水：市街地等の浸水が、排水施設の被災等により長期間にわたって解消されない状態。	
	現状	目標
	平成 27～29 年度	平成 30～36 年度
○長期湛水への対応手順を関係機関と協議	○関係機関と協議を進め、長期湛水への対応手順を決定	○左記における取組みを踏まえ、手順の点検を行い、必要な対応の充実を図る
関連計画	新・大阪府地震防災アクションプラン 3	

② 治水対策（都市整備部）

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>㊦ 河川毎に今後 <b>20～30</b> 年の当面の治水目標（時間雨量 <b>50</b> ミリ程度、<b>65</b> ミリ程度、<b>80</b> ミリ程度）を設定し、時間雨量 <b>50</b> ミリ程度で床下浸水を発生させない、かつ少なくとも <b>65</b> ミリ程度で床上浸水を発生させない対策を着実に実施する。</li> <li>㊦ 下水道は、当面の治水目標として <b>10</b> 年に <b>1</b> 回程度の降雨を対象として、下水道施設の着実な整備を推進する。また、住民及び市町村の避難判断に資するため、流域下水道防災システムを整備し、流域下水道ポンプの運転情報を発信することで、「逃げる」施策の推進につなげる。</li> <li>㊦ 近年増加している短時間強雨に対しては、「逃げる」「凌ぐ」「防ぐ」各施策を総合的・効果的に組み合わせた治水対策を進める。</li> </ul>	
	現 状	目 標
	平成 27～29 年度	平成 30～36 年度
<ul style="list-style-type: none"> <li>○治水目標の流下能力有：<b>571.4km</b>（<b>H26</b> 年末）／管理延長 <b>652.6km</b>（整備計画が未策定の <b>124.7km</b> 分を除く）</li> <li>・地下河川供用延長：<b>17.8km</b>（<b>H27.7</b>）／<b>27.7</b> km</li> <li>・流域下水道雨水ポンプ：<b>906m<sup>3</sup>/s</b>（<b>H26</b> 年末）／<b>968.4m<sup>3</sup>/s</b></li> <li>・流域下水道雨水幹線（合流幹線含む）：<b>164.5km</b>（<b>H26</b> 年末）／<b>166.9km</b>、うち増補幹線（寝屋川流域）<b>41.2km</b>（<b>H26</b> 年末）／<b>60.1km</b></li> <li>・流域下水道防災システム：<b>H27</b> 年度末整備完了、<b>H28</b> 年度供用</li> </ul>	<p>「当面の治水目標」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川施設は、河川毎に今後 <b>20～30</b> 年の当面の治水目標（時間雨量 <b>50</b> ミリ程度、<b>65</b> ミリ程度、<b>80</b> ミリ程度）を設定し、時間雨量 <b>50</b> ミリ程度で床下浸水を発生させない、かつ少なくとも <b>65</b> ミリ程度で床上浸水を発生させない対策を着実に実施する。</li> <li>・下水道は、当面の治水目標として <b>10</b> 年に <b>1</b> 回程度の降雨を対象として、下水道施設の着実な整備を推進する。</li> </ul> <p>「短時間強雨対策」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「人命を守ることを最優先とする」を基本的な理念として、近年増加している短時間強雨に対しては、「逃げる」「凌ぐ」「防ぐ」各施策を総合的・効果的に組み合わせた治水対策を進める。</li> </ul>	
関連計画	今後の治水対策の進め方	

③ 施設の老朽化対策（都市整備部）

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路、河川、港湾、海岸、公園、下水道などの都市基盤施設については、平成 27 年 3 月に策定した「大阪府都市基盤施設長寿命化計画」に基づき、老朽化対策を進めていく。</li> <li>○ 昭和 40 年代から整備を進めた護岸や排水機場等の河川施設は老朽化が進んでおり、施設の特性に応じた計画的かつ効果的な改築更新を行い、最適な機能を持続させるために、長寿命化等計画を策定し、効率的な維持管理を実施する。</li> <li>○ 長寿命化計画に基づく河川施設の延命化工事を実施しており、対象となる全ての水門、排水機場、流域下水道施設の改築更新工事を計画的に進める。</li> <li>○ 昭和 40 年に事業着手した流域下水道について、昭和の終わりから平成の初めにかけて一気に整備を進めた施設の老朽化が進んでおり、その対策が急務であることから、長寿命化等計画を策定し、計画的な施設の改築更新を進めるとともに、効率的な維持管理を実施する。</li> <li>○ 日常的な維持管理を着実に実践するとともに、予防保全を中心とした計画的な維持管理による道路施設の長寿命化を基本とし、更新時期についても的確に見極めていく等、「効率的・効果的な維持管理」を推進する。</li> <li>○ 人材の育成と確保（技術力の向上と継承）に加え、市町村など多様な主体と連携しながら地域単位で道路施設を守り活かしていく「持続可能な維持管理の仕組み」を構築する。</li> </ul>	
	現 状	<ul style="list-style-type: none"> <li>○維持管理計画の策定（対象：全管理河川 <b>154</b> 河川） <b>77</b> 河川作成済（<b>H26</b> 年末）</li> <li>○河川施設（設備）の延命化（対象：水門・排水機場 <b>183</b> 設備） <b>5</b> 設備（<b>H27</b> 年度）</li> <li>○長寿命計画の策定（<b>H27.3</b>）（対象（策定地点）：橋梁 <b>2,209</b> 橋、舗装 <b>1,527km</b>、<b>30</b> トンネルなど）</li> <li>○流域下水道施設（設備） 長寿命化計画に基づき計画的な改築更新を実施（<b>14</b> 下水処理場、<b>32</b> ポンプ場）</li> </ul>
関連計画	大阪府都市基盤施設長寿命化計画	

④ 下水道機能の早期確保（都市整備部）

取組	① 地震発生後に、流域下水道施設の処理機能を確保するため、 <b>H25</b> 年度に策定した、揚排水機能、沈殿機能、消毒機能の早期確保に向けた業務継続計画（下水道 B C P）について、 <b>H27</b> 年度から <b>29</b> 年度までに点検を行い、仮設ポンプ、仮設沈澱池の設置等、具体的な復旧計画を追加する等、現計画の改訂を行う。	
	現状	目標
	平成 27～29 年度	平成 30～36 年度
○業務継続計画の改定作業中	○全 <b>12</b> 下水道処理区において、業務継続計画の点検及び改訂	○左記の取組みを踏まえ、業務継続計画のさらなる充実【継続】
関連計画	新・大阪府地震防災アクションプラン <b>63</b>	

**1-5 風水害・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり府域の脆弱性が高まる事態**

① ため池の防災・減災対策（環境農林水産部）

取組	・自然災害から人命、財産を守るため、ため池や水路などの農業用施設の防災・減災対策を推進。 ・「大阪府ため池防災・減災アクションプラン」に基づき、対象ため池の耐震診断を計画的に実施するとともに、診断結果を踏まえ必要な耐震対策を実施する ・また、ソフト対策として、対象ため池の所在市町村に対して、ため池ハザードマップの作成、住民周知及び活用を働きかける。	
	現状	目標
	平成 27～29 年度	平成 30～36 年度
○耐震診断の実施 <b>116</b> 箇所（ <b>H26</b> 年度末） ○ハザードマップ作成、住民周知 <b>78</b> 箇所（ <b>H26</b> 年度末） ※うち地域版ハザードマップ <b>12</b> 箇所	○対象ため池耐震診断の実施 <b>100</b> 箇所 ○対象ため池の所在市町村において、ハザードマップ作成住民周知 <b>100</b> 箇所	○大阪府ため池防災・減災アクションプランに基づく耐震診断の実施【継続】 ○診断結果を踏まえ必要な耐震対策の計画的実施 ○対象ため池の所在市町村において、ハザードマップ作成、住民周知及び活用【継続】
関連計画	新・大阪府地震防災アクションプラン <b>8</b> 大阪府ため池防災・減災アクションプラン	

② 治水対策（都市整備部） ※取組内容等は 1-4②に記載

③ 土砂災害対策（都市整備部）

取組	① 土砂災害から人命を守るため、ハザードマップの作成や、家屋の移転等に関する費用の一部助成などの「逃げる」「凌ぐ」施策であるソフト対策と、「防ぐ」施策である施設の整備（ハード対策）を効果的・効率的に組み合わせ実施する。 ② 中でも、府民に土砂災害発生リスクを周知するための土砂災害防止法に基づいた区域指定を最優先に進めており、早急に残る区域の指定を進める。	
	現状	目標
	平成 27～29 年度	平成 30～36 年度
○区域を指定：累計 <b>3,985</b> 箇所（ <b>H26</b> 年度末）	○区域指定の完了（ <b>H28.9</b> ）	
関連計画	今後の土砂災害対策の進め方	

④ 山地災害対策（環境農林水産部）

取組	① 保安林を対象として、土砂の流出防止、土砂の崩壊防止等の、森林の防災機能を高めることを目的に、治山ダムの整備や荒廃森林における間伐等の森林整備を計画的にすすめていく。 ② 近年、局地的な集中豪雨が多発し、府内でも山地災害や流木災害による被害の拡大が懸念されていることから、森林環境税等により、下流に保全対象が多く危険度が高い溪流を対象として山地災害対策、流木対策などの予防的対策を推進する。	
	現状	目標
	平成 27～29 年度	平成 30～36 年度
○治山ダム対策基数 26 基（H26 年度）	100 基	180 基
関連計画	大阪府地域森林計画	

⑤ 風水害・土砂災害に関する的確な避難勧告等の判断・伝達（危機管理室 都市整備部）

取組	① 風水害、土砂災害に関する的確な避難勧告等の判断及び住民への情報伝達ができるよう、避難勧告等の判断・伝達マニュアルの策定・改訂を進める。	
	現状	目標
	平成 27～29 年度	平成 30～36 年度
○避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成に向けた府の考え方を作成	○全ての市町村においてガイドラインを踏まえたマニュアルの策定・改訂	○左記の取組みを踏まえ、必要に応じたガイドラインの改訂やマニュアルの充実【継続】
関連計画	—	

⑥ 施設の老朽化対策（都市整備部） ※取組内容等は 1-4③に記載

⑦ 下水道施設の耐震化等（都市整備部）

取組	① 地震発生後に、流域下水道施設の監視・制御機能を確保するため、管理棟やポンプ棟の建築構造物や流域下水道管渠、処理場、ポンプ場直近区間の管渠の耐震化を進める。 ② 流域下水道処理場の吐口から津波の逆流を防止するため、逆流防止対策を進める。	
	現状	目標
	平成 27～29 年度	平成 30～36 年度
○管理棟やポンプ棟の耐震化 ○流域下水道管渠（緊急交通路下重点区間）の耐震診断（対象 4.5 km）と対策の実施 ○処理場、ポンプ場直近区間の管渠の耐震診断（対象 1.7 km）と対策の実施 ○津波の逆流防止対策 対象 3 箇所 うち対策が必要な 1 箇所について具体的な対策内容を検討中（H27 年度）	○管理棟やポンプ棟の耐震化完了（H27）33 箇所 ○流域下水道管渠（緊急交通路下重点区間）の耐震診断（対象 4.5km）と対策の実施 ○処理場、ポンプ場直近区間の管渠の耐震診断（対象 1.7km）と対策の実施 ○津波の逆流防止対策完了（対象 3 箇所）	○流域下水道管渠（緊急交通路下重点区間）の耐震化完了 ○処理場、ポンプ場直近区間の管渠の耐震化完了
関連計画	新・大阪府地震防災アクションプラン 62	

⑧ 下水道施設の早期確保（都市整備部） ※取組内容等は 1-4④に記載



## 1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

- ① ため池の防災・減災対策（環境農林水産部） ※取組内容等は 1-5①に記載
- ② 津波に関する的確な避難勧告等の判断・伝達（危機管理室） ※取組内容等は 1-3⑤に記載
- ③ 堤外地の事業所の津波避難対策（都市整備部） ※取組内容等は 1-3⑦に記載
- ④ 地域防災力強化に向けた自主防災組織の活動強化（危機管理室）  
※取組内容等は 1-3⑩に記載

### ⑤ 学校における防災教育の徹底と避難体制の確保（府民文化部 住宅まちづくり部 教育委員会）

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童・生徒が自ら命を守る行動をとることができるよう、先行取組みとして、「学校における防災教育の手引き」を改訂し、府立学校及び市町村立学校において、発達段階に応じた総合的な防災教育の実施及び充実に努めている。</li> <li>・ 引き続き、<b>H27</b>年度から<b>29</b>年度までに、府立学校において地域の実態に応じ、様々な自然災害を想定した実践的な避難訓練及び防災教育を実施するとともに、市町村立学校についても、市町村教育委員会に実施を働きかける。</li> <li>・ とりわけ、津波浸水想定区域にある府立学校においては、各校が策定した「津波発生時対応シミュレーション」を活用し、避難訓練を実施するとともに、同地域内の市町立学校についても該当市町教育委員会に実施を働きかける。</li> <li>・ 私立学校については、府の取組みを積極的に情報提供し、私学の自主性を活かした防災教育の取組みの徹底を働きかける。</li> </ul>		
	現状	目標	
		平成 27～29 年度	平成 30～36 年度
○地域の実態に応じた避難訓練の実施 ・ <b>H26</b> 年度 自然災害を想定した避難訓練実施率（政令市を除く公立学校） 小学校 <b>99.8%</b> 中学校 <b>93.8%</b> 高等学校 <b>98.1%</b>	○全府立学校において地域の実態に応じた避難訓練の実施 ○市町村立学校、私立学校において、避難訓練の実施等の防災教育の取組みの徹底	左記の取組みを踏まえ ○全府立学校において地域の実態に応じた避難訓練の実施【継続】 ○市町村立学校、私立学校において、避難訓練の実施等の防災教育の取組みの徹底【継続】	
関連計画	新・大阪府地震防災アクションプラン 28		

### ⑥ 府民の防災意識の向上（危機管理室）

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 府民の防災意識の向上を図るため、地震発生時に府民一人ひとりが自ら命を守る行動をとるとともに、自身の安全を確保の上で地域での「共助」による防災活動にも取り組めるよう、防災に関する講習会や府のホームページ等による広報を充実する。</li> </ul>		
	現状	目標	
		平成 27～29 年度	平成 30～36 年度
○防災に関する講習会の開催 <b>32</b> 回 ( <b>H26</b> 年度)	○防災に関する講習会の開催（年 <b>24</b> 回） ○府のホームページ等の広報内容の点検・充実	○左記の取組みを踏まえ、啓発活動の充実【継続】	
関連計画	新・大阪府地震防災アクションプラン 29、30		

⑥-2 津波・高潮ステーションの利活用（都市整備部）

取組	① 津波・高潮災害に関する府民への普及啓発拠点として整備した「津波・高潮ステーション」を活用し、府民の防災意識の向上を図るため、 <b>H26</b> 年度から「津波・高潮ステーション ダイナキューブ（津波災害体感シアター）」の一部映像をインターネット配信している。 ② 引き続き、関係機関と連携したイベントの開催、民間等と連携したコンテンツの充実を図る等、災害への備えについてさらに普及啓発に取り組む。	
	現状	目標
	平成 27～29 年度	平成 30～36 年度
○「津波・高潮ステーション」来館者数 約 <b>32,400</b> 人（ <b>H26</b> 年） （累計 約 <b>174,000</b> 人）	○関係機関と連携したイベントの開催 ○民間等と連携したコンテンツの充実や広報活動の実施	○左記の取組みを踏まえ、普及啓発の取組みの充実【継続】
関連計画	新・大阪府地震防災アクションプラン 30	

⑦ 津波防災情報システムの整備・運用（都市整備部 環境農林水産部）

取組	① 地震発生時に、津波から迅速に避難することができるよう、港湾、河川の親水緑地など、不特定多数が利用するエリアを対象に、津波情報伝達施設（スピーカー）を <b>H28</b> 年度中に整備し、沿岸市町における確実・迅速な津波情報の伝達につなげる。	
	現状	目標
	平成 27～29 年度	平成 30～36 年度
○対策完了箇所数 <b>66</b> 箇所（ <b>H27</b> 年度末）	○津波情報伝達施設の整備完了（ <b>H28</b> ）及び適切な運用・ <b>66</b> 箇所（ <b>H27</b> ）⇒ <b>67</b> 箇所	○津波情報伝達施設の運用【継続】
関連計画	新・大阪府地震防災アクションプラン 33	

⑧ 「逃げる」防災訓練等（危機管理室 都市整備部）

取組	① 地震発生時に、府民等が津波を含め、さまざまな自然災害から迅速に「逃げる」ことで命を守ることができるよう、国・市町村や防災関係機関等と連携し、防災訓練や防災イベントを充実し、府民の防災意識の向上を図る。	
	現状	目標
	平成 27～29 年度	平成 30～36 年度
○淀川右岸・大阪府地域総合防災演習（ <b>H27.5</b> ） ○風水害夜間実働訓練（ <b>H27.6</b> ） ○大阪府・大阪市合同総合防災訓練（ <b>H27.9</b> ） ○近畿府県合同防災訓練（ <b>H27.10</b> ） ○「津波防災の日」訓練（ <b>H27.11</b> ） ○大阪府・市町村合同地震・津波災害対策訓練（ <b>H28.1</b> ） ○防災イベントの開催 5 回（ <b>H26</b> 年度）	○近畿府県及び国と連携した総合訓練の実施（年 3 回以上） ○市町村や防災関係機関等と連携した訓練の実施（年 2 回以上） ○市町村や防災関係機関等と協力した各種防災イベント（年 18 回以上）	○左記の取組みを踏まえ、訓練内容の充実【継続】
関連計画	新・大阪府地震防災アクションプラン 35	

⑧-2 大阪 880 万人訓練の充実（危機管理室）

取組	⑧ 地震発生時に、府民等が津波を含め、さまざまな自然災害から迅速に「逃げる」ことで命を守ることができるよう、「大阪 880 万人訓練（災害伝達訓練）」の実施とその検証を毎年行い、検証結果を踏まえて、訓練のさらなる充実を図り、的確な避難行動につなげる。	
	目 標	
	平成 27～29 年度	平成 30～36 年度
○訓練参加率 <b>19.1%</b> （おおさか Q ネット アンケート結果より） （H27 年度）	○毎年大阪 <b>880 万人訓練</b> の実施と検証及び訓練内容の充実 ○企業等との連動訓練等の実施	○左記の取組みを踏まえ、訓練内容のさらなる充実【継続】
関連計画	新・大阪府地震防災アクションプラン 34	

⑨ 「避難行動要支援者」支援の充実（危機管理室 福祉部） ※取組内容等は 1-1⑫に記載

⑩ 医療施設の避難体制の確保（健康医療部）

取組	・地震発生時に、入院患者や施設利用者等が、津波から迅速かつ円滑に避難できるよう、 <b>H27 年度から 29 年度</b> に、津波被害を想定した災害対策マニュアルの作成と避難訓練の実施を医療施設に働きかける。 ・また、市町村からの報告、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）及び大阪府防災行政無線等を用いて、医療機関の被災状況や患者受け入れ情報を一元的に把握し、速やかに市町村など関係機関及び府民に提供するための情報収集・伝達体制の充実を図る。	
	目 標	
	平成 27～29 年度	平成 30～36 年度
○災害対策マニュアルの策定： <b>52.0%</b> （H26 年） ○災害訓練の実施： <b>22.7%</b> （H26 年）	○医療施設において、災害対策マニュアルの策定及び同マニュアルに基づく避難訓練の実施 ○広域災害・救急医療情報システムの的確な運用及び必要な情報の点検・充実	○左記の取組みを踏まえ、災害対策マニュアルの策定及び同マニュアルに基づく訓練の実施【継続】 ○左記の取組みを踏まえ、情報収集・伝達体制の充実【継続】
関連計画	新・大阪府地震防災アクションプラン 37	

⑪ 社会福祉施設の避難体制の確保（福祉部）

取組	・社会福祉施設入所者や通所サービス等の施設利用者が、津波から迅速かつ円滑に避難できるよう、 <b>H27 年度から 29 年度</b> に、津波被害を想定した災害対策マニュアルの作成と避難訓練の実施を津波浸水想定区域内の社会福祉施設及びサービス提供事業所に働きかける。 ・また、社会福祉施設が万一、被災した場合に、その入所者や利用者の処遇を確保できるよう、 <b>H27 年度から 29 年度</b> に「災害時における応援協定等の締結に向けたガイドライン」を作成し、社会福祉施設相互における応援協定の締結を働きかける。	
	目 標	
	平成 27～29 年度	平成 30～36 年度
○大阪府・市町村社会福祉法人・施設等指導監査合同説明会にて、津波被害を想定した災害対策マニュアルの作成と避難訓練の実施を呼びかけ （H27 年度）	○津波浸水想定区域内の社会福祉施設等において、津波被害を想定した災害対策マニュアルの策定及び同マニュアルに基づく避難訓練の実施 ○「災害時における応援協定等の締結に向けたガイドライン」の作成	○左記の取組みを踏まえ、津波浸水想定区域内の社会福祉施設等において、津波被害を想定した災害対策マニュアルの策定及び同マニュアルに基づく訓練の実施【継続】
関連計画	新・大阪府地震防災アクションプラン 38	



⑫ 防災情報の収集・伝達（危機管理室）

取組	㊦ 地震発生時には大規模な通話支障が生じ、大部分の通話が困難になると想定されているため、大阪府防災行政無線を活用し、防災情報システムを的確に運用することにより、府内の被害状況把握等において、継続して防災情報の収集・伝達体制を確保する。 ㊦ 必要に応じ、災害対策本部において、被害状況の収集・分析、応急復旧活動に係る総合調整を行う。 ㊦ あわせて、おおさか防災ネットを活用するとともに、SNS等の府民からの情報の活用方策を検討する等、情報収集手段の多重化に取り組むことにより、防災情報の収集・伝達体制の充実を図る。	
	現 状	目 標
	平成 27～29 年度	平成 30～36 年度
○H26年度に再整備した大阪府防災行政無線を活用し、防災情報システムを的確に運用することにより、継続して防災情報の収集・伝達体制を確保。	○防災情報システムの的確な運用及び必要な情報の点検・充実	○左記の取組みを踏まえ、防災情報の収集・伝達体制の充実【継続】
関連計画	新・大阪府地震防災アクションプラン 31、87	

⑬ 在住外国人への防災情報の提供（危機管理室 府民文化部） ※取組内容等は 1-1⑩に記載

⑭ 外国人旅行者の安全確保（危機管理室 府民文化部）

取組	㊦ 地震発生時に、大阪に観光等で来訪している外国人がその安全を確保できるよう、滞在外国人が地震発生時に身の安全を守る上で必要な、情報の提供や対応方法等について、市町村や関係団体とともに検討を行い、各主体における取組みを促進する。	
	現 状	目 標
	平成 27～29 年度	平成 30～36 年度
○市町村・国際交流協会等を対象とした外国人旅行者（及び在住外国人）に対する災害対策に係る情報交換・ワークショップ実施（H27.7） ○大阪観光局のHP「OSAKAINFO」に「緊急時お役立ちポータルサイト」"EMERGENCY"を開設。（H27.8） ○外国人旅行者に対する上記ポータルサイトの啓発カードを作成、府内の観光案内所、宿泊施設、観光施設を通じて配布（H27.12） ○府内の宿泊施設、観光施設、市町村を対象とした外国人旅行者の安全確保に関するセミナーの開催（H28.1）	○必要な情報の提供や対応方法等について、国が策定した指針等を活用して、市町村や関係団体とともに検討を行い、各主体における取組みを促進	○左記の取組みを踏まえ、対策の充実【継続】
関連計画	新・大阪府地震防災アクションプラン 40	

⑮ 災害時の府民への広報対策（危機管理室 政策企画部 府民文化部）

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>z 地震発生後に、府民が必要とする防災情報を伝えるため、プレスセンターを開設する等、府政記者会加盟社をはじめとする各報道機関と締結している「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、協力・連携体制を強化する。</li> <li>z あわせて、被災者の方々の生活支援に必要な情報を提供できるよう、迅速・的確な広報活動に向け、広報体制の充実を図る。</li> <li>z 地震発生時に正しい情報を発信するため、状況に応じて発信すべき情報の設定を行うとともに、情報発信経路の事前シミュレーションを行う等、迅速かつ正確な情報発信に向けて取り組む。</li> </ul>
現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「災害時における放送要請に関する協定」締結 9社（H10.5）</li> <li>○「災害時における報道要請に関する協定」締結 16社（H9.6）</li> </ul>
関連計画	新・大阪府地震防災アクションプラン 88

⑯ 治水対策（都市整備部） ※取組内容等は 1-4②に記載

⑰ 河川の防災テレメータの整備（都市整備部）

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>z 府内各所に設置されている河川テレメータ（水位計）や、土木事務所・本庁に設置されている情報処理設備の信頼性の向上のため、本庁～土木事務所間の通信回線の二重化、予備電源（自家発、電池）の設置、主要サーバ等の二重化、ホームページのアクセス集中対策（サーバ増強）などに取り組んでいるが、大雨による河川増水時に洪水予報等の必要な防災情報を正確に発信するため、水防災情報システムの再整備、データ収集周期のリアルタイム化等の機能高度化を進める。</li> </ul>	
現状	<b>目 標</b>	
	平成 27～29 年度	平成 30～36 年度
<ul style="list-style-type: none"> <li>○本庁～土木事務所間の通信回線の二重化（H25 年度実施済み）</li> <li>○ホームページのアクセス集中対策（サーバ増強）（H27 年度実施済み）</li> <li>○水防災システムが老朽化。システムの更新と併せた機能高度化は未了</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○水防災情報システムの再整備完了（H33 年度）</li> </ul>	
関連計画	—	

⑱ 豪雨時の冠水対策（都市整備部）

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・豪雨時のアンダーパス部における道路冠水対策として、H21 年より車道部の冠水危険箇所（19 箇所）を近畿地方整備局ホームページ上に公開し、府民への情報提供を実施しているところであるが、引き続き迅速で正確な情報発信が必要である。</li> <li>・このため、アンダーパス部における道路冠水警報システム等の施設が設置されていない箇所（3 箇所）での対策を進める。</li> </ul>	
現状	<b>目 標</b>	
	平成 27～29 年度	平成 30～36 年度
<ul style="list-style-type: none"> <li>○道路冠水警報システム等の施設設置箇所 16 箇所（H26 年度末）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○道路冠水警報システム等の施設が設置されていない箇所（3 箇所）での対策完了</li> </ul>	
関連計画	—	

## 2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

### 2-1 被災地での食糧・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

#### ① 医薬品、医療用資器材の供給（健康医療部）

<b>取組</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震発生後に、安定して医薬品、医療用資器材を確保するため、既に、災害拠点病院では3日分の医薬品等や燃料の備蓄を、府薬剤師会及び府医薬品卸協同組合では7日分の医薬品等の流通備蓄を行っている。</li> <li>引き続き、医療関係機関と協力し、必要品目と必要量について点検を行いながら、必要量を確保する。</li> </ul>		
<b>現 状</b>	<b>目 標</b>		
	<b>平成 27～29 年度</b>	<b>平成 30～36 年度</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○医薬品等を迅速に供給することを取り決めた協定書締結 9 団体 (H27.4)</li> <li>○備蓄医薬品等の品目、数量及び備蓄場所等を取り決めた契約書締結 2 団体 (H27.4)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○備蓄品の品目、数量の点検と確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○左記の取組みを踏まえ、備蓄品の品目、数量の点検と確保【継続】</li> </ul>	
<b>関連計画</b>	新・大阪府地震防災アクションプラン 44		

#### ② 広域緊急交通路等の通行機能の確保（危機管理室 環境農林水産部 都市整備部 住宅まちづくり部 警察本部）

<b>取組</b>	<p>&lt;通行機能確保&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地震発生後に、府内の防災拠点（注）や周辺府県との連絡を確保し、救命救助活動や支援物資の輸送を担う広域緊急交通路の通行機能を確保するため、H27 年度から 29 年度までに重点的に橋梁の耐震化を進め、H32 年度までに橋梁の耐震化の完了をめざす。</li> <li>防災活動を支える道路ネットワークの整備を行い、災害時における緊急交通路の多重性、代替路の確保や防災拠点アクセス等の向上、府県間連携の強化を図る。</li> </ul> <p>&lt;沿道建築物の耐震化&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>耐震診断の義務化対象建築物については、H28 年末までに耐震診断を終了するとともに、H30 年度までに耐震改修等の完了を働きかける。</li> </ul> <p>&lt;信号機電源付加装置の整備等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急交通路重点 14 路線を中心に、停電時に信号機への電源供給をバックアップする設備等について、引き続き、その緊要性を踏まえた計画的な整備を進める。</li> </ul> <p>&lt;無電柱化の推進&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地震発生時に、電柱倒壊による道路閉塞を防止するため、「大阪府電線類地中化マスタープラン」において位置付けられた「優先して地中化するべき地域」のうち、広域緊急交通路に指定された路線、区間について、無電柱化を推進する。</li> </ul> <p>&lt;避難路等として活用できる基幹的農道の整備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地震発生後に、農村地域からの避難や支援物資搬入等を円滑に行えるよう、避難路、輸送路として活用できる農道を整備する。</li> </ul> <p>&lt;耐震強化岸壁の整備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地震発生後に、人命救助や支援物資搬入等に必要となる人員・物資等を円滑に輸送できるとともに、早期に経済活動を再開できるよう耐震強化岸壁を整備する。</li> </ul> <p>(注) 防災拠点：災害時に防災活動の拠点となる施設や場所のこと。府における防災拠点は、大阪府地域防災計画において、「災害対策上、極めて重要な機能を発揮する、人的・物的な集合体で、「司令塔機能」「現地司令塔機能」「物資等の備蓄・集積及び輸送基地」「消防・警察・自衛隊等の応援部隊の集結地」「医療救護を行う災害拠点病院」としている。</p>
-----------	---

現 状	目 標	
	平成 27～29 年度	平成 30～36 年度
<ul style="list-style-type: none"> <li>○広域緊急交通路等の橋梁の耐震化 345 橋(H26 年度末)</li> <li>○耐震診断の義務化対象建築物の耐震診断 121 棟(H26 年度)</li> <li>○防災・減災に資する道路ネットワークの強化・整備 0km(H26 年度末)</li> <li>○電源付加装置を整備済 321 基(H27 年度)</li> <li>○広域緊急交通路における無電柱化 13.5km(H26 年度末)</li> <li>○基幹的農道の整備 0km(H26 年)</li> <li>○耐震強化岸壁の整備 岸壁整備 6 バース (H26 年度末)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○通行機能確保 <ul style="list-style-type: none"> <li>・広域緊急交通路等の橋梁の耐震化 345 橋(H26)⇒395 橋(H29)</li> <li>・防災・減災に資する道路ネットワークの強化・整備 0km(H26)⇒24.8km / 対象 41.2km</li> </ul> </li> <li>○沿道建築物の耐震化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震診断の義務化対象建築物の耐震診断 (H28)、耐震改修等</li> </ul> </li> <li>○信号機電源付加装置の整備等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・停電信号機への電源供給バックアップ設備の更新・設置等 (緊急交通路重点 14 路線等)</li> </ul> </li> <li>○無電柱化の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・13.5km(H26)⇒17.5km</li> </ul> </li> <li>○基幹的農道の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・0km(H26)⇒1.25km / 対象 6.75km</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○通行機能確保 <ul style="list-style-type: none"> <li>・広域緊急交通路等の橋梁の耐震化 395 橋(H29)⇒397 橋(H32) 完了</li> <li>・防災・減災に資する道路ネットワークの強化・整備 24.8km(H29)⇒41.2km / 対象 41.2km</li> </ul> </li> <li>○沿道建築物の耐震化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震診断の義務化対象建築物の耐震改修等 (H30)</li> </ul> </li> <li>○信号機電源付加装置の整備等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・停電信号機への電源供給バックアップ設備の更新・設置等 (緊急交通路重点 14 路線等) 【継続】</li> </ul> </li> <li>○無電柱化の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・17.5km(H29)⇒19.0km (H32)</li> <li>※H33 以降の目標については、大阪府電線類地中化マスタープランの見直しとあわせて検討の予定</li> </ul> </li> <li>○基幹的農道の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・1.25km(H29)⇒6.75km / 対象 6.75km</li> </ul> </li> <li>○耐震強化岸壁の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹的防災拠点の耐震強化岸壁の整備</li> </ul> </li> </ul>
関連計画	新・大阪府地震防災アクションプラン 45	

### ③ 迅速な道路啓開の実施 (都市整備部)

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震発生後に、人命救助や支援物資搬入等を円滑に行えるよう、迅速な道路啓開<sup>(注)</sup>による通行機能の確保に向け、関係機関と連携した道路啓開訓練の実施とその検証を行い、H27 年度から 29 年度に、道路啓開体制等の充実を図る。</li> </ul> <p>(注)道路啓開：被災地との緊急輸送を確保するため、最低 1 車線分の緊急車両の通行帯を確保すること。</p>	
現 状	目 標	
	平成 27～29 年度	平成 30～36 年度
○関係機関と連携した道路啓開訓練 2 回 (H26 年度実績)	○関係機関と連携した道路啓開訓練の実施と検証及びそれを踏まえた道路啓開体制等の充実	○左記の取組みを踏まえ、道路啓開体制等のさらなる充実 【継続】
関連計画	新・大阪府地震防災アクションプラン 47	

④ 迅速な航路啓開の実施（都市整備部）

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震発生後に、人命救助や支援物資搬入等を円滑に行えるよう、迅速な航路啓開<sup>(注)</sup>による航路航行機能の確保に向け、関係機関と連携した航路啓開訓練の実施とその検証を行い、<b>H27</b>年度から<b>29</b>年度に、航路啓開体制等の充実を図る。</li> </ul> <p>(注)航路啓開：被災地との緊急輸送を確保するため、水中の瓦礫や障害物を取り除き、船舶が航行できるようにすること。</p>	
	現 状	目 標
	平成 27～29 年度	平成 30～36 年度
○関係機関と連携した航路啓開訓練 1回（ <b>H26</b> 年度）	○関係機関と連携した航路啓開訓練の実施と検証及びそれを踏まえた航路啓開体制等の充実	○左記の取組みを踏まえ、航路啓開体制等のさらなる充実【継続】
関連計画	新・大阪府地震防災アクションプラン 48	

⑤ 食糧や燃料等の備蓄及び集配体制の対策（危機管理室）

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>備蓄や集配等のあり方の検討・調査結果（<b>H26</b>年度実施）等を踏まえ、<b>H27</b>年度中に家庭・企業・事業所・行政等の適切な役割分担等を含む「大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針について」を策定する。</li> <li>その上で、必要備蓄量の目標設定と多様な方法による物資の調達・確保手段を確立し、<b>H27</b>年度から<b>29</b>年度までに、万一の際の被災者支援のための計画的な備蓄に努める。</li> <li>集配体制については、避難所を運営する市町村等と十分協議し、<b>H27</b>年度から<b>29</b>年度までに、市町村ごとの各地域レベルでのニーズ把握、調達、配送などのシステムを概成させる。</li> </ul>	
	現 状	目 標
	平成 27～29 年度	平成 30～36 年度
<ul style="list-style-type: none"> <li>○府内市町村と救援物資対策に関する協議会を設置（<b>H27</b>年度）</li> <li>○協議会において、「大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針について（最終案）」を取りまとめ、公表（<b>H27</b>年度）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○<b>H27</b>年度中に「大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針について」を策定し、<b>H28</b>年度以降、必要備蓄量の計画的な備蓄に努める</li> <li>○各地域レベルでのニーズ把握、調達、配送システムの概成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○左記の取組みを踏まえ、必要備蓄物資の点検と計画的な備蓄【継続】</li> <li>○各地域レベルでのニーズ把握、調達、配送システムの確立</li> </ul>
関連計画	新・大阪府地震防災アクションプラン 50	

⑥ 府有建築物の耐震化 ※取組内容等は 1-1⑤に記載



⑦ 水道の早期復旧及び飲料水の確保（健康医療部）

取組	<p>&lt;水道の早期復旧&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪広域水道企業団及び市町村水道事業者において、水道施設・管路の更新・耐震化等を積極的かつ計画的に実施するとともに、<b>H27</b>年度から<b>29</b>年度までに基幹病院や避難拠点等の重要給水施設に対する給水確保等対策を重点的に働きかける。</li> <li>・また、地震発生後に、損傷した管路等の早期復旧を図るため、災害時の相互応援協定等を基本とした水道（用水供給）事業者間での連携の強化を働きかける。これらの取組みにより、被害想定公表時に全面復旧には最長発災後<b>40日</b>（注）まで要するとした復旧期間について、<b>30日</b>以内にまでの短縮をめざす。</li> </ul> <p>&lt;飲用水確保&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震発生後の水道断水地域における飲料水については、大阪広域水道企業団が設置している「あんしん給水栓（注）」や市町村水道が設置している応急給水栓等の活用、府・市町村等の備蓄及び支援物資の供給により確保に努める。</li> </ul> <p>（注）最長発災<b>40日</b>：「大阪府南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会」において、上水道について「発災約<b>40日</b>後にほとんどの断水が解消」と想定されている。</p> <p>（注）あんしん給水栓：地震等による災害により水道施設が被害を受け、給水が停止した場合、生活用の飲料水や医療用水等を応急給水するための施設で、大阪広域水道企業団の送水管上に設置されているもの。</p>	
	現 状	目 標
	平成 27～29 年度	平成 30～36 年度
<p>○締結済の大阪広域水道震災対策相互応援協定に基づき横断的な訓練を通じて連携強化</p> <p>・数値指標</p> <p>基幹管路耐震適合率 <b>32.6%</b></p> <p>浄水施設耐震化率 <b>16.0%</b></p> <p>配水池耐震化率 <b>43.1%</b></p> <p>※25年度水道統計</p>	<p>○断水期間について、最長発災後<b>40日</b>間の断水を<b>30日</b>以内にまでの短縮をめざす</p> <p>○水道企業団及び市町村水道事業者において、基幹病院や避難拠点等の重要給水施設に対する給水の確保、災害時の相互応援協定等を基本とした水道（用水供給）事業者間での連携の強化</p>	<p>○左記の取組みを踏まえ、水道企業団及び市町村水道事業者において上記対応を実施【継続】</p>
関連計画	新・大阪府地震防災アクションプラン 51	

⑧ 井戸水等による生活水の確保（健康医療部）

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震発生時に、生活水の確保を図るため、町村域の家庭用井戸や企業の自家用水道などを災害時協力井戸としての登録を進めるとともに、市においても同様の取組みが行われるように働きかける。</li> <li>・また、市が行う市域の災害時協力井戸の登録事業に協力し、市からの依頼に基づきホームページでの災害時協力井戸の情報掲載等を行う等、事業の周知及び府民への情報提供に努める。</li> </ul>	
	現 状	目 標
	平成 27～29 年度	平成 30～36 年度
<p>○災害時協力井戸に関するホームページの定期的更新、井戸所在情報の発信の実施</p>	<p>○災害時協力井戸の登録事業の促進</p> <p>○ホームページによる事業周知及び登録情報の提供</p>	<p>○左記の取組みを踏まえ、対策の充実【継続】</p>
関連計画	新・大阪府地震防災アクションプラン 52	

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

- ① 広域緊急交通路等の通行機能の確保（危機管理室 環境農林水産部 都市整備部 住宅まちづくり部 警察本部） ※取組内容等は 2-1②に記載



② 迅速な道路啓開の実施（都市整備部） ※取組内容等は 2-1③に記載

③ 迅速な航路啓開の実施（都市整備部） ※取組内容等は 2-1④に記載

④ 道路防災対策（山間部の法面对策等）（都市整備部）

取組	i 豪雨等により道路法面が崩落し、通行に支障が生じるのを防止するため、道路防災総点検（H22 年度実施）結果に基づく要対策箇所（372 箇所）における対策を進める。		
	現状	目標	
		平成 27～29 年度	平成 30～36 年度
	○要対策箇所における対策完了箇所 105 箇所（H26 年度末）	○要対策箇所における未対策箇所の対策完了	
関連計画	大阪府都市基盤施設長寿命化計画		

### 2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

① 地域防災力強化に向けた水防団組織の活動強化対策（都市整備部）

※取組内容等は 1-3⑩に記載

② 消防団の活動強化（危機管理室） ※取組内容等は 1-1⑩に記載

③ 中長期も含めた災害医療提供体制（健康医療部）

取組	<p>&lt;初動期&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地震発生後の医療救護活動の初動期において、適切な医療が提供できるようにするため、災害拠点病院<sup>(注)</sup>（16 箇所 18 病院）での傷病者の受入れ体制、災害現場での応急処置やトリアージ<sup>(注)</sup>を行う D M A T<sup>(注)</sup>（日本 DMAT 隊 43 隊）出動態勢の確保に万全を期す。</li> </ul> <p>&lt;中長期&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療救護活動が初動から中長期に及ぶ場合においても、適切な医療が提供できるよう、H27 年度から 29 年度に他府県からの医療救護班の円滑な受入れ体制やコーディネート機能を整備する。</li> </ul> <p>(注)災害拠点病院：関西に拠点を置くライフラインや交通などの事業者、自治体、報道機関、専門家が参加し、インターネットのクラウドサービスを使ってさまざまな情報を共有・活用するシステムのこと。</p> <p>(注)トリアージ：災害時等において、現存する限られた医療資源（医療スタッフ、医薬品等）を最大限に活用し、救助可能な傷病者を確実に救い、可能な限り多数の傷病者の治療を行うため、傷病者の傷病の緊急性や重症度に応じて治療の優先順位を決定し、この優先順位に従って患者搬送、病院選定、治療の実施を行うこと。</p> <p>(注)D M A T：医師、看護師、業務調整員（医師・看護師以外の医療職及び事務職員）で構成され、大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場に、急性期（おおむね 48 時間以内）に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた医療チーム。</p>		
	現状	目標	
		平成 27～29 年度	平成 30～36 年度
	○災害医療コーディネーターの委嘱 20 名（H27 年度）	○医療救護班の円滑な受入体制やコーディネート機能の整備	○左記の取組みを踏まえ、災害医療体制の充実【継続】
関連計画	新・大阪府地震防災アクションプラン 42		

④ SCU（広域搬送拠点臨時医療施設）の運営体制（健康医療部）

<b>取組</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震発生時に、傷病者を被災地外に航空機で搬送する等、広域医療搬送機能を確保するため、<b>H27</b>年度から<b>29</b>年度までに、八尾空港で既に整備したSCUについて、運営マニュアルの整備等により運営体制の確保を図る。</li> <li>関西国際空港や大阪空港においても、ソフト面でのSCU体制整備を目指す。</li> <li>また、空港ごとにSCU協議会を設置し、管理運営ルールを作成する等、関係機関の連携体制を強化する。</li> </ul>	
<b>現状</b>	<b>目標</b>	
	<b>平成 27～29 年度</b>	<b>平成 30～36 年度</b>
○協議会設置か所 <b>1</b> 空港/ <b>2</b> 空港 ( <b>H26</b> 年度) (伊丹及び関空)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○関西国際空港、大阪空港においてSCUの体制整備</li> <li>○空港ごとに実務責任者によるSCU協議会の設置と効果的な運営体制の確保</li> </ul>	○左記の取組みを踏まえ、SCU管理運営体制の充実【継続】
<b>関連計画</b>	新・大阪府地震防災アクションプラン <b>43</b>	

⑤ 大規模災害時における受援力の向上（ヘリサインの整備など）（危機管理室）

<b>取組</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震発生後に、被災地外から集結するヘリコプターの各種防災拠点や避難場所などへの誤着陸を防止するとともに、被害状況確認を行う際の「道しるべ」となるよう、学校等の屋上に上空から視認できる大きな文字、いわゆるヘリサインの整備を促進していく。</li> <li>府域でのヘリサイン整備を先導する観点から、<b>H27</b>年度から<b>29</b>年度までに、全ての市町村でヘリサインを整備するとともに、引き続き市町村や関係部局などに整備・更新を働きかける。</li> </ul>	
<b>現状</b>	<b>目標</b>	
	<b>平成 27～29 年度</b>	<b>平成 30～36 年度</b>
○ヘリサインの整備 <b>37</b> 市町村 ( <b>H27</b> 年)	○全市町村で1箇所以上ヘリサインの整備	○左記の取組みを踏まえ、ヘリサインの整備・更新の促進【継続】
<b>関連計画</b>	新・大阪府地震防災アクションプラン <b>49</b>	

⑥ 後方支援活動拠点の整備充実と広域避難地等の確保（危機管理室 都市整備部）

<b>取組</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震発生後に、府内の被災者の救出・救助等にあたる自衛隊・消防・警察等の支援部隊が集結・駐屯する後方支援活動拠点や、火災の延焼拡大によって生じる輻射熱や熱気流から住民の安全を確保するための広域避難地等の確保、充実を図る。</li> <li>後方支援活動拠点については、<b>H27</b>年度から<b>29</b>年度までに、支援部隊の府域全域での迅速な展開を図る観点から、被害想定に基づく府域全体の配置のあり方を検証し、充実を図る。</li> <li>また、国の南海トラフ巨大地震対策計画等の検討を踏まえ、活動拠点の配置、運用や受入れ計画の見直しを行う。</li> </ul>	
<b>現状</b>	<b>目標</b>	
	<b>平成 27～29 年度</b>	<b>平成 30～36 年度</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○後方支援活動拠点等となる府営公園の整備 <b>698.1ha(H27.3)</b></li> <li>○大阪府が後方支援活動拠点を <b>11</b> 公園指定 (<b>H26</b> 年度)</li> <li>○広域的支援部隊受入計画の改訂 (<b>H27</b> 年度)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○広域避難地の検証</li> <li>○後方支援活動拠点の配置のあり方の検証 (<b>H27</b>)</li> <li>○後方支援活動拠点等となる府営公園の整備 ・<b>698.1ha(H26)⇒701.7ha(H29)</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○後方支援活動拠点等となる府営公園の整備 <b>701.7ha(H29)⇒734.5ha(H36)</b></li> <li>○左記の取組みを踏まえ、後方支援活動拠点の配置、運用や受入れ計画等の見直し</li> </ul>
<b>関連計画</b>	新・大阪府地震防災アクションプラン <b>56</b>	

⑦ 緊急消防援助隊受入れ・市町村消防の広域化（危機管理室）

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震発生後に、府民の救出救助活動の体制を強化するため、全国からの緊急消防援助隊<sup>(注)</sup>について、国や府内代表消防機関である大阪市消防局との密接な連携により、その受入体制の確保に万全を期す。</li> <li>また、いわゆるハイパーレスキュー隊<sup>(注)</sup>について、府内において、専任体制の確保や資機材等の充実強化が図れるよう、国に強く求めていく。</li> <li>また、府内の消防力強化に向けて、「大阪府消防広域化推進計画」を踏まえた対象市町村の広域消防運営計画の策定を促進するほか、様々な形で広域化を研究する。</li> </ul> <p>(注)緊急消防援助隊：被災地の消防力のみでは対応が困難な大規模・特殊な災害の発生に際して、発災地の市町村長・都道府県知事あるいは消防庁長官の要請により出動し、現地で都道府県単位の部隊編成がなされた後、災害活動を行う部隊及び制度のこと。</p> <p>(注)ハイパーレスキュー隊：消防救助機動部隊。大規模災害等に対応するため、特別な技術・能力を有する隊員や装備で編成される東京消防庁の特別高度救助隊のこと。</p>
現状	○緊急消防援助隊 227 隊（H27 年）
関連計画	新・大阪府地震防災アクションプラン 92

⑧ 救急救命士の育成・能力向上（危機管理室） ※取組内容等は 1-1⑩に記載

⑨ 救出救助活動体制の充実・強化（警察本部）

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震発生時に効果的な救出救助活動を行うため、救出救助活動に必要な装備を充実するとともに、迅速な初動活動を確立し、被災者の救出救助活動にあたる。</li> </ul>
現状	○平素から訓練を実施し、迅速な初動活動の確立や救出救助技能の向上に努めている。
関連計画	新・大阪府地震防災アクションプラン 94

## 2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

① 迅速な道路啓開の実施（都市整備部） ※取組内容等は 2-1③に記載

② 迅速な航路啓開の実施（都市整備部） ※取組内容等は 2-1④に記載

③ 災害拠点病院の燃料等の確保（健康医療部） ※取組内容等は 2-1①に記載

## 2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足

### ① 帰宅困難者対策（危機管理室）

取組	・地震発生後に、府内で就業する事業者、雇用者の安全確保のため、帰宅困難者等が多数集中し、混乱が危惧される大阪駅等の主要ターミナル駅周辺の混乱防止策や一斉帰宅の抑制により事業所にとどまった従業員を安全に帰宅させるための帰宅支援に関する対策を確立する。		
現 状	目 標		
	平成 27～29 年度	平成 30～36 年度	
○事業所における一斉帰宅の抑制対策ガイドライン策定（H26 年度）	○一斉帰宅の抑制ガイドラインを踏まえた事業者における実行計画策定、具体的な備えの実施 ○ターミナル駅周辺の混乱防止・帰宅支援に関する対策の確立	○左記の取組みを踏まえ、対策の充実【継続】	
関連計画	新・大阪府地震防災アクションプラン 55		

## 2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

- ① 病院・社会福祉施設の耐震化（福祉部 健康医療部） ※取組内容等は 1-2④に記載
- ② 医薬品、医療用資器材の供給（健康医療部） ※取組内容等は 2-1①に記載
- ③ 広域緊急交通路等の通行機能の確保（危機管理室 環境農林水産部 都市整備部 住宅まちづくり部 警察本部） ※取組内容等は 2-1②に記載
- ④ 迅速な道路啓開の実施（都市整備部） ※取組内容等は 2-1③に記載
- ⑤ 迅速な航路啓開の実施（都市整備部） ※取組内容等は 2-1④に記載

## 2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

### ① 被災地域の食品衛生監視活動（健康医療部）

取組	・地震発生後に、被災地における食中毒の未然防止を図るため、食品関係施設への食品等取扱の衛生指導、消費者への広報を行うとともに、衛生講習会を実施し、被災時における食品衛生に関する意識の向上を図る。		
現 状	目 標		
	平成 27～29 年度	平成 30～36 年度	
○食品衛生講習会等の実績 271 回（H26 年度）	○食品関係施設への監視指導及び衛生講習会の実施、消費者への広報、衛生講習会の実施（年 285 回程度を継続）	○左記の取組みを踏まえ、監視指導や衛生講習内容の充実【継続】	
関連計画	新・大阪府地震防災アクションプラン 60		

② 被災地域の感染症予防等の防疫活動の実施（健康医療部）

取組	<p>・地震発生後に、被災地域における感染症の拡大を抑えるため、速やかに感染症の発生状況及び動向調査を行い、必要と認めたときは健康診断の勧告を行う等、迅速かつ的確に防疫活動や保健活動を行うことができるよう、<b>H27</b>年度から<b>29</b>年度までに各保健所が策定した防疫活動の実施に向けたマニュアル等を検証し、必要な改訂を行う。あわせて、保健所設置市に対しても同様の取組みを働きかけることにより、府域の公衆衛生の確保を図る。</p>	
現 状	目 標	
	平成 27～29 年度	平成 30～36 年度
○「防疫活動の実施に向けたマニュアル」の策定 12 保健所（H26 年）	○各保健所が策定したマニュアル等の検証及び必要に応じてマニュアルの改訂	○左記の取組みを踏まえ、防疫活動や保健活動を行うためのマニュアル等の再検証、見直し
関連計画	新・大阪府地震防災アクションプラン 61	

③ 下水道施設の耐震化等（都市整備部） ※取組内容等は 1-5⑦に記載

④ 下水道機能の早期確保（都市整備部） ※取組内容等は 1-4④に記載

⑤ 生活ごみの適正処理（環境農林水産部）

取組	<p>z 地震発生後に被災地域の衛生状態を維持するため、関係施設が被害を受けた場合にも、生活ごみの処理が適正に行われるよう、広域的な応援要請や応援活動の調整を行い、適正処理を支援するため、他府県等、関係機関との連携体制の充実を図る。</p>	
現 状	目 標	
	平成 27～29 年度	平成 30～36 年度
○大規模災害時の施設の稼働状況等の連絡体制の構築による広域支援体制の確立に向けた取組みを進めている。	○大規模災害時の施設の稼働状況等の連絡体制の構築による広域支援体制の確立	○大規模災害時の施設の稼働状況等の連絡体制の維持、改善【継続】
関連計画	新・大阪府地震防災アクションプラン 65	

⑥ ご遺体の適切処置（健康医療部）

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「大阪府広域火葬計画」（H11.4 策定）に基づき、地震発生後に多数の犠牲者が発生した場合に備え、亡くなられた方の尊厳を確保した遺体の処理、火葬等が行えるよう、H27 年度から 29 年度までに、市町村において、ご遺体の保存に必要な資材の調達、輸送手段の確保等の必要な措置の検討及びそれらの措置に関する葬祭関係団体との広域的な援助協定締結等を働きかける。</li> </ul>	
現状	目 標	
	平成 27～29 年度	平成 30～36 年度
現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>○関係団体との協定の継続(H27 年度)</li> <li>・災害時等における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関する協定（（一社）全日本冠婚葬祭互助協会：H18.3 締結）</li> <li>・災害時における棺及び葬祭用品の供給等並びに遺体の搬送等の協力に関する協定（全日本葬祭業協同組合連合会及び（一社）全国霊柩自動車協会：H20.3 締結）</li> <li>○大阪府広域火葬計画に基づき、市町村担当部局（43 市町村）との連携による広域火葬体制の確保(H27 年度)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市町村担当部局との連携により広域火葬体制の確保</li> <li>○市町村において、府が締結している葬祭関係団体との協定を踏まえ、関係団体との協定締結</li> </ul>
関連計画	新・大阪府地震防災アクションプラン 70	

⑦ 健康危機発生時における近畿府県地方衛生研究所の相互協力体制の強化（健康医療部）

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震発生後に府内での感染症、食中毒等の健康危機に府立公衆衛生研究所が迅速かつ必要な対応をとるとともに、府のみでは対応が困難な場合に備え、近畿府県における地方衛生研究所の相互協力体制を確立・強化する。</li> </ul>	
現状	○定期的に会議等を開催(7 月と 11 月の年 2 回の会議開催及び年 1 回の訓練実施)	
関連計画	新・大阪府地震防災アクションプラン 90	



### 3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

#### 3-1 矯正施設からの被収容者の逃亡、被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化

- ① 警察施設の耐震化（警察本部） ※取組内容等は 1-1⑤に記載

#### 3-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

- ① 広域緊急交通路等の通行機能の確保（危機管理室 環境農林水産部 都市整備部 住宅まちづくり部 警察本部） ※取組内容等は 2-1②に記載

#### 3-3 府庁機能の機能不全

- ① 防災情報の収集・伝達（危機管理室） ※取組内容等は 1-6⑫に記載

- ② メディアとの連携強化（危機管理室）

取組	地震発生時に、防災情報を迅速かつ的確に収集し、府民に正確に伝えるため、H27 年度から 29 年度までに関西のライフライン事業者、地方公共団体、報道機関、有識者等により構成されている「かんさい生活情報ネットワーク」のさらなる活用に向け、メディアとの連携体制の充実強化を図る。		
	現 状	目 標	
		平成 27～29 年度	平成 30～36 年度
	○「L アラート」や「かんさい生活情報ネットワーク」を通じた連携体制を確保	○かんさい生活情報ネットワークへの加入者の拡大 ○情報収集・共有・伝達システムの的確な運用及び必要な情報の点検・充実	○左記の取組みを踏まえ、防災情報の収集・共有・伝達体制の充実【継続】
関連計画	新・大阪府地震防災アクションプラン 32		

- ③ 復興計画策定の手順（政策企画部）

取組	・被災者の生活、被災したまちを迅速に再建・回復するため、H27 年度から 29 年度までに、復興計画 <sup>(注)</sup> 策定の手順等を取りまとめたマニュアルを事前に作成しておく。 (注)復興計画：大規模な災害により甚大な被害が発生し、生活基盤や都市機能等が喪失した場合、従前の状態に復旧させるだけでなく、中長期的な展望を見据え新たな視点等を踏まえて策定される計画のこと。		
	現 状	目 標	
		平成 27～29 年度	平成 30～36 年度
	○復興計画策定マニュアルの検討	○復興計画策定の手順等のマニュアルの作成（H27）	○左記の取組みを踏まえ、マニュアルの充実【継続】
関連計画	新・大阪府地震防災アクションプラン 79		

④ 震災後の復興都市づくりにおける人材育成（都市整備部）

取組	① 迅速な復興まちづくりを進めるため、震災復興都市づくりに携わる都市計画実務担当者の手引である「大阪府震災復興都市づくりガイドライン（H17年度策定、H26年度改訂）」を市町村へ周知するとともに、防災訓練や研修会等を通じて、府、市町村双方の復興に関する手続きの習熟を図る。	
現 状	目 標	
	平成 27～29 年度	平成 30～36 年度
○「大阪府震災復興都市づくりガイドライン」の関係者への周知・習熟 ガイドラインを改訂し説明会を開催（H27.3）、大阪府都市計画主管課長会議や地震時初動対応研修等での説明、地震津波災害対策訓練での図上訓練や市町村との事前復興に関する共同研究の実施。（H26年度）	○改訂したガイドラインの関係者への周知・習熟	○ガイドラインの再点検・充実【継続】 ○左記の取組を踏まえた、ガイドラインの再点検・充実【継続】
関連計画	新・大阪府地震防災アクションプラン 80	

⑤ 大阪府災害等応急対策実施要領の改訂と運用（全部局）

取組	① 南海トラフ巨大地震等を想定した、事前防災体制の確保から発災後の初期段階の対応方針を定めた、大阪府災害等応急対策実施要領を H26 年度に改訂した。 ② 東日本大震災を教訓とした避難生活の長期化への対応も視野に入れ、発災直後から時系列・ステージ毎に即した対策とその目標を定めた実施要領として、今後運用していく。	
現 状	○「大阪府災害等応急対策実施要領」を改訂（H26 年度）	
関連計画	新・大阪府地震防災アクションプラン 85	

⑥ 府庁 BCP の改訂と運用（全部局）

取組	① 地震発生後も、府庁として必要な行政機能の維持と府民サービスに努めるため「大阪府庁業務継続計画 地震災害編」を踏まえ、出先機関を含めた部局版 BCP の改訂及び BCP を基にした研修・訓練の実施などを通じ、業務継続マネジメントを推進する。	
現 状	○庁内全部局において、各所管本庁業務に係る部局版 BCP の改訂（H27.9）	
関連計画	新・大阪府地震防災アクションプラン 86	

⑦ 都府県市間の相互応援体制（危機管理室）

取組	① 地震発生時に、近畿 2 府 7 県・関西広域連合、全国知事会の広域応援協定、関西広域連合と九都府市との応援協定等に基づく相互応援が円滑に行われ、府民の救助救援、被災者支援に厚みある活動が行えるよう、都府県市間の連携を強化する。	
現 状	○近畿 2 府 7 県及び関西広域連合「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」締結 ○全国知事会「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」締結 ○関西広域連合及び九都府市「関西広域連合と九都府市との災害時の相互応援に関する協定」締結	
関連計画	新・大阪府地震防災アクションプラン 89	

⑧ 健康危機発生時における近畿府県地方衛生研究所の相互協力体制の強化（健康医療部）

※ 取組内容等は 2-7⑦に記載

⑨ 災害対策本部要員等の訓練・スキルアップ対策（危機管理室）

取組	z 災害対策本部等に係る業務にあたる職員（防災要員）や市町村その他の場所に派遣され災害対策にあたる職員（緊急防災推進員）が地震発生後に、迅速かつ的確な応急災害対策活動を行えるよう、研修や訓練を行い、災害対応に対する意識や能力の向上を図る。	
現状	○研修・訓練実施 7回（H27年度） （府庁、広域防災拠点、後方支援拠点参集の緊急防災推進員対象等）	
関連計画	新・大阪府地震防災アクションプラン 95	

⑩ 発災後の緊急時における財務処理体制（会計局）

取組	z 地震発生後に、停電等が発生し、財務会計システムや関係システム又は庁内ネットワークが停止した場合においても、手書き処理による財務処理が行える体制を確保する。	
現状	○定期的な訓練等の実施 ○H25年度から手書き処理による財務処理の模擬訓練を実施（毎年9月） ○H27.1から振込データのバックアップ作成開始（毎開庁日）	
関連計画	新・大阪府地震防災アクションプラン 96	

### 3-4 行政機関（府庁除く）の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

① 特定大規模災害からの復旧事業に係る府の代行（全部局）

取組	z 円滑かつ迅速な復興のため、H27年度から29年度までに特定大規模災害 <sup>(注)</sup> における市町村の復旧事業に係る府の代行手続きをあらかじめ定める。 (注)特定大規模災害：極めて激甚な災害であって、災害応急対策を推進するために政府に緊急災害対策本部が設置されたもの。東日本大震災において初めて設置された。		
現状	目 標		
	平成 27～29 年度	平成 30～36 年度	
○府の代行手続きの設定及び市への周知等について調整中。	○府の代行手続きの設定及び市町村への周知	○左記の取組みを踏まえ、代行手続きの点検・充実【継続】	
関連計画	新・大阪府地震防災アクションプラン 82		

## **4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する**

### **4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止**

- ① 防災情報の収集・伝達（危機管理室） ※取組内容等は 1-6⑫に記載
- ② 河川の防災テレメータの整備（都市整備部） ※取組内容等は 1-6⑬に記載

### **4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態**

- ① メディアとの連携強化（危機管理室） ※取組内容等は 3-3②に記載
- ② 災害時の府民への広報対策（危機管理室 政策企画部 府民文化部）  
※ 取組内容等は 1-6⑭に記載

## 5 大規模自然災害発生直後であっても、経済活動（サプライチェーン）を機能不全に陥らせない

### 5-1 サプライチェーンの寸断をはじめ、災害等のリスク事象による企業の生産力低下

#### ① 中小企業の事業継続計画(BCP)及び事業継続マネジメント(BCM)（商工労働部）

<b>取組</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模自然災害発生後に中小企業における中核事業の維持や早期復旧が可能となるよう、地域経済団体や中小企業組合等と連携し、BCPの策定支援やセミナーの開催等の啓発事業を展開し、中小企業の主体的なBCP／BCMへの取組みを促進する。</li> </ul>		
<b>現 状</b>	<b>目 標</b>		
	<b>平成 27～29 年度</b>	<b>平成 30～36 年度</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○BCP 普及セミナー参加者数 <b>501 人 (H26 年度)</b></li> <li>○BCP 策定支援件数 <b>86 件 (H26 年度)</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域経済団体と連携したBCP策定支援策の充実</li> <li>○中小企業組合等を通じたBCPの普及啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○左記の取組みを踏まえ、効率的、効果的なBCP策定支援策の実施</li> </ul>	
<b>関連計画</b>	新・大阪府地震防災アクションプラン 76		

#### ② 貨物車交通ネットワークの充実（都市整備部）

<b>取組</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際貨物輸送や長距離幹線輸送など重要な輸送を担う大型トラックの走行を効率化・円滑化する重さ指定道路について、指定済区間は十分にネットワークされていないため、貨物輸送の効率化と都市環境の改善を目指し、重さ指定道路の追加指定を進める。</li> </ul>		
<b>現 状</b>	<b>目 標</b>		
	<b>平成 27～29 年度</b>	<b>平成 30～36 年度</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○貨物車交通に関する施策をとりまとめた「貨物車交通プラン」策定 (H21.3)</li> <li>○重さ指定道路の追加指定が望ましい路線 (計画：187km) 指定済：60km (H26 年度末)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○計画路線における追加指定完了</li> </ul>		
<b>関連計画</b>	貨物車交通プラン		

③ 高速道路、都市圏環状道路や広域幹線道路ネットワークの整備（都市整備部）

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>国土軸のリダンダンシーの確保の観点から、東西二極を結ぶ複数のルートを備えた広域交通インフラの確保に向け取り組むとともに、都市部における交通渋滞緩和、都市の経済・産業活動の活性化、代替性を確保した広域的な幹線道路ネットワーク形成のため都市圏環状道路の整備を促進する。</li> <li>東西二極を結ぶ複数ルートとして不可欠な新名神高速道路については、高槻～箕面間及び八幡～高槻間にて事業中（事業主体：NEXCO 西日本）であり、全線早期完成に向けた取組みを進める。</li> <li>都市圏環状道路を形成する大和川線・淀川左岸線について事業中（事業主体：阪神高速・大阪市・堺市・大阪府）であり、引き続き、未事業化区間（淀川左岸線延伸部）の計画的整備に取り組む。</li> </ul>	
現 状	目 標	
	平成 27～29 年度	平成 30～36 年度
<ul style="list-style-type: none"> <li>○新名神高速道路（高槻～箕面間）：H28 年度末供用に向け事業中</li> <li>○新名神高速道路（八幡～高槻間）：H35 年度末供用に向け事業中</li> <li>○淀川左岸線（Ⅱ期）：H33 年春供用に向け事業中</li> <li>○淀川左岸線延伸部：都市計画決定に向け手続き中</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新名神高速道路（高槻～箕面間）供用（H28 末）</li> <li>○淀川左岸線延伸部都市計画決定（H28）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新名神高速道路（八幡～高槻間）供用（H35 末）</li> <li>○淀川左岸線（Ⅱ期）供用（H33 春）</li> </ul>
関連計画	—	

④ 広域的な高速鉄道ネットワークの実現（政策企画部）

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>リニア中央新幹線は、東西の断絶リスクを大幅に軽減することができる国土政策上極めて重要な社会基盤であり、官民一体の協議会等を通じ、東京～大阪間の全線同時開業を国等へ働きかける。</li> <li>北陸新幹線は、日本海国土軸の形成に必要不可欠な路線であり、敦賀以西のフル規格での早期全線整備に向け国等へ働きかける。</li> </ul>	
現 状	<ul style="list-style-type: none"> <li>○リニア中央新幹線：官民一体の協議会等を通じ、東京～大阪間の全線同時開業を国等へ働きかけ国土強靱化基本計画（H26.6 閣議決定） リニアの整備推進が位置づけ 国土形成計画、日本再興戦略（H27 閣議決定）ほか 早期整備の位置付け</li> <li>○北陸新幹線：敦賀以西のフル規格での早期全線整備に向けた国への働きかけ 国土形成計画、日本再興戦略（H27 閣議決定）ほか 早期整備の位置付け</li> </ul>	
関連計画	—	



⑤ 鉄道ネットワークの充実（都市整備部）

<b>取組</b>	・都心と広域拠点（関西国際空港を含む）へのアクセス性向上、都市間の連携強化など、鉄道ネットワークの充実を図る。	
<b>現 状</b>	<b>目 標</b>	
	<b>平成 27～29 年度</b>	<b>平成 30～36 年度</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○公共交通戦略策定（鉄道ネットワーク充実の方向性の明示、戦略路線の位置づけ）（H25 年度）</li> <li>○戦略路線の具体化の取り組み             <ul style="list-style-type: none"> <li>①北大阪急行延伸〔南北軸強化、国土軸アクセス〕基本合意（H25 年度末）都市計画等の手続中</li> <li>②大阪モノレール延伸〔放射鉄道の環状結節〕事業化意思決定（H28.1）</li> <li>③なにわ筋線〔関空アクセス〕関係者と協議中（H26 年～）</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○戦略路線の具体化を推進 北大阪急行延伸：H28 着手、H32 完了目標 大阪モノレール延伸：H31 着手、H41 完了目標</li> </ul>	
<b>関連計画</b>	公共交通戦略	

5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

① 石油コンビナート防災対策（危機管理室）

<b>取組</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪府石油コンビナート等防災計画（注）に基づき、特定事業者（注）において、油類流出抑制のための緊急遮断弁の設置、スロッシング（注）による溢流対策や津波による移動の可能性がある危険物タンクからの油類流出抑制のための自主管理油高（上限及び下限）の運用の見直し、津波避難計画の作成・修正及び防災訓練の充実等の取組みを積極的に進める。</li> </ul> <p>（注）大阪府石油コンビナート等防災計画：石油コンビナート等災害防止法に基づき指定された特別防災区域（大阪北港地区、堺泉北臨海地区、関西国際空港地区、岬地区）において、同法に基づき、コンビナート災害の予防対策及び応急活動などに必要な事項、業務を定めたもの。府、関係市町、国、警察、消防機関、事業所等が対応すべき防災関係業務を予め定めている。</p> <p>（注）スロッシング：石油タンクなどの容器内の液体が、比較的長い周期の地振動によって揺れ動くこと。</p> <p>（注）特定事業者：石油コンビナート等特別防災区域において、石油・高圧ガス等を一定量以上、取扱い、貯蔵または処理する事業所を設置している事業者。</p>	
<b>現 状</b>	<b>目 標</b>	
	<b>平成 27～29 年度</b>	<b>平成 30～36 年度</b>
○危険物タンクの耐震基準への適合を完了 64 基（H26 年度）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特定事業者において防災対策を計画的に進捗するよう、スケジュール設定等を通じ、取組みを促進</li> <li>○特定事業者において危険物タンクの耐震基準への適合を早期完了（H28）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特定事業者において防災対策を計画的に進捗するよう、スケジュール設定等を通じ、取組みを促進【継続】</li> </ul>
<b>関連計画</b>	新・大阪府地震防災アクションプラン 21	

② ライフラインの確保等（危機管理室 環境農林水産部）

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模自然災害発生時に、ライフライン事業者は、速やかに災害により途絶した施設の応急措置を進めるとともに、応急供給、サービス提供を行う。</li> <li>・大規模自然災害が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行えるよう、ライフラインに関わる事業者と連携に努める。</li> <li>・エネルギー供給源の多様化のため、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する。</li> </ul>
現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大阪府地域防災計画に、関西電力(株)、大阪ガス(株)、西日本電信電話(株)等の役割を規定</li> <li>○災害対策本部等において、被害状況の収集・分析、応急復旧活動に係る総合調整を行う。</li> <li>○おおさかエネルギー地産地消推進プランに基づき、自立・分散型エネルギー等の普及拡大に向けた取組みを促進。</li> </ul>
関連計画	—

③ 迅速な航路啓開の実施（都市整備部） ※取組内容等は 2-1④に記載

### 5-3 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

① 石油コンビナート防災対策（危機管理室） ※取組内容等は 5-2①に記載

### 5-4 海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響

① 迅速な航路啓開の実施（都市整備部） ※取組内容等は 2-1④に記載

② 広域緊急交通路等の通行機能の確保（都市整備部） ※取組内容等は 2-1②に記載

### 5-5 太平洋ベルト地帯の幹線が分断する等、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止

① 貨物車交通ネットワークの充実（都市整備部） ※取組内容等は 5-1②に記載

② 高速道路、都市圏環状道路や広域幹線道路ネットワークの整備（都市整備部）

※ 取組内容等は 5-1③に記載

③ 広域的な高速鉄道ネットワークの実現（政策企画部） ※取組内容等は 5-1④に記載

④ 鉄道ネットワークの充実（都市整備部） ※取組内容等は 5-1⑤に記載

⑤ 迅速な道路啓開の実施（都市整備部） ※取組内容等は 2-1③に記載

⑥ 迅速な航路啓開の実施（都市整備部） ※取組内容等は 2-1④に記載

## 5-6 金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態

- ① 発災後の緊急時における財務処理体制（会計局） ※取組内容等は 3-3⑩に記載

## 5-7 食糧等の安定供給の停滞

- ① 被災農地等の早期復旧支援（環境農林水産部）

取組	㊦ 被災した農地や水路、ため池、農道等の農業用施設を迅速に再建・回復できるようにするため、 <b>H27</b> 年度から <b>29</b> 年度までに、復旧に向けた体制について再点検を行い、充実を図る。		
	現 状	目 標	
		平成 27～29 年度	平成 30～36 年度
○被災した農地、農業用施設の復旧支援に取り組んでいる	○被災した農地、農業用施設の復旧に向けた体制の再点検	○左記の取組みを踏まえ、体制の充実【継続】	
関連計画	新・大阪府地震防災アクションプラン 77		

- ② 食料の安定供給（環境農林水産部）

取組	㊦ 食料品安定供給の停止（集荷・分荷機能の停止）を回避するため、全国中央卸売市場協会及び近畿の中央卸売市場と災害時相互応援協定を締結するとともに、 <b>H26</b> 年度に中央卸売市場 <b>BCP</b> 計画を策定している。 ㊧ 引き続き、被災時の緊急交通路外の荷受ポイントの設定や使用許可の調整、緊急車両の迅速な決定等、食料の安定供給に向けた取組み準備を進める。		
	現 状	目 標	
		平成 27～29 年度	平成 30～36 年度
○全国中央卸売市場協会・近畿の中央卸売市場と災害時相互応援協定締結（全国 <b>H24.9</b> 、近畿 <b>H19.7</b> ） ○中央卸売市場 <b>BCP</b> 計画策定（ <b>H27.1</b> ）	○法や組織、状況の変化等により適宜、協定及び計画を適宜更新する。	○法や組織、状況の変化等により、協定及び計画を適宜更新する。	
関連計画	—		

## 6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

### 6-1 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止

- ① 石油コンビナート防災対策（危機管理室） ※取組内容等は 5-2①に記載
- ② ライフラインの確保等（危機管理室 環境農林水産部） ※取組内容等は 5-2②に記載
- ③ 迅速な航路啓開の実施（都市整備部） ※取組内容等は 2-1④に記載

### 6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

- ① 水道の早期復旧及び飲用水の確保（健康医療部） ※取組内容等は 2-1⑦に記載
- ② 井戸水等による生活用水の確保（健康医療部）

<b>取組</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震発生時に、生活用水の確保を図るため、町村域の家庭用井戸や企業の自家用水道などを災害時協力井戸としての登録を進めるとともに、市においても同様の取組みが行われるように働きかける。</li> <li>・また、市が行う市域の災害時協力井戸の登録事業に協力し、市からの依頼に基づきホームページでの災害時協力井戸の情報掲載等を行う等、事業の周知及び府民への情報提供に努める。</li> </ul>		
	<b>現 状</b>	<b>目 標</b>	
		<b>平成 27～29 年度</b>	<b>平成 30～36 年度</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害時協力井戸に関するホームページの定期的更新、井戸所在情報の発信の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害時協力井戸の登録事業の促進</li> <li>○ホームページによる事業周知及び登録情報の提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○左記の取組みを踏まえ、対策の充実【継続】</li> </ul>
<b>関連計画</b>	新・大阪府地震防災アクションプラン 52		

### 6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

- ① 下水道施設の耐震化等（都市整備部） ※取組内容等は 1-5⑦に記載
- ② 下水道機能の早期確保（都市整備部） ※取組内容等は 1-4④に記載

③ し尿及び浄化槽汚泥の適正処理（健康医療部）

<b>取組</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震発生後に、関係施設が被害を受けた場合や避難所等に仮設トイレ（汲取り式）を設置する場合にも、市町村が適正処理できるよう、関係機関（大阪府衛生管理協同組合等）との連携体制の充実など、広域的な支援の要請・調整を府が行う。</li> </ul>	
<b>現 状</b>	<b>目 標</b>	
	<b>平成 27～29 年度</b>	<b>平成 30～36 年度</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>大阪府衛生管理協同組合と災害時団体救援協定（災害時し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬）の継続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広域的な支援の要請・調整に向けた市町村担当部局との連携体制の維持、点検</li> <li>大阪府衛生管理協同組合と災害時団体救援協定（災害時し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬）の継続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記の取組を踏まえ、市町村担当部局との連携体制の充実【継続】</li> <li>上記組合との災害時団体救援協定の継続</li> </ul>
<b>関連計画</b>	新・大阪府地震防災アクションプラン 64	

④ 生活ごみの適正処理（環境農林水産部） ※取組内容等は 2-7⑤に記載

⑤ 施設の老朽化対策（都市整備部） ※取組内容等は 1-4③に記載

## 6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

- ① 広域緊急交通路等の通行機能の確保（危機管理室 環境農林水産部 都市整備部 住宅まちづくり部 警察本部） ※取組内容等は 2-1②に記載
- ② 鉄道施設の防災対策（都市整備部） ※取組内容等は 1-1⑮に記載
- ③ 迅速な道路啓開の実施（都市整備部） ※取組内容等は 2-1③に記載
- ④ 迅速な航路啓開の実施（都市整備部） ※取組内容等は 2-1④に記載
- ⑤ 道路防災対策（山間部の法面对策等）（都市整備部） ※取組内容等は 2-2④に記載

## 6-5 異常渇水等により用水の供給の途絶

- ① 代替水源の確保（政策企画部 健康医療部）

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>z 異常渇水等に対応し、水利調整による緊急水源の確保や、雨水・地下水等の有効活用による確保に努める。</li> <li>z 水道事業においては、各地域の自己水の活用等リダンダンシーの強化、淀川以外の他水系水源との相互融通について検討する。</li> </ul>
現状	○渇水時には、情報の収集や関係者との調整のため、国土交通省近畿地方整備局が設置する「琵琶湖・淀川渇水対策会議」等の場において対応方針を検討し、「大阪府水資源総合対策本部」を立ち上げ、具体的な対策の実施を決定する。
関連計画	—



## 7 制御不能な二次災害を発生させない

### 7-1 市街地での大規模火災の発生

- ① 密集市街地対策（住宅まちづくり部） ※取組内容等は 1-1①に記載
- ② 文化財所有者・管理者の防災対策（教育委員会） ※取組内容等は 1-1⑭に記載
- ③ 後方支援活動拠点の整備充実と広域避難地等の確保（危機管理室 都市整備部）  
※取組内容等は 2-3⑥に記載
- ④ 火薬類・高圧ガス製造事業所の保安対策（危機管理室）

<b>取組</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震発生時に、火薬類・高圧ガス等の周辺環境への漏洩を防止するため、事業所への立入検査等により、火薬庫、可燃性ガス貯槽や防消火設備等に関する法令遵守の徹底や、耐震性の向上等の自主保安の取組みを指導する。</li> <li>・また、「火薬類取締法」、「高圧ガス保安法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」の権限が移譲された市町村においても、同様の取組みが行われるよう働きかける。</li> </ul>	
	現 状	目 標
	平成 27～29 年度	平成 30～36 年度
○立入件数（H26 年度）： 火薬類約 300 件 高圧ガス 約 2,100 件 液化石油ガス 約 750 件	○事業所に対する立入検査等による、耐震性の向上等の自主保安の取組みの促進	○左記の取組みを踏まえ、対応の充実【継続】
関連計画	新・大阪府地震防災アクションプラン 68	

### 7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生

- ① 石油コンビナート防災対策（危機管理室） ※取組内容等は 5-2①に記載
- ② 防潮堤の津波浸水対策（都市整備部 環境農林水産部） ※取組内容等は 1-3①に記載
- ③ 水門の耐震化等（都市整備部） ※取組内容等は 1-3②に記載
- ④ 迅速な航路啓開の実施（都市整備部） ※取組内容等は 2-1④に記載
- ⑤ 広域緊急交通路等の通行機能の確保（危機管理室 環境農林水産部 都市整備部 住宅まちづくり部 警察本部） ※取組内容等は 2-1②に記載

### 7-3 沿線・沿道の建物崩壊による直接的な被害及び交通麻痺

- ① 広域緊急交通路等の通行機能の確保（危機管理室 環境農林水産部 都市整備部 住宅まちづくり部 警察本部） ※取組内容等は 2-1②に記載
- ② 迅速な道路啓開の実施（都市整備部） ※取組内容等は 2-1③に記載

### 7-4 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

- ① ため池の防災・減災対策（環境農林水産部） ※取組内容等は 1-5①に記載
- ② 施設の老朽化対策（都市整備部） ※取組内容等は 1-4③に記載
- ③ 下水道施設の耐震化等（都市整備部） ※取組内容等は 1-5⑦に記載
- ④ 下水道機能の早期確保（都市整備部） ※取組内容等は 1-4④に記載

### 7-5 有害物質の大規模拡散・流出

- ① 石油コンビナート防災対策（危機管理室） ※取組内容等は 5-2①に記載
- ② 管理化学物質の適正管理（環境農林水産部）

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>⌘ 地震発生に伴う有害化学物質の周辺環境への飛散・流出が原因となる二次災害を防止するため、「大阪府化学物質適正管理指針」に基づき、事業者による環境リスク低減対策の検討・実施を働きかける。H27年度から 29年度までに、一定規模以上の事業者に対して、化学物質管理計画書の変更届出完了を指導するとともに、管理化学物質等に係る法令の権限が移譲された市町村においても、同様の取組みが行われるよう働きかける。</li> <li>⌘ また、二次災害の拡大防止及び消防活動の安全性を向上するため、府から市町村消防局等に対して、対象事業者の管理化学物質の取扱いに係る情報を提供し、相互共有を完了する。</li> </ul>	
	現 状	目 標
	平成 27～29 年度	平成 30～36 年度
<ul style="list-style-type: none"> <li>○対象事業所からの環境リスク低減対策に伴う化学物質管理計画書の変更届出の完了 (H26 年度分 159 事業所)</li> <li>○市町村消防局等に対する対象事業者の管理化学物質の取扱いに係る情報提供（情報共有）(H25 年度、H26 年度届出分)の完了</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○対象事業所からの環境リスク低減対策に伴う化学物質管理計画書の変更届出の完了</li> <li>○市町村消防局等に対する対象事業者の管理化学物質の取扱いに係る情報提供（情報共有）の完了</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○届出内容の変更に伴う逐次更新、届出指導【継続】</li> <li>○市町村消防局等への情報提供【継続】</li> </ul>
関連計画	新・大阪府地震防災アクションプラン 66	

③ 有害物質（石綿、PCB）の拡散防止対策（環境農林水産部）

取組	① 地震発生時に、建物倒壊等により発生する可能性がある石綿、PCB等有害物質の周辺環境への拡散・漏洩を防止するため、適正処理を解体業者等に働きかけるとともに、H27年度から29年度までに、拡散・漏洩による環境汚染に備えて、あらかじめモニタリング体制を整備する。 ② また、石綿等、有害物質に係る法令の権限が移譲された市町村においても、同様の取組みが行われるよう働きかける。		
	現状	目標	
		平成27～29年度	平成30～36年度
○解体業者等への適正処理に関する説明会等の実施 11回（H26.4.1～H27.6.30） ○解体業者等への適正処理に関する啓発活動の実施（実施事業者数）192名（H26年度）	○解体業者等への適正処理に関する啓発活動の実施 ○周辺環境への飛散を監視するためのモニタリング体制の整備	○左記の取組みを踏まえ、啓発活動の充実及びモニタリング体制の点検【継続】	
関連計画	新・大阪府地震防災アクションプラン 67		

④ 毒物劇物営業者における防災体制（健康医療部）

取組	① 地震発生時に、貯蔵施設の破壊等により周辺環境への漏洩等を防止するため、毒物劇物営業者に対し、定期的な立入検査を実施し、毒物劇物の適正な使用・保管管理、法令遵守の徹底を働きかける。 ② 毒劇物に係る法令の権限が移譲された保健所設置市においても、府に要請があれば、同市に対して同様の取組みが行われるよう助言を行う。		
	現状	目標	
		平成27～29年度	平成30～36年度
○毒物劇物営業者の施設への立入調査の実施、法令遵守の徹底の指導	○毒物劇物営業者の施設への立入調査の実施、法令遵守の徹底の指導	○左記の取組みを踏まえ、対応の充実【継続】	
関連計画	新・大阪府地震防災アクションプラン 69		

7-6 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

- ① 山地災害対策（環境農林水産部） ※取組内容等は 1-5④に記載

7-7 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

- ① 正しい情報発信（危機管理室 政策企画部 府民文化部 関係部局）

取組	・災害発生後、風評被害を防ぐため、状況に応じて発信すべき情報の設定を行うとともに、情報発信経路の事前シミュレーションを行う等、迅速かつ正確な情報発信に向けて取り組む。		
現状	○大規模自然災害に伴う風評被害に対しては、関係部局において情報収集に努めるとともに、対応策を検討する。 ○また、必要に応じ、災害対策本部や復興対策本部等において関係部局が協議して、対応策を検討する。		
関連計画	—		

## 8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建回復できる条件を整備する

### 8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### ① 災害廃棄物の適正処理（環境農林水産部）

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 速やかな生活基盤の回復や事業者の活動再開に不可欠な災害廃棄物等の早急かつ適正な処理を図るため、H27年度から29年度までに、市町村に対し、災害廃棄物等の仮置場の候補地、最終処分までの処理ルート等、市町村が予め検討しておくべき事項について技術的助言を行い、市町村における災害廃棄物処理体制の確保を働きかける。</li> <li>② また、府域での処理が困難な場合に備え、他府県と連携した広域的な処理体制の整備を図る。</li> </ul>			
	現 状		目 標	
	平成 27～29 年度		平成 30～36 年度	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○府域全域を念頭におき、市町村において仮置場の候補地、最終処分までの処理ルートの設定に向けた取組みを進めている。</li> <li>○広域的な焼却等最終処分への協力体制の確立に向けた取組みを進めている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○府域全域を念頭におき、市町村において仮置場の候補地、最終処分までの処理ルートの設定</li> <li>○広域的な焼却等最終処分への協力体制の確立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○左記の実績を踏まえ、体制の充実【継続】</li> </ul>		
関連計画		新・大阪府地震防災アクションプラン 73		

### 8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- ① 迅速な道路啓開の実施（都市整備部） ※取組内容等は 2-1③記載
- ② 迅速な航路啓開の実施（都市整備部） ※取組内容等は 2-1④に記載
- ③ 府庁 BCP の改訂と運用（全部局） ※取組内容等は 3-3⑥に記載
- ④ 震災後の復興都市づくりにおける人材育成（都市整備部） ※取組内容等は 3-3④に記載

### 8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### ① 避難所の確保と運営体制の確立（危機管理室）

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震発生後に、被災者の避難生活を支援するため、<b>H27</b> 年度から <b>29</b> 年度までに、各市町村における避難者等の発生規模と避難所や応急仮設住宅等における受入れ人数等についてあらかじめ評価し、必要な避難所指定や避難所受入れ体制を確保するよう、全市町村に働きかける。</li> <li>スムーズな避難誘導や避難者の QOL<sup>(注)</sup> 確保等に向け、府として、既に、避難所運営マニュアル作成指針を策定し、各市町村に提示した。今後、各市町村において、同指針も参考に、地域の実情に即した「避難所運営マニュアル」の早期策定等が図られるよう働きかける。</li> <li>また、<b>H25</b> 年度の災害対策基本法の改正<sup>(注)</sup>を踏まえ、<b>H27</b> 年度から <b>29</b> 年度までに同指針を改訂するとともに、「避難所運営マニュアル」の充実を働きかける。</li> </ul> <p>(注) QOL：クオリティ・オブ・ライフ（Quality of Life）。「生活の質」と訳される。ここでは、避難所の生活の質を確保していくことを示している。</p> <p>(注) <b>H25</b> 年度の災害対策基本法の改正：「市町村長は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における避難所の確保を図るため、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定しなければならない。」と定められた。</p>	
	目 標	
現 状	平成 27～29 年度	平成 30～36 年度
<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難所運営マニュアル策定 <b>39</b> 市町村 (<b>H27.7</b>)</li> <li>○避難所の指定 <b>38</b> 市町村 (<b>H27.10</b>)</li> <li>○大阪府避難所運営マニュアル作成指針改訂 (<b>H27.4</b>)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○全市町村において必要な避難所の指定 (<b>H27</b>)</li> <li>○全市町村において指針を活用した避難所運営マニュアルの策定 (<b>H26</b>)</li> <li>○避難所運営マニュアル作成指針の改訂及び避難所運営マニュアルの充実</li> <li>○避難所運営マニュアルに基づく避難所開設訓練とその検証の促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○左記の取組みを踏まえ、全市町村において受入れ体制の充実【継続】</li> </ul>
関連計画	新・大阪府地震防災アクションプラン 53	

#### ② 福祉避難所の確保（危機管理室 福祉部）

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震発生後に、居宅、避難所等では自立的な生活や適切な処遇が確保できない要配慮者の避難生活を支援するため、既に市町村に対して福祉避難所（二次的避難所）の指定を働きかけているが、<b>H25</b> 年度の災害対策基本法の改正<sup>(注)</sup>を踏まえ、<b>H27</b> 年度から <b>29</b> 年度までに、全市町村での適切な福祉避難所の指定を働きかける。</li> <li>また、民間福祉関係者等の協力を得て、福祉避難所に必要となる、要配慮者の利用に配慮した設備等や介助職員等の確保を働きかける。</li> <li>あわせて、福祉避難所の補完的体制として、民間社会福祉事業者の協力を得て、社会福祉施設における緊急一時的な受入れ体制の整備を働きかける。</li> </ul> <p>(注) <b>H25</b> 年度の災害対策基本法の改正：「市町村長は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における避難所の確保を図るため、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定しなければならない。」と定められた。</p>	
	目 標	
現 状	平成 27～29 年度	平成 30～36 年度
<ul style="list-style-type: none"> <li>○福祉避難所（二次的避難所）の指定 <b>31</b> 市町村 (<b>H27.10</b>)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○全市町村において福祉避難所等の確保</li> <li>○福祉避難所（二次的避難所）の補完的体制の確立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○左記の取組みを踏まえ、対応の充実【継続】</li> </ul>
関連計画	新・大阪府地震防災アクションプラン 54	



### ③ 被災者の心のケア対策（健康医療部）

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震発生時に、恐怖や避難所での厳しい生活等による強度の不安、抑うつ、イライラ等のストレスや <b>PTSD</b> <small>(注)</small> に対応するため、「こころのケア」を行うことができる人材の養成等、こころの健康に関する相談の実施体制を確保する。</li> <li>被災者のこころのケアを行うため、先行取組みとして、<b>H26</b> 年度中に被災時のこころのケアマニュアルを改訂し、<b>D P A T</b> <small>(注)</small> の初動期・中長期における役割や体制を明確にした上で、<b>H27</b> 年度から <b>29</b> 年度までに <b>D P A T</b> の編成をめざす。</li> </ul> <p>(注) P T S D : 心的外傷後ストレス障害。命の安全が脅かされるような出来事（天災、事故、犯罪、虐待等）によって強い精神的衝撃を受けることが原因で、著しい苦痛や、生活機能に支障をきたすストレス障害。          (注) D P A T : 大規模災害などで被災した精神科病院の患者への対応や、被災者の P T S D をはじめとする精神疾患発症の予防などを支援する専門チーム。</p>		
	現 状	目 標	
	平成 27～29 年度	平成 30～36 年度	
<ul style="list-style-type: none"> <li>こころのケアマニュアル改訂（<b>H26</b> 年度）（<b>DPAT</b> の初動期・中長期）における役割や体制について明確化）</li> <li><b>D P A T</b> 構成員の養成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>こころのケアマニュアル改訂（<b>H26</b>）</li> <li>こころの健康に関する相談の実施体制の確保</li> <li><b>D P A T</b> の編成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>左記の取組みを踏まえ、こころの健康に関する相談の実施体制の充実【継続】</li> </ul>	
関連計画	新・大阪府地震防災アクションプラン 57		

### ④ 被災者の巡回健康相談等（健康医療部）

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震発生後に、避難者の健康管理や生活環境の整備を行うために、避難所、福祉避難所、応急仮設住宅等において、医師、保健師等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育、健康診断等の実施体制を確保する。</li> </ul>		
	現 状	目 標	
	平成 27～29 年度	平成 30～36 年度	
<ul style="list-style-type: none"> <li>府・市町村の保健師を対象とした健康危機管理研修の実施（年 1 回以上）              （<b>H26</b> 年度：研修開催回数 <b>1</b> 回              ※ <b>H26.9.26</b> 実施 ※各市町村や各保健所から <b>53</b> 名参加）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>府・市町村の保健師を対象とした健康危機管理研修の実施（年 1 回以上）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>左記の取組みを踏まえ、府・市町村の保健師を対象とした健康危機管理研修の充実【継続】</li> </ul>	
関連計画	新・大阪府地震防災アクションプラン 58		

### ⑤ 災害時における福祉専門職等(災害派遣福祉チーム等)の確保（福祉部）

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震発生後に、被災した府民の福祉ニーズに対応できるよう、先行取組みとして、<b>H26</b> 年度中に、府内の福祉関係施設や事業所団体、職能団体、事業者団体が参画する「大阪府災害福祉広域支援ネットワーク」を構築する。</li> <li><b>H27</b> 年度から <b>29</b> 年度までに同ネットワークを活用し、福祉避難所（二次的避難所）の運営支援、被災市町村への福祉専門職の人員派遣（災害派遣福祉チーム等）やサービスに必要な福祉用具、資材等の供給、被災者の受け入れ調整等を行うための体制整備を図る。</li> </ul>		
	現 状	目 標	
	平成 27～29 年度	平成 30～36 年度	
<ul style="list-style-type: none"> <li>府内福祉関係施設や事業所団体、職能団体、事業者団体が参画する「大阪府災害福祉広域支援ネットワーク」を構築（<b>H26</b> 年度）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉避難所（二次的避難所）の運営支援、被災市町村への福祉専門職の人員派遣（災害派遣福祉チーム等）や福祉用具、資材等の供給、被災者の受け入れ調整等を行うための体制整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>左記の取組みを踏まえ、体制の充実【継続】</li> </ul>	
関連計画	新・大阪府地震防災アクションプラン 59		



⑥ 愛護動物の救護（環境農林水産部）

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震発生後に、飼い主がわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護等を図るため、市町村や大阪府獣医師会等の関係団体と協力し、<b>H27</b>年度から<b>29</b>年度までに動物救護活動のためのマニュアルを整備するとともに、他府県市との広域連携体制の構築を図る。</li> <li>また、保護した被災動物の避難所設置を市町村に促すなど、動物救護施設の確保にも努める。</li> </ul>	
	現状	目標
	平成 27～29 年度	平成 30～36 年度
<ul style="list-style-type: none"> <li><b>H22.3</b>、災害時における被災動物の救護及び人等への危害防止の観点から「大阪府災害時等動物救護活動ガイドライン」を策定。具体的な救護活動についてマニュアルを整備予定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>動物救護活動マニュアルの整備（<b>H28</b>）</li> <li>近隣府県市との広域連携体制の構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>府動物愛護管理センター（仮称：<b>H29</b>開設予定）を動物救護活動についても拠点とするための体制整備</li> <li>被災動物避難所などの動物救護施設の確保</li> </ul>
関連計画	新・大阪府地震防災アクションプラン 71	

⑦ 災害ボランティア対策（危機管理室）

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震発生後、被災者支援等に活躍いただけるボランティアのマンパワーを事前に確保するため、現在実施中の登録制度を市町村との協働により拡大する。</li> <li>また、大阪府社会福祉協議会や各市町村社会福祉協議会、大学等との連携により、若者世代を中心に登録者数増加に向けた取組みを進め、<b>H27</b>年度から<b>29</b>年度までに登録者数の大幅増加を図る。</li> <li>ボランティア自身の安全を含め、適切に活動を行って頂けるよう、府社協等と連携して、ボランティアコーディネーターの育成や個人のスキルアップのための研修実施など、マンパワーの実効性向上のための取組みを強化する。</li> <li>また、ボランティア活動希望者に活動ニーズ等が速やかに伝達できるよう、メール登録制度やポータルサイトの立上げ等、ボランティア向けの情報発信を強化する。</li> </ul>	
	現状	目標
	平成 27～29 年度	平成 30～36 年度
<ul style="list-style-type: none"> <li>ボランティア登録者数 <b>870</b>人（<b>H27</b>年度）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ボランティア登録制度の市町への拡大</li> <li>安全かつ適切に活動頂けるボランティアの確保（登録者数の増加とスキルアップ）</li> <li>ボランティア向けのメール登録制度やポータルサイト立上げ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>左記の取組みを踏まえ、ボランティアの十分な確保とスキルアップを図るとともに、対策の充実【継続】</li> </ul>
関連計画	新・大阪府地震防災アクションプラン 72	

⑧ 応急仮設住宅の早期供給体制の整備（危機管理室 住宅まちづくり部）

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災者の避難生活を支援するため、被災者が恒久住宅に移行するまでに必要と見込まれる応急仮設住宅について、<b>H27</b>年度から<b>29</b>年度までに、市町村と連携した建設候補地の確保、平時より関連する民間団体との連携強化、「みなし仮設」となる民間住宅の借り上げ等により、その速やかな確保に向けた体制整備を行う。</li> <li>また、府域での応急仮設住宅が不足する場合に備えて、関西圏における民間賃貸住宅の応急借上げ制度の導入に係る体制整備を図る。</li> </ul>	
現 状	目 標	
	平成 27～29 年度	平成 30～36 年度
<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害時における民間賃貸住宅に係る空き家情報の提供等に関する協定を（一社）大阪府宅地建物取引業協会（<b>H21.11</b>）、（公社）全日本不動産協会大阪府本部（<b>H21.11</b>）、（公社）全国賃貸住宅経営者協会連合会（<b>H25.10</b>）と締結。上記協定に基づく覚書の改定・締結を行う予定。</li> <li>○制度の円滑な運用を図るために実施要綱、マニュアル（検討案）を定め協定締結団体に説明し、概ね合意を得た。</li> <li>○関西圏における民間賃貸住宅の応急借上げ制度に係る協定の締結<b>3本（H27.8）</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○応急仮設住宅確保のための体制整備</li> <li>○関西圏における民間賃貸住宅の応急借上げ制度に係る協定の締結（<b>H27</b>）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○左記の取組みを踏まえ、体制の充実【継続】</li> </ul>
関連計画	新・大阪府地震防災アクションプラン 74	

⑨ 住宅関連情報の提供（住宅まちづくり部）

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災者が安定した生活を送れるよう、<b>H27</b>年度から<b>29</b>年度に応急住宅の状況、民間賃貸住宅の状況、住宅補修、住宅関連資金融資等、住宅関連情報を的確に提供するための体制整備を図る。</li> </ul>	
現 状	目 標	
	平成 27～29 年度	平成 30～36 年度
<ul style="list-style-type: none"> <li>○「大阪府災害等応急対策実施要領」において、「住宅に関する相談窓口の設置」を位置づけ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住宅関連情報の提供体制の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○左記の取組みを踏まえ、体制の充実【継続】</li> </ul>
関連計画	新・大阪府地震防災アクションプラン 83	

⑩ 被災農地等の早期復旧支援（環境農林水産部） ※取組内容等は5-7①に記載

⑪ 被災者の生活再建のための措置（危機管理室 商工労働部）

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震発生後に被災者の生活を迅速に再建・回復できるようにするため、以下の被災者支援について、適切な措置を講じるための関係機関との連携・協力体制を確保、点検しておく。</li> <li>1) 被災者生活再建支援金の支給 <ul style="list-style-type: none"> <li>被災者に対して、被災者生活再建支援制度に基づく支援金を支給し、その生活の再建を支援する。</li> </ul> </li> <li>2) 雇用機会の確保 <ul style="list-style-type: none"> <li>国の職業紹介等の雇用施策及び被災地域における雇用の維持に関する措置に協力し、避難者等に対する被災地域の実情に応じた雇用確保に努める。</li> </ul> </li> </ul>
----	---

現 状	目 標	
	平成 27～29 年度	平成 30～36 年度
○被災者生活再建支援制度など市町村危機管理部局対象説明会を実施（H27 年度） ○求職者の就職を支援するため、大阪労働局・ハローワーク等関係機関と連携しながら、O S A K A しごとフィールドを中心に、求職者と中小企業のマッチングに取り組んでいる。	○被災者支援や中小事業者の復興に向け、適切な措置を講じるための連携・協力体制の確保、点検	○左記の取組みを踏まえ、連携・協力体制の充実【継続】
<b>関連計画</b>	新・大阪府地震防災アクションプラン 78	

⑫ 地域の中小企業者等の事業再開のための措置（商工労働部 環境農林水産部）

<b>取組</b>	㍺ 突発的な自然災害発生後に地域経済を迅速に再建・回復できるようにするため、以下の中小企業者の復興に向けた支援について、適切な措置を講じるための関係機関との連携・協力体制を確保、点検しておく。 <b>1) 中小企業に対する災害時の金融支援措置</b> ・中小企業信用保険法の特例措置など国の信用補完制度における対応を踏まえ、災害により被害を受けた中小企業者の復興を支援するために適切な措置を講じる。 <b>2) 被災農林漁業者の経営支援</b> ・地震災害で経営が悪化した農林水産事業者を支援するため、国の施策とも連携しながら、資金融資を行う金融機関に対し利子補給を行う。また、国の天災資金等の災害時に活用出来る各種資金の制度を周知する。	
現 状	目 標	
	平成 27～29 年度	平成 30～36 年度
○中小企業者に対する資金供給の円滑化に向け、大阪信用保証協会や金融機関と連携し、中小企業向け制度融資を実施している。 ○府・市町村職員、関係団体等に対し、国の天災資金等の災害時に活用出来る各種資金の制度について周知している。	○被災者支援や中小事業者の復興に向け、適切な措置を講じるための連携・協力体制の確保、点検	○左記の取組みを踏まえ、連携・協力体制の充実【継続】
<b>関連計画</b>	新・大阪府地震防災アクションプラン 78	

⑬ 復興計画策定の手順（政策企画部） ※取組内容等は 3-3③に記載

⑭ 発災時における地域の安全の確保（警察本部）

<b>取組</b>	・地震発生後に懸念される各種犯罪の予防、検挙に努めるとともに、被災家庭、避難所等への訪問活動を実施する。 ■被災地及びその周辺において、集団警ら等による警戒活動を実施する。 ■ヘリコプター等を効果的に運用し、被災状況及び二次災害防止に向けた広報活動を実施する。 ■被災者等からの意見・要望の把握、災害に便乗した犯罪の被害防止に関する情報等、地域安全情報の提供を行い、地域の安全を確保する。	
<b>現 状</b>	○発災後に各種犯罪の増加が懸念されているが、通常の警察活動として平素から各種犯罪の予防、検挙を実施しており、発災後も同活動に努める。	
<b>関連計画</b>	新・大阪府地震防災アクションプラン 91	

⑮ 食料の安定供給（環境農林水産部） ※取組内容等は 5-7②に記載

## 8-4 鉄道、道路、港湾等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- ① 迅速な道路啓開の実施（都市整備部） ※取組内容等は 2-1③記載
- ② 迅速な航路啓開の実施（都市整備部） ※取組内容等は 2-1④に記載
- ③ 施設の老朽化対策（都市整備部） ※取組内容等は 1-4③に記載
- ④ 下水道施設の耐震化等（都市整備部） ※取組内容等は 1-5⑦に記載
- ⑤ 下水道機能の早期確保（都市整備部） ※取組内容等は 1-4④に記載
- ⑥ 復旧資材の調達・確保対策（環境農林水産部）

取組	⑥ 被災者の生活、被災したまちを円滑かつ迅速に再建・回復するため、 <b>H27</b> 年度から <b>29</b> 年度までに復旧資材（建設資材、木材、機械）の調達・あっ旋に向けた関係機関との連携体制の確立を図る。	
	現状	目標
	平成 27～29 年度	平成 30～36 年度
○木材関係団体との協議・調整 木材関係団体数 2 団体（ <b>H26</b> 年度）	○広域被害を想定した関係団体との連携体制の確立	○左記の取組みを踏まえ、体制の充実【継続】
関連計画	新・大阪府地震防災アクションプラン 81	

### ⑦ 地籍調査（環境農林水産部）

取組	⑦ 被災者の生活、被災したまちを円滑かつ迅速に再建・回復するため、とりわけ南海トラフ巨大地震により建物全壊被害が想定される地域において、道路やライフラインの復旧、まちの復興の基礎となる現地復元性のある地図の整備に向けた、官民境界等先行調査の実施を市町村に働きかける。	
	現状	目標
	平成 27～29 年度	平成 30～36 年度
○地籍調査（官民境界等先行調査） 0 km <sup>2</sup> （ <b>H26</b> 年）	○南海トラフ巨大地震により建物全壊被害が想定される地域（ <b>384</b> km <sup>2</sup> ）において官民境界等先行調査 ・0 km <sup>2</sup> （ <b>H26</b> ）→約 <b>38</b> km <sup>2</sup>	○南海トラフ巨大地震により建物全壊被害が想定される地域（ <b>384</b> km <sup>2</sup> ）において官民境界等先行調査 ・ <b>38</b> km <sup>2</sup> （ <b>H29</b> ）→約 <b>128</b> km <sup>2</sup>
関連計画	新・大阪府地震防災アクションプラン 84 大阪府地籍調査促進戦略	

- ⑧ 復興計画の策定（政策企画部） ※取組内容等は 3-3③に記載
- ⑨ 震災後の復興都市づくりにおける人材育成（都市整備部） ※取組内容等は 3-3④に記載

## **8-5 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態**

- ① 防潮堤の津波浸水対策（都市整備部 環境農林水産部） ※取組内容等は 1-3①に記載
- ② 水門の耐震化等（都市整備部） ※取組内容等は 1-3②に記載
- ③ 長期湛水の早期解消に向けた対策（危機管理室 都市整備部） ※取組内容等は 1-4①に記載
- ④ 水門機能の高度化（都市整備部・環境農林水産部） ※取組内容等は 1-3③に記載
- ⑤ 地域防災力強化に向けた水防団組織の活動強化対策（都市整備部）  
※取組内容等は 1-3④に記載
- ⑥ 津波防御施設の閉鎖体制（都市整備部） ※取組内容等は 1-3⑤に記載
- ⑦ 治水対策（都市整備部） ※取組内容等は 1-4②に記載
- ⑧ 施設の老朽化対策（都市整備部） ※取組内容等は 1-4③に記載
- ⑨ 下水道施設の耐震化等（都市整備部） ※取組内容等は 1-5⑦に記載
- ⑩ 下水道機能の早期確保（都市整備部） ※取組内容等は 1-4④に記載

## 【別紙】脆弱性評価結果

(目次)

起きてはならない最悪の事態		ページ
1-1	都市部での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生	69
1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災	71
1-3	大規模津波等による多数の死者の発生	72
1-4	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	73
1-5	風水害・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり府域の脆弱性が高まる事態	74
1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	75
2-1	被災地での食糧・飲料水等、生命に関わる物質供給の長期停止	78
2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	79
2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	80
2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	81
2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水食料等の供給不足	81
2-6	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	81
2-7	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	82
3-1	矯正施設からの被収容者の逃亡、被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化	83
3-2	信号機の全面停止等による重大交通事故の多発	83
3-3	府庁機能の機能不全	83
3-4	行政機関（府庁除く）の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	84
4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	85
4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要なものに伝達できない事態	85
5-1	サプライチェーンの寸断をはじめ、災害等のリスク事象による企業の生産力低下	86
5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止	87
5-3	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	87
5-4	海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響	87
5-5	太平洋ベルト地帯の幹線が分断する等、基幹的陸海上交通ネットワークの機能停止	88
5-6	金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態	88
5-7	食料等の安定供給の停滞	88
6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・L Pガスサプライチェーンの機能の停止	89
6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止	89
6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	90
6-4	地域交通ネットワークが分断する事態	90
6-5	異常渇水等により用水の供給の途絶	90
7-1	市街地での大規模火災の発生	91
7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生	91
7-3	沿線・沿道の建物崩壊による直接的な被害及び交通麻痺	91
7-4	ため池、ダム、防災施設、雨水幹線、排水ポンプ、天然ダム等の崩壊・機能不全による二次災害の発生	92
7-5	有害物質の大規模拡散・流出	92
7-6	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	93
7-7	風評被害等による地域経済等への甚大な影響	93
8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	94
8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	94
8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	94
8-4	鉄道・道路・空港等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	96
8-5	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態	97



# 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

## 1-1

### 都市部での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

#### ① 密集市街地対策

- ・ 密集市街地では、地震発生時に火災等による被害を防ぐため、老朽住宅の除却や防火規制の強化などのまちの不燃化、広幅員の道路等の整備早期化等による延焼遮断帯の整備などにより、「地震時等に著しく危険な密集市街地」を解消することが必要である。

#### ② 防火地域等の指定

- ・ 都市の不燃化を促進するため、防火・準防火地域の指定を進めることが必要である。
- ・ 密集市街地においては、戸建住宅等の小規模な建築物の不燃化を促進するための防火規制（防災街区整備地区計画等）の導入が必要である。

#### ③ 消防用水の確保

- ・ 地震発生時に、火災による被害を軽減するための消防用水を確保するため、市町村による耐震性防火水槽の整備や、ため池や農業用水路の貯水を消火生活用水へ活用する取組みが必要である。

#### ④ 防災農地の登録

- ・ 地震発生時に、避難地を確保するため、防災上の役割が期待できる農地を防災農地として登録に取り組んでおり、市町村と連携し、さらに取り組みを進める必要がある。

#### ⑤ 府有建築物の耐震化

- ・ 地震発生時に、府有建築物の被害を軽減し、府民・利用者の安全と府庁業務の継続性を確保するため、さらなる耐震化が必要である。

#### ⑥ 府営住宅・市町営住宅・大阪府住宅供給公社住宅の耐震化

- ・ 地震発生時に、住宅の倒壊による被害を防ぐため、耐震性能が低い住宅の建替えや耐震改修が必要である。

#### ⑦ 民間住宅・建築物の耐震化

- ・ 地震発生時に、民間住宅・建築物の被害等を軽減するため、建築物所有者等が実施するシェルター等による部分耐震化を含む木造住宅の耐震化や多数の者が利用する建築物等の耐震化を進めることが必要である。

#### ⑧ 住宅の液状化対策

- ・ 南海トラフ巨大地震の被害想定では、液状化による全壊が約 7.1 万棟、半壊が約 18.2 万棟と想定されており、地震発生時に、液状化による建物被害を軽減するため、府域の液状化の可能性マップを公表し、大阪府建築士会、大阪府建築士事務所協会に府民相談窓口を設置しており、国の更なる検討状況を見極め、新たな知見が示されれば市町村とも情報共有を図りながら情報提供を行う必要がある。

### ⑨ 災害に強い良質なマンション整備

- ・ 建物の安全性が確保され、被災時においても一定の生活維持が可能な住宅や仕組みを普及させる必要がある。

### ⑩ 地震ハザードマップの作成（改訂）

- ・ 地震発生時に起こりうる建物倒壊や火災延焼の危険性等について、住民が正確な知識・情報を持ち、的確な避難行動につなげるため、地震ハザードマップの作成・改訂及びそれを活用した避難訓練の実施が必要である。

### ⑪ 消防団の活動強化

- ・ 消防団に対する府民理解を促進するとともに、住民・自主防災組織等との連携を強化し、消防団が災害時に避難誘導、救助活動等の役割を一層果たせる環境づくりが必要である。
- ・ 今後より大きな役割が期待される女性消防団員をはじめ、消防団への加入を促進することが必要である。
- ・ 住民・自主防災組織との連携の下、消防団が核となる地域防災訓練の実施が必要である。

### ⑫ 「避難行動要支援者」支援

- ・ 地域の高齢者、障がい者等の「避難行動要支援者」は、自らの力で避難することが困難であり、巨大地震発生時に避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生を防ぐため避難支援等関係者による情報伝達体制や避難支援・安否確認体制の整備が必要である。

### ⑬ 在住外国人への防災情報の提供

- ・ 大規模自然災害発生時に、在住外国人の安全を確保するため、住民に身近な市町村においても在住外国人にわかりやすい各種ハザードマップや防災の手引き等の多言語化等、情報の充実に図るとともに、在住外国人（及び外国人旅行者）に対する災害対策に係る情報交換・ワークショップ等の実施が必要である。

### ⑭ 文化財所有者・管理者の防災対策

- ・ 文化財所有者及び管理者による文化財耐震診断や文化財保存活用計画（防災計画）の策定が必要である。
- ・ 災害発生時の文化財被害を抑えるため、所有者、管理者による耐震補強や防災設備の設置・改修、防災訓練の実施や人的被害軽減のため、情報伝達や避難誘導の取組みが必要である。

### ⑮ 鉄道施設の防災対策

- ・ 大規模地震発生時に、多くの人々が利用する鉄道駅舎における人的被害を軽減するとともに、地震発生後に防災拠点や周辺府県との連絡を確保し、救命救助活動や支援物資の輸送を担う広域緊急交通路の通行機能を確保するため、鉄道施設等の耐震化や、地下駅等の津波浸水対策が必要である。

### ⑯ 被災民間建築物・宅地の危険度判定

- ・ 地震発生時に、余震等による被災建築物や宅地における二次被害を防止するため、被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士の養成、登録を進め、判定体制の充実に図ることが必要である。

### ⑰ 救急救命士の養成・能力向上

- ・ 大規模災害発生時に、救急救命活動を的確に行う体制を強化するため、市町村が必要とする救急救命士を計画的に養成するとともに消防庁の指針に基づきその能力向上を図ることが必要である。
- ・ H26年4月より救急救命士の処置が拡大され、家屋等の倒壊による圧挫に伴い発生するクラッシュ症候群への応急処置が可能になったところであり、当該応急処置ができる救急救命士の養成が必要である。

### ⑱ 大規模盛土造成地マップの公表

- ・ 府内で想定される南海トラフ巨大地震や上町断層帯地震などに備え、自らの生命・財産を守るために、普段から居住する宅地の状況を知り、災害の事前防止や被害の軽減につなげることが必要である。

## 1-2

### 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

#### ① 府有建築物の耐震化（評価結果は 1-1⑤ に記載）

#### ② 府営住宅・市町営住宅・大阪府住宅供給公社住宅の耐震化（評価結果は 1-1⑥ に記載）

#### ③ 学校の耐震化

- ・ 地震発生時に、児童・生徒の安全確保と学校の建物被害を軽減するため、早期に耐震化を進めることが必要である。

#### ④ 病院・社会福祉施設の耐震化

- ・ 地震発生時に、入院患者や入所者の安全を確保し、病院・社会福祉施設等の建物被害を軽減するため、さらなる耐震化が必要である。

#### ⑤ 民間住宅・建築物の耐震化（評価結果は 1-1⑦ に記載）

#### ⑥ 文化財所有者・管理者の防災対策（評価結果は 1-1⑭ に記載）

#### ⑦ 被災民間建築物・宅地の危険度判定（評価結果は 1-1⑯ に記載）

## 1-3

### 大規模津波等による多数の死者の発生

#### ① 防潮堤の津波浸水対策

- ・ 南海トラフ地震発生に伴う液状化により、堤防が沈下することによる津波浸水被害の拡大を防ぐため、防潮堤の液状化対策が必要である。

#### ② 水門の耐震化等

- ・ 南海トラフ巨大地震による水門の損傷で水門が閉鎖できなくなり、津波浸水被害が拡大を防ぐため、水門の耐震化が必要である。
- ・ 水門閉鎖後、津波の波力による水門の損傷で水門が開放できなくなり、大雨による浸水被害の拡大を防ぐため、水門の耐津波補強が必要である。

#### ③ 水門機能の高度化

- ・ 南海トラフ地震で発生する津波は、地震発生後、約 120 分で大阪市域に到達すると予想されており、津波到達までに水門閉鎖が間に合わない恐れがあることから、迅速・確実な操作と操作員の安全確保を図るため、水門の遠隔操作化や自動化が必要である。

#### ④ 地下空間対策

- ・ 津波浸水想定区域内に地下街等を有する全ての市町、地下街等の所有者又は管理者と連携して、南海トラフ巨大地震等に伴う津波が発生した場合、地下街の利用者や従業員が迅速・円滑に避難できるよう、水防法に準拠した、「避難確保・浸水防止計画の作成」、避難誘導等の訓練、地下出入口における止水対策の着実な実行を施設管理者に働きかけることが必要である。

#### ⑤ 津波に関する的確な避難勧告等の判断・伝達

- ・ 南海トラフ巨大地震等に伴う津波が発生した際、沿岸市町において、的確に避難勧告等を判断し、住民への情報伝達ができるよう、避難勧告等の判断・伝達マニュアルを定めることが必要である。

#### ⑥ 津波ハザードマップの作成

- ・ 南海トラフ巨大地震等に伴う津波が発生した際、住民が的確な避難行動を行えるように、津波ハザードマップの作成・改訂及びそれを活用した避難訓練の実施が必要である。

#### ⑦ 堤外地の事業所の津波避難対策

- ・ 津波発生時に堤外地にある事業所関係者が迅速に避難できるよう、津波により浸水が想定される事業所において津波避難計画の作成及びそれを活用した避難訓練の実施が必要である。

#### ⑧ 沿岸漁村地域における防災対策

- ・ 地震発生時に、沿岸漁村地域における人的被害や火災被害を軽減するため、住民が広域避難を行うための一時避難地となる広場等や耐震性防火水槽を整備するとともに、一時避難地を活用した避難訓練を実施することが必要である。

### ⑨ 船舶の津波対策

- ・ 港内に停泊中の船舶等の津波被害の軽減を図るため、民間事業者において、船舶の港外避難や避難できなかった場合の係留強化の手順などを取りまとめた「対応マニュアル」の策定及び関係機関と連携した訓練への参画が必要である。

### ⑩ 自主防災組織の活動強化

- ・ 災害が発生した際、住民が自主的に適切な避難活動等が行えるよう、自主防災組織の中核となる人材の育成が必要である。
- ・ 自主防災組織の活動の充実を図るため災害時避難用資機材の配備が必要である。

### ⑪ 水防団組織の活動強化

- ・ 風水害への対応をはじめ、地域の防災に大きな役割を果たしている水防団が津波等の水防活動を円滑に行えるよう、資機材の充実を図るなど、水防団組織の活動強化に対する支援とともに、新たに水防団員の加入を促進する取り組みが必要である。
- ・ 住民・自主防災組織と連携した地域防災訓練の実施が必要である。

### ⑫ 津波防御施設の閉鎖体制

- ・ 津波から津波防御施設（水門・陸閘等）の現場操作員の安全を確保するため、沿岸市町と連携した訓練を実施し、操作の確実性・迅速性の向上を図ることが必要である。
- ・ 津波防御施設の操作・退避ルールが実態に即したものとなっているか検証を行う等、津波防御施設の閉鎖体制の充実を図ることが必要である。

## 1-4

### 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

#### ① 長期湛水の早期解消

- ・ 関係機関と連携し、防潮堤の仮締切、ポンプ場の機能確保やポンプ車等による排水等、長期湛水の早期解消のための手順を予め定め、不測の事態に備えることが必要である。

#### ② 治水対策

- ・ 河川施設は、河川毎に今後 20～30 年の当面の治水目標（時間雨量 50 ミリ程度、65 ミリ程度、80 ミリ程度）を設定し、時間雨量 50 ミリ程度で床下浸水を発生させない、かつ少なくとも 65 ミリ程度で床上浸水を発生させない対策を着実に実施することが必要である。
- ・ 下水道は、当面の治水目標として 10 年に 1 回程度の降雨を対象として、下水道施設の着実な整備を推進することが必要である。また、住民及び市町村の避難判断に資するため、流域下水道防災システムを整備し、流域下水道ポンプの運転情報を発信することで、「逃げる」施策の推進につなげることが必要である。  
近年増加している短時間強雨に対しては、「逃げる」「凌ぐ」「防ぐ」各施策を総合的・効果的に組み合わせた治水対策を進めることが必要である。

### ③ 施設の老朽化対策

- ・大阪府域は水害リスクの高い低平地が多く、都市化が進んでいることから水害を受けた場合の被害ポテンシャルが高く、昭和40年代から整備を進めた護岸や排水機場等の河川施設は老朽化が進んでいることから、全管理河川において維持管理計画を策定し、計画に基づく維持管理を実施することが必要である。
- ・長寿命化計画の対象となる全ての河川施設の水門、排水機場の延命化工事を計画的に進めることが必要である。
- ・昭和40年に事業着手した流域下水道について、昭和の終わりから平成の初めにかけて一気に整備を進めた施設の老朽化が進んでおり、その対策が急務であることから、長寿命化等計画を策定し、計画的な施設の改築更新を進めるとともに、効率的な維持管理を実施することが必要である。
- ・日常的な維持管理を着実に実践するとともに、予防保全を中心とした計画的な維持管理による道路施設の長寿命化を基本とし、更新時期についても的確に見極めていく等、「効率的・効果的な維持管理」を推進する。
- ・人材の育成と確保（技術力の向上と継承）に加え、市町村など多様な主体と連携しながら地域単位で道路施設を守り活かしていく「持続可能な維持管理の仕組み」を構築する。

### ④ 下水道機能の早期確保

- ・流域下水道施設の処理機能を確保するため、平成25年度に策定した、揚排水機能、沈殿機能、消毒機能の早期確保に向けた業務継続計画（下水道BCP）について、平成27年度から29年度までに点検を行い、仮設ポンプ、仮設沈殿池の設置等、具体的な復旧計画を追加する等、現計画の改訂が必要である。

## 1-5

### 風水害・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり府域の脆弱性が高まる事態

#### ① ため池の防災・減災対策

- ・総合的な減災対策を推進するため、対象ため池の所在市町村において、ため池ハザードマップの作成及びその活用が必要である。

#### ② 治水対策（評価結果は 1-4② に記載）

#### ③ 土砂災害対策

- ・土砂災害から人命を守るには、ハザードマップの作成や、家屋の移転等に関する費用の一部助成などの「逃げる」「凌ぐ」施策であるソフト対策と、「防ぐ」施策である施設の整備（ハード対策）を効果的・効率的に組み合わせて実施することが必要である。
- ・府民に土砂災害発生リスクを周知するため、早急に土砂災害防止法に基づいた区域指定を必要である。

#### ④ 山地災害対策

- ・近年、局地的な集中豪雨が多発し、府内でも山地災害の発生による被害の拡大が懸念されているそのため、山地災害復旧対策に加え、予防的対策を実施するなど、山地災害対策が必要である。



**⑤ 風水害・土砂災害に関する的確な避難勧告等の判断・伝達**

- ・ 風水害、土砂災害に関し、市町村において、的確に避難勧告等を判断し、住民への情報伝達ができるよう、避難勧告等の判断・伝達マニュアルを定めることが必要である。

**⑥ 施設の老朽化対策（評価結果は 1-4③ に記載）**

**⑦ 下水道施設の耐震化等**

- ・ 地震発生後に、流域下水道施設の監視・制御機能を確保するため、管理棟やポンプ棟の建築構造物や流域下水道管渠、処理場、ポンプ場直近区間の管渠の耐震化が必要である。
- ・ 流域下水道処理場の吐口から津波の逆流を防止するため、逆流防止対策が必要である。

**⑧ 下水道機能の早期確保（評価結果は 1-4④ に記載）**

**1-6**

**情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生**

**① ため池の防災・減災対策（評価結果は 1-5① に記載）**

**② 津波に関する的確な避難勧告等の判断・伝達（評価結果は 1-3⑤ に記載）**

**③ 堤外地の事業所の津波避難対策（評価結果は 1-3⑦ に記載）**

**④ 自主防災組織の活動強化（評価結果は 1-3⑩ に記載）**

**⑤ 学校における防災教育の徹底と避難体制の確保**

- ・ 児童・生徒が自ら命を守る行動をとることができるよう、発達段階に応じた総合的な防災教育が必要である。
- ・ 地域の実態に応じ、様々な自然災害を想定した実践的な避難訓練及び防災教育を実施することが必要である。
- ・ 私立学校についても、私学の自主性を活かした防災教育の取り組みが必要である。

**⑥ 府民の防災意識の向上**

- ・ 地震発生時に府民一人ひとりが自ら命を守る行動をとるとともに、自身の安全を確保の上で地域での「共助」による防災活動にも取り組めるよう、防災に関する講習会や府のホームページ等により府民の防災意識の向上を図ることが必要である。
- ・ 津波・高潮災害に関する府民への普及啓発拠点として整備した「津波・高潮ステーション」の更なる活用により、府民の防災意識の向上を図ることが必要である。

**⑦ 津波情報伝達施設（スピーカー）の整備**

- ・ 地震発生時に、津波から迅速に避難することができるよう、港湾、河川の親水緑地など、不特定多数が利用するエリアにおいて、津波情報伝達施設（スピーカー）の早期整備が必要である。

## ⑧ 防災訓練等の実施

- ・ 府民等が地震や津波を含め、さまざまな自然災害から迅速に「逃げる」ことで命を守ることができるよう、国・市町村や防災関係機関等と連携し、防災訓練や防災イベントを充実し、府民の防災意識の向上を図ることが必要である。

## ⑨ 「避難行動要支援者」支援（評価結果は 1-1⑫ に記載）

### ⑩ 医療施設の避難体制

- ・ 地震発生時に、入院患者や施設利用者等が、津波から迅速かつ円滑に避難できるよう、医療施設において津波被害を想定した災害対策マニュアルの作成と避難訓練の実施が必要である。
- ・ 医療機関の被災状況や患者受け入れ情報を一元的に把握し、速やかに市町村など関係機関及び府民に提供することが必要である。

### ⑪ 社会福祉施設の避難体制

- ・ 社会福祉施設入所者や通所サービス等の施設利用者が、津波から迅速かつ円滑に避難できるよう、津波浸水想定区域内の社会福祉施設及びサービス提供事業所において、津波被害を想定した災害対策マニュアルの作成と避難訓練の実施が必要である。
- ・ 社会福祉施設が万一、被災した場合に、その入所者や利用者の処遇を確保できるよう、社会福祉施設相互における応援協定が必要である。

### ⑫ 防災情報の収集・伝達

- ・ 大規模自然災害発生時には、建物倒壊や漂流物による電柱被害、津波による建物被害、需要家側の停電等により、固定電話、携帯電話とも大部分の通話が困難になると予想されるため、的確に大阪府防災情報システムを運用し、防災情報の収集・伝達を行うことが必要である。
- ・ おおさか防災ネットを通じて府民にお知らせするとともに、SNS 等の府民からの情報収集手段の多様化に取り組むことが必要である。

## ⑬ 在住外国人への防災情報の提供（評価結果は 1-1⑬ に記載）

### ⑭ 外国人旅行者の安全確保

- ・ 地震発生時に、大阪に観光等で来訪している外国人旅行者が安全を確保するための情報提供及び対応方法の検討が必要である。

### ⑮ 災害時の府民への広報対策

- ・ 大規模自然災害発生後に、府民が必要とする防災情報を伝えるため、プレスセンターを開設する等、府政記者会加盟社をはじめとする各報道機関と締結している「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、協力・連携体制の強化が必要である。
- ・ 地震発生時に正しい情報を迅速に発信することが必要である。

⑯ 治水対策（評価結果は 1-4② に記載）

⑰ 河川の防災テレメータの整備

- ・ 大雨による河川増水時に洪水予報等の必要な防災情報を正確に発信するため、水防災情報システムの再整備、データ収集周期のリアルタイム化等の機能高度化が必要である。

⑱ 豪雨時の冠水対策

- ・ 豪雨時のアンダーパス部における道路冠水対策として、車道部の冠水危険箇所（**19** 箇所）について、府民への情報提供を実施しているところであるが、引き続き迅速で正確な情報発信が必要である。
- ・ アンダーパス部における道路冠水警報システム等の施設が設置されていない箇所（**3** 箇所）での対策が必要である。

## 2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

### 2-1

#### 被災地での食糧・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

##### ① 医薬品、医療用資器材の供給

- 地震発生後に、交通が遮断され、医療機関及び医薬品等供給施設（薬局、卸売販売業者等）が損壊することで、通常の医薬品等の供給経路が遮断される上、多数の負傷者が発生することから、医療機関における通常の備蓄では対応できないと想定されるため、医療関係機関と協力し、必要品目と必要量について点検を行いながら、必要量を確保することが必要である。

##### ② 広域緊急交通路等の通行機能

- 地震発生後に、府内の防災拠点や周辺府県との連絡を確保し、救命救助活動や支援物資の輸送を担う広域緊急交通路の通行機能の確保のため、橋梁の耐震化が必要である。
- 防災活動を支える道路ネットワークの整備を行い、災害時における緊急交通路の多重性、代替路の確保や防災拠点アクセス等の向上、府県間連携の強化を図ることが必要である。
- 地震発生時に沿道建築物の倒壊による道路閉塞を防止するため、耐震診断の義務化対象建築物については、耐震診断および耐震改修等が必要である。
- 地震発生時に、電柱倒壊による道路閉塞を防止するため、大阪府地域防災計画に位置付けられた広域緊急交通路について無電柱化の推進が必要である。
- 停電時に信号機への電源供給をバックアップする設備等の整備が必要である。
- 地震発生後に、農村地域からの避難や支援物資搬入等を円滑に行えるよう、避難路、輸送路として活用できる基幹的農道の整備が必要である。
- 地震発生後に、人命救助や支援物資搬入等に必要となる人員・物資等を円滑に輸送できるとともに、早期に経済活動を再開できるよう耐震強化岸壁を整備する。

##### ③ 迅速な道路啓開

- 大規模地震が発生した場合は、道路構造物の損壊に加え、落下物や倒壊した電柱、家屋、放置された車両等の障害物が散乱するなど、極めて深刻な交通傷害が発生すると想定されており、地震発生後に、人命救助や支援物資搬入等を円滑に行えるよう、迅速な道路啓開による通行機能の確保に向け、訓練の実施とその検証が必要である。

##### ④ 迅速な航路啓開

- 地震発生後に、人命救助や支援物資搬入等を円滑に行えるよう、迅速な航路啓開による航路航行機能の確保に向け、訓練の実施が必要である。

##### ⑤ 食糧や燃料等の備蓄

- 南海トラフ巨大地震発生に伴い、府域内で大量の救援物資の不足が見込まれていることから、必要備蓄量の目標設定と多様な方法による物資の調達・確保手段の確立、万一の際の被災者支援のために計画的な備蓄が必要である。

#### ⑥ 府有施設における埋設ガス管の耐震化

- ・ 年数の経過により腐食や劣化の恐れのある埋設ガス管（経年管）については、耐食性・耐震性に優れたガス管への取り換えが必要である。

#### ⑦ 水道の早期復旧及び飲用水の確保

- ・ 南海トラフ巨大地震発生等による水道施設の被害を極力小さくするため、大阪広域水道企業団及び市町村水道事業者において、水道施設・管路の更新・耐震化等を積極的かつ計画的に実施することが必要である。
- ・ 地震発生後に、基幹病院や避難拠点等の重要給水施設に対する給水を確保するとともに、損傷した管路等の早期復旧を図るため、災害時の相互応援協定等を基本とした水道（用水供給）事業者間での連携が必要である。
- ・ 地震発生後の水道断水地域における飲料水については、応急給水栓等の活用や府・市町村等の備蓄及び支援物資の供給などにより確保できる体制が必要である。

#### ⑧ 井戸水等による生活用水の確保

- ・ 地震発生時に、生活用水の確保を図るため、町村域の家庭用井戸や企業の自家用水道などを災害時協力井戸としての登録を進めることが必要である。
- ・ ホームページでの災害時協力井戸の情報掲載や事業の周知等、府民への情報提供を行うことが必要である。

## 2-2

### 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

#### ① 広域緊急交通路等の通行機能（評価結果は 2-1② に記載）

#### ② 迅速な道路啓開（評価結果は 2-1③ に記載）

#### ③ 迅速な航路啓開（評価結果は 2-1④ に記載）

#### ④ 道路防災対策（山間部の法面对策等）

- ・ 豪雨等により道路法面が崩落し、通行に支障が生じるのを防止するため、山間部における法面对策等が必要である。

## 2-3

### 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

#### ① 水防団組織の活動強化（評価結果は 1-3⑩ に記載）

#### ② 消防団の活動強化（評価結果は 1-1⑪ に記載）

#### ③ 中長期も含めた災害医療提供体制

- ・ 大規模自然災害において、被災地における医療の需要と被災地外から提供される医療供給のマネジメントする体制が不十分となっており、医療救護班の円滑な受入れ体制やコーディネート機能の整備が必要である。
- ・ 地震発生後の医療救護活動の初動期において、適切な医療を提供するため、災害拠点病院(16箇所 18病院)での傷病者の受入れ体制、災害現場での応急処置やトリアージを行うDMAT（日本 DMAT 隊 43 隊）出動態勢の確保に万全を期すことが必要である。

#### ④ SCU（広域搬送拠点臨時医療施設）の運営

- ・ 大規模災害時に必要な広域医療搬送体制については、府内 3 か所の広域医療搬送拠点（伊丹空港、関西国際空港、八尾空港）にSCUを設置することが想定されているおり、伊丹空港、関西国際空港において SCU 体制の確保が必要である。

#### ⑤ ヘリサインの整備（受援力向上対策）

- ・ 災害発生時に被災地外から集結するヘリコプターの各種防災拠点や避難場所などへの誤着陸を防止するとともに、被害状況確認を行う際の道しるべとなるよう、学校等の屋上に上空から視認できるヘリサインの整備が必要である。

#### ⑥ 後方支援活動拠点と広域避難地等の確保・充実

- ・ 地震発生後に、府内の被災者の救出・救助等にあたる自衛隊・消防・警察等の支援部隊が集結・駐屯する後方支援活動拠点や、火災の延焼拡大からの住民の安全を確保するための広域避難地等については、府域全体の配置のあり方の検証も含め、その確保、充実を図ることが必要である。
- ・ 広域避難地や後方支援活動拠点に指定されている府営公園のうち、既に開設している区域については、災害時の安全・確実な避難を支援するための施設整備が必要である。

#### ⑦ 市町村消防の体制強化

- ・ 地震発生後に、府民の救出救助活動が円滑に行われるよう、府内消防本部と連携し、全国からの緊急消防援助隊の受入体制を確保することが必要である。
- ・ ハイパーレスキュー機能の強化に向け、府内において、専任体制の確保や資機材等の充実強化が必要である。
- ・ 府内の消防力強化に向けた市町村消防の広域化への取り組みが必要である。

#### ⑧ 救急救命士の養成・能力向上（評価結果は 1-1⑰ に記載）

#### ⑨ 救出救助活動体制の充実・強化

- ・ 地震発生時に効果的な救出救助活動を行うため、救出救助に必要な装備を充実するとともに、迅速な初動活動を確立し、被災者の救出救助活動にあたることが必要である。



## 2-4

### 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

- ① 迅速な道路啓開（評価結果は 2-1③ に記載）
- ② 迅速な航路啓開（評価結果は 2-1④ に記載）
- ③ 災害拠点病院の燃料等の確保
  - ・ 地震発生後の医療救護活動の初動期において、適切な医療が提供できるようにするため、災害拠点病院では燃料備蓄を行うことが必要である。

## 2-5

### 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足

- ① 帰宅困難者対策
  - ・ 南海トラフ巨大地震が発生し、交通機関途絶時において大量に発生する帰宅困難者が安全に帰宅できないおそれがあり、府内で就業する事業者、雇用者の安全確保のため、帰宅困難者対策が必要である。
  - ・ 帰宅困難者等が多数集中し、混乱が危惧される大阪駅等の主要ターミナル駅周辺について、鉄道事業者等と連携し混乱防止策を確立することが必要である。
  - ・ 府県を超えた「帰宅支援」については、関西広域連合等と調整しつつ、沿道事業所の協力等も得て、府県域をこえたシームレスな帰宅支援の仕組みづくりを検討し、実行に移していくことが必要である。
  - ・ 事業所における「一斉帰宅の抑制」対策ガイドラインに基づき、事業者に対して、従業員等の施設内待機に係る実行計画策定や具体的な備えの働きかけが必要である。

## 2-6

### 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

- ① 病院・社会福祉施設の耐震化（評価結果は 1-2④ に記載）
- ② 医薬品、医療用資器材の供給（評価結果は 2-1① に記載）
- ③ 広域緊急交通路等の通行機能（評価結果は 2-1② に記載）
- ④ 迅速な道路啓開（評価結果は 2-1③ に記載）
- ⑤ 迅速な航路啓開（評価結果は 2-1④ に記載）

**被災地における疫病・感染症等の大規模発生****① 被災地域の食品衛生監視活動**

- ・ 地震発生後等に、被災地域で衛生的な食品の取扱いが行われず、食中毒の発生を防ぐため、平常時から、食品衛生に関する意識の向上及び食中毒の発生の未然防止を図ることを目的とした、食品関係施設への食品等の取扱いに関する衛生指導及び消費者への啓発が必要である。

**② 被災地域の感染症予防等の防疫活動**

- ・ 地震発生後に、被災地域における感染症の拡大を抑えるため、速やかに感染症の発生状況及び動向調査を行い、必要と認めたときは健康診断の勧告を行う等、迅速かつ的確に防疫活動や保健活動を行うことができるよう「防疫活動の実施に向けたマニュアル」等の検証及び改訂が必要である。

**③ 下水道施設の耐震化等（評価結果は 1-5⑦ に記載）****④ 下水道機能の早期確保（評価結果は 1-4④ に記載）****⑤ 生活ごみの適正処理**

- ・ 被災地域の衛生状態を維持するため、府内市町村等の廃棄物処理施設が被害を受けた場合にも、生活ごみの処理が適正に行われるよう、府が広域的な応援要請や応援活動の調整を行う等、適正処理を支援するため、他府県等、関係機関との連絡体制の充実を図ることが必要である。

**⑥ ご遺体の適切処置**

- ・ 大規模自然災害により多数の犠牲者が発生し、被災した市町村が平常時に使用している火葬場の火葬能力だけでは、当該市町村内のご遺体の火葬を行うことが不可能となる事態が想定されることから、広域火葬体制の確保等の備えが必要である。
- ・ 「大阪府広域火葬計画」に基づき、地震発生後に多数の犠牲者が発生した場合に備え、亡くなられた方の尊厳を確保したご遺体の処理、火葬等が行えるよう、市町村において、ご遺体の保存に必要な資材の調達、輸送手段の確保等が必要である。

**⑦ 健康危機発生時における府立公衆衛生研究所の対応**

- ・ 地震発生後に府内での感染症、食中毒等の健康危機に府立公衆衛生研究所が迅速かつ必要な対応をとるとともに、府のみでは対応が困難な場合に備え、近畿府県における地方衛生研究所の相互協力体制の確立・強化が必要である。

### 3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

#### 3-1

#### 矯正施設からの被収容者の逃亡、被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化

##### ① 警察施設の耐震化

- ・ 地震発生時に警察機能が十分機能するよう警察署の耐震化を進めることが必要である。

#### 3-2

#### 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

##### ① 広域緊急交通路等の通行機能（評価結果は 2-1② に記載）

#### 3-3

#### 府庁機能の機能不全

##### ① 防災情報の収集・伝達（評価結果は 1-6⑫ に記載）

##### ② メディアとの連携強化

- ・ 地震発生時に、防災情報を迅速かつ的確に収集し、府民に正確に伝えるため、関西のライフライン事業者、地方公共団体、報道機関等メディアとの連携体制の充実強化が必要である。

##### ③ 復興計画の策定

- ・ 地震発生後の復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施するため、予め復興計画を策定するための手順を定めておくことが必要である。

##### ④ 震災後の復興都市づくりにおける人材育成

- ・ 大規模な災害が発生した市街地の復興を図るために、震災復興都市づくりに携わる都市計画実務担当者の手引である「大阪府震災復興都市づくりガイドライン（H17 年度策定、H26 年度改訂）」を市町村へ周知するとともに、防災訓練や研修会等を通じて、府、市町村双方の復興に関する手続きの習熟を図ることが必要である。

##### ⑤ 大阪府災害等応急対策実施要領の改訂

- ・ 南海トラフ巨大地震等を想定した、事前防災体制の確保から発災後の初期段階の対応方針を定めた、「大阪府災害等応急対策実施要領」について、訓練及び各種災害の発生状況等を踏まえ、必要に応じて改訂を実施し、発災直後から時系列・ステージ毎に即した対策とその目標を定めた実施要領として運用していくことが必要である。

##### ⑥ 府庁 BCP の改訂

- ・ 地震発生後も、府庁として必要な行政機能の維持と府民サービスに努めるため、「大阪府庁業務継続計画 地震災害編」を踏まえ、出先機関を含めた部局版 BCP の改訂及び BCP を基にした研修・訓練の実施などを通じ、業務継続マネジメントを推進することが必要である。

### ⑦ 都府県市間の相互応援

- ・ 地震発生時に、近畿2府7県・関西広域連合、全国知事会の広域応援協定、関西広域連合と九都県市との応援協定等に基づく相互応援が円滑に行われ、府民の救助救援、被災者支援に厚みある活動が行えることが必要である。

### ⑧ 健康危機発生時における府立公衆衛生研究所の対応（評価結果は 2-7⑦ に記載）

### ⑨ 災害対策本部要員等の応急対策活動

- ・ 災害対策本部等に係る業務にあたる職員(防災要員)や市町村その他の場所に派遣され災害対策にあたる職員(緊急防災推進員)が地震発生後に、迅速かつ的確な応急対策活動が行えるよう、研修や訓練を行い、災害対応に対する意識や能力の向上を図ることが必要である。

### ⑩ 発災後の緊急時における財務処理体制

- ・ 地震発生後に、停電等が発生し、財務会計システムや関係システム又は庁内ネットワークが停止した場合においても、手書き処理による財務処理が行える体制を確保することが必要である。

## 3-4

### 行政機関（府庁除く）の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

#### ① 特定大規模災害からの復旧事業に係る府の代行

- ・ 大規模災害からの復興に関する法律に都道府県による市町村の復旧事業の代行について規定あり（43条、45条～48条、50条、51条）、円滑かつ迅速な復興のため、特定大規模災害における市町村の復旧事業に係る府の代行手続きをあらかじめ定めておくことが必要である。

## 4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

### 4-1

#### 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

- ① 防災情報の収集・伝達（評価結果は 1-6⑫ に記載）
- ② 河川の防災テレメータの整備（評価結果は 1-6⑰ に記載）

### 4-2

#### テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

- ① メディアとの連携強化（評価結果は 3-3② に記載）
- ② 災害時の府民への広報対策（評価結果は 1-6⑮ に記載）

## 5 大規模自然災害発生直後であっても、経済活動（サプライチェーン）を機能不全に陥らせない

### 5-1

#### サプライチェーンの寸断をはじめ、災害等のリスク事象による企業の生産力低下

##### ① 中小企業の事業継続計画(BCP)及び事業継続マネジメント(BCM)

- ・ 大規模自然災害発生後に中小企業における中核事業の維持や早期復旧が可能となるよう、中小企業の主体的なBCP／BCMへの取組みを促進するため、地域経済団体や中小企業組合等と連携し、BCPの策定支援やセミナーの開催等の啓発事業を展開することが必要である。

##### ② 貨物車交通ネットワークの充実

- ・ 国際貨物輸送や長距離幹線輸送など重要な輸送を担う大型トラックの走行を効率化・円滑化する重さ指定道路の指定済区間は十分にネットワークされていないため、重さ指定道路の追加指定が必要である。

##### ③ 広域幹線道路ネットワークの整備

- ・ 国土軸のリダンダンシーの確保の観点から、東西二極を結ぶ複数のルートを備えた広域交通インフラの確保が必要である。
- ・ 都市部における交通渋滞を緩和し、都市の経済・産業活動を活性化するとともに、代替性を確保した広域的な幹線道路ネットワークを形成するため、都市圏環状道路の整備が必要である。
- ・ 東西二極を結ぶ複数ルートとして不可欠な新名神高速道路については、高槻～箕面間、八幡～高槻間が事業中（事業主体：NEXCO 西日本）であり、全線早期開通に向けた取組みが必要である。
- ・ 都市圏環状道路を形成する大和川線・淀川左岸線について事業中（事業主体：阪神高速・大阪市・堺市・大阪府）であり、引き続き、未事業化区間（淀川左岸線延伸部等）の計画的整備が必要である。

##### ④ 広域的な高速鉄道ネットワークの充実

- ・ 大規模自然災害により我が国の経済社会を支える東西大動脈が分断、機能停止する可能性を前提に、東西二極を結ぶ複数のルートを備えた広域交通インフラの確保が必要である。
- ・ リニア中央新幹線は、世界に類を見ないスーパー・メガリージョンの成立を支えるとともに、東西の断絶リスクを大幅に軽減することができる国土政策上極めて重要な社会基盤であり、東京～大阪間の全線同時開業に向けた早期整備が必要である。
- ・ 北陸新幹線は、沿線地域の飛躍的な発展を図り、日本海国土軸の形成に必要不可欠な路線であり、敦賀以西のフル規格での早期整備が必要である。

##### ⑤ 鉄道ネットワークの充実

- ・ 都心と広域拠点（関西国際空港を含む）へのアクセスが脆弱であり、代替性の確保からも、広域拠点へのアクセス性向上、都市間の連携強化など、鉄道ネットワークの充実を図ることが必要である。



## 5-2

### 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

#### ① 石油コンビナート防災対策

- ・ 特別防災区域に係る災害は、火災、爆発、石油等の漏洩若しくは流出その他の事故又は地震、津波その他の異常な自然現象により生じる災害で、大規模かつ特殊な態様となる可能性があり、かつ周辺地域に重大影響を及ぼすおそれがある。
- ・ このため、「大阪府石油コンビナート等防災計画」に基づき、特定事業者において、油類流出抑制のための緊急遮断弁の設置、スロッシングによる溢流対策や津波による移動の可能性がある危険物タンクからの油類流出抑制のための自主管理油高（上限及び下限）の運用の見直し、津波避難計画の作成・修正及び防災訓練の充実等の取組みを積極的に進めることが必要である。

#### ② ライフラインの確保等

- ・ 大規模自然災害により、ライフライン施設に被害が発生した場合には、速やかに災害により途絶した施設の応急措置を進めるとともに、応急供給、サービス提供を行うことが必要である。
- ・ 大規模自然災害が発生した場合に、ライフラインに関わる事業者と連携し、迅速かつ的確に応急復旧を行うことが必要である。
- ・ エネルギー供給源の多様化のため、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する必要がある。

#### ③ 迅速な航路啓開（評価結果は 2-1④ に記載）

## 5-3

### コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

#### ① 石油コンビナート防災対策（評価結果は 5-2① に記載）

## 5-4

### 海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響

#### ① 迅速な航路啓開（評価結果は 2-1④ に記載）

#### ② 広域緊急交通路等の通行機能の確保（評価結果は 2-1②に記載）

## 5-5

### 太平洋ベルト地帯の幹線が分断する等、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止

- ① 貨物車交通ネットワークの充実（評価結果は 5-1② に記載）
- ② 広域幹線道路ネットワークの整備（評価結果は 5-1③ に記載）
- ③ 広域的な高速鉄道ネットワークの充実（評価結果は 5-1④ に記載）
- ④ 鉄道ネットワークの充実（評価結果は 5-1⑤ に記載）
- ⑤ 迅速な道路啓開の実施（評価結果は 2-1③ に記載）
- ⑥ 迅速な航路啓開の実施（評価結果は 2-1④ に記載）

## 5-6

### 金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態

- ① 発災後の緊急時における財務処理体制（評価結果は 3-3⑩ に記載）

## 5-7

### 食糧等の安定供給の停滞

- ① 被災農地等の早期復旧支援
  - ・ 大規模自然災害により、農地や水路、ため池、農道等の農業用施設が被災した場合には、農業経営や食料等の安定供給に影響を及ぼす恐れがあるため、早期復旧に向けた体制について、再点検が必要である。
- ② 食料の安定供給
  - ・ 大規模自然災害に伴うインフラ停止による食料品安定供給の停止（集荷・分荷機能の停止）を回避するため、被災時の緊急交通路外の荷受ポイントの設定や使用許可の調整、緊急車両の迅速な決定等、食料の安定供給に向けた取組み準備を進めることが必要である。

## 6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

### 6-1

#### 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・L P ガスサプライチェーンの機能の停止

- ① 石油コンビナート防災対策（評価結果は 5-2① に記載）
- ② ライフラインの確保等（評価結果は 5-2② に記載）
- ③ 迅速な航路啓開（評価結果は 2-1④ に記載）

### 6-2

#### 上水道等の長期間にわたる供給停止

##### ① 水道の早期復旧及び飲用水の確保

- ・ 南海トラフ巨大地震発生等による水道施設の被害を極力小さくするため、大阪広域水道企業団及び市町村水道事業者において、水道施設・管路の更新・耐震化等を積極的かつ計画的に実施することが必要である。
- ・ 地震発生後に、基幹病院や避難拠点等の重要給水施設に対する給水を確保するとともに、損傷した管路等の早期復旧を図るため、災害時の相互応援協定等を基本とした水道（用水供給）事業者間での連携が必要である。
- ・ 地震発生後の水道断水地域における飲料水については、応急給水栓等の活用や府・市町村等の備蓄及び支援物資の供給などにより確保できる体制が必要である。

##### ② 井戸水等による生活用水の確保

- ・ 地震発生時に、生活用水の確保を図るため、町村域の家庭用井戸や企業の自家用水道などを災害時協力井戸としての登録を進めることが必要である。
- ・ ホームページでの災害時協力井戸の情報掲載や事業の周知等、府民への情報提供を行うことが必要である。

## 6-3

### 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

- ① 下水道施設の耐震化等（評価結果は 1-5⑦ に記載）
- ② 下水道機能の早期確保（評価結果は 1-4④ に記載）
- ③ し尿及び浄化槽汚泥の適正処理
  - ・ 地震発生後に、関係施設が被害を受けた場合や避難所等に仮設トイレ（汲取り式）を設置する場合にも、市町村がし尿及び浄化槽汚泥を適正に処理できるよう関係機関との連携が必要である。
- ④ 生活ごみの適正処理（評価結果は 2-7⑤ に記載）
- ⑤ 施設の老朽化対策（評価結果は 1-4③ に記載）

## 6-4

### 地域交通ネットワークが分断する事態

- ① 広域緊急交通路等の通行機能（評価結果は 2-1② に記載）
- ② 鉄道施設の防災対策（評価結果は 1-1⑮ に記載）
- ③ 迅速な道路啓開（評価結果は 2-1③ に記載）
- ④ 迅速な航路啓開（評価結果は 2-1④ に記載）
- ⑤ 道路防災対策（山間部の法面对策等）（評価結果は 2-2④ に記載）

## 6-5

### 異常渇水等により用水の供給の途絶

- ① 代替水源の確保
  - ・ 異常渇水等に対応し、水利調整による緊急水源の確保や、雨水・地下水等の有効活用による確保に努めることが必要である。
  - ・ 水道事業においては、各地域の自己水の活用等リダンダンシーの強化、淀川以外の他水系水源との相互融通について検討が必要である。

## 7 制御不能な二次災害を発生させない

### 7-1

#### 市街地での大規模火災の発生

- ① 密集市街地対策（評価結果は 1-1① に記載）
- ② 文化財所有者・管理者の防災対策（評価結果は 1-1⑭ に記載）
- ③ 後方支援活動拠点と広域避難地等の確保・充実（評価結果は 2-3⑥ に記載）
- ④ 火薬類・高圧ガス製造事業所の保安対策
  - ・ 地震発生時に、火薬類・高圧ガス等の周辺環境への漏洩を防止するため、事業所において、火薬庫、可燃性ガス貯槽や防消火設備等に関する法令遵守の徹底や、耐震性の向上等の自主保安の取組みが必要である。

### 7-2

#### 海上・臨海部の広域複合災害の発生

- ① 石油コンビナート防災対策（評価結果は 5-2① に記載）
- ② 防潮堤の津波浸水対策（評価結果は 1-3① に記載）
- ③ 水門の耐震化等（評価結果は 1-3② に記載）
- ④ 迅速な航路啓開（評価結果は 2-1④ に記載）
- ⑤ 広域緊急交通路等の通行機能（評価結果は 2-1② に記載）

### 7-3

#### 沿線・沿道の建物崩壊による直接的な被害及び交通麻痺

- ① 広域緊急交通路等の通行機能（評価結果は 2-1② に記載）
- ② 迅速な道路啓開（評価結果は 2-1③ に記載）

## 7-4

### ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

- ① ため池の防災・減災対策（評価結果は 1-5① に記載）
- ② 施設の老朽化対策（評価結果は 1-4③ に記載）
- ③ 下水道施設の耐震化等（評価結果は 1-5⑦ に記載）
- ④ 下水道機能の早期確保（都市整備部）（評価結果は 1-4④ に記載）

## 7-5

### 有害物質の大規模拡散・流出

- ① 石油コンビナート防災対策（評価結果は 5-2① に記載）
- ② 管理化学物質の適正管理
  - ・ 南海トラフ巨大地震等の大規模災害時には、有害物質の環境への流出による周辺住民の健康被害や大気、水質、地下水などの環境汚染が懸念されており、地震発生に伴う有害化学物質の周辺環境への飛散・流出が原因となる二次災害を防止するため、「大阪府化学物質適正管理指針」に基づき、事業者による環境リスク低減対策が必要である。
  - ・ 二次災害の拡大防止及び消防活動の安全性を向上するため、府から市町村消防局等に対して、対象事業者の管理化学物質の取扱いに係る情報を提供し、相互情報共有することが必要である。
- ③ 有害物質（石綿、PCB）の拡散防止
  - ・ 南海トラフ巨大地震発生に伴う建物の倒壊、火災、津波などにより、有害物質の保管場所が破損及び流出するおそれがあり、法令に基づき事業者に対して有害物質の適正保管及び早期処理の指導が必要である。
  - ・ 事業者に対して法令の規定によらない指導を行うことは困難であるため、建物の倒壊や流出等を想定した具体的な対策の講じられていない保管場所もある事業者に対し、巨大地震発生を想定した有害物質の保管について協力を求めることが必要である。
  - ・ 地震発生時に、建物倒壊等により発生する可能性がある石綿、P C B等有害物質の周辺環境への拡散・漏洩を防止するため、適正処理を解体業者等に働きかける必要がある。
- ④ 毒物劇物営業者における防災体制
  - ・ 地震発生時に、貯蔵施設の破壊等により周辺環境への漏洩等を防止するため、毒物劇物営業者に対し、定期的な立入検査を実施し、毒物劇物の適正な使用・保管管理、法令遵守を徹底するよう働きかける必要がある。



## **7-6**

### **農地・森林等の荒廃による被害の拡大**

#### **① 山地災害対策（評価結果は 1-5④ に記載）**

## **7-7**

### **風評被害等による地域経済等への甚大な影響**

#### **① 正しい情報発信**

- ・ 災害発生後、正確な被害情報等を収集し、府内外に迅速に正しい情報を発信することなどにより、風評被害が生じないよう対策を講じる必要がある。

## 8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建回復できる条件を整備する

### 8-1

#### 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

##### ① 災害廃棄物の適正処理

- ・ 速やかな生活基盤の回復や事業者の活動再開に不可欠な災害廃棄物等の早急かつ適正な処理を図るため、市町村において災害廃棄物等の仮置場の候補地、最終処分までの処理ルート等を予め設定しておくことが必要である。
- ・ このため、市町村に対し予め検討しておくべき事項について技術的助言を行い、市町村における災害廃棄物処理体制の確保を働きかける必要がある。
- ・ また、府域での処理が困難な場合に備え、他府県と連携した広域的な処理体制の整備が必要である。

### 8-2

#### 復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

##### ① 迅速な道路啓開（評価結果は 2-1③ に記載）

##### ② 迅速な航路啓開（評価結果は 2-1④ に記載）

##### ③ 府庁 BCP の改定と運用（評価結果は 3-3⑥ に記載）

##### ④ 震災後の復興都市づくりにおける人材育成（評価結果は 3-3④ に記載）

- ・ 防災訓練や研修等を通じて、府、市町村双方職員の復興に関する手続きの習熟と人材育成が必要である。

### 8-3

#### 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

##### ① 避難所の確保と運営体制

- ・ 被災者の避難生活を支援するため、全市町村において必要な避難所の確保や受入体制の確立が必要である。
- ・ スムーズな避難誘導や避難者の Q O L 確保等に向け、府では避難所運営マニュアル作成指針を策定しており、今後、各市町村において、同指針も参考に、地域の実情に即した「避難所運営マニュアル」の早期策定及び改訂が必要である。

##### ② 福祉避難所の確保

- ・ 巨大地震発生後に、居宅・避難所等では自立的な生活や適切な処遇が確保できない要配慮者の避難生活を支援するため、福祉避難所（二次的避難所）の指定及び福祉避難所に必要となる要配慮者の利用に配慮した設備等や介助職員等の確保が必要である。
- ・ 福祉避難所の補完的体制として、社会福祉施設における緊急一時的な受入れ体制の整備が必要である。

### ③ 被災者の心のケア対策

- ・ 地震発生時の恐怖や避難所での厳しい生活等により、多くの被災者が強度の不安、抑うつ、イライラ等のストレスや PTSD の症状に襲われる恐れがあるため、「こころのケア」を行うことができる人材（DPAT 構成員）を養成し、こころの健康に関する相談の実施体制を確保することが必要である。

### ④ 被災者の巡回健康相談等

- ・ 地震発生後に、避難者の健康管理や生活環境の整備を行うために、避難所、福祉避難所、応急仮設住宅等などにおいて、医師、保健師等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育、健康診断等の実施体制を確保する必要がある。

### ⑤ 災害時における福祉専門職等(災害派遣福祉チーム等)の確保

- ・ 巨大地震発生後に、被災した府民の福祉ニーズに対応できるよう、福祉避難所（二次的避難所）の運営支援や被災市町村への福祉専門職の人員派遣（災害派遣福祉チーム等）、サービスに必要な福祉用具・資材等の供給、被災者の受け入れ調整等を行うための体制整備が必要である。

### ⑥ 愛護動物の救護

- ・ 地震発生後に、飼い主がわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護等を図るため、動物救護活動のためのマニュアルの整備や動物救護施設の確保、他府県市との広域連携体制の構築が必要である。

### ⑦ 災害ボランティア対策

- ・ 災害ボランティアは大規模災害時に被災者支援に重要な役割を担っており、ボランティア自身の安全を含め、適切に活動が行えるよう、ボランティアコーディネーターの育成や個人のスキルアップのための研修実施など、マンパワーの実効性向上のための取組みが必要である。
- ・ 大阪府社会福祉協議会や各市町村社会福祉協議会、大学等との連携により、若者世代を中心に登録者数の増加に向けた取組みが必要である。
- ・ ボランティア活動希望者に活動ニーズ等が速やかに伝達できるよう、メール登録制度やポータルサイトの立上げ等、ボランティア向けの情報発信の強化が必要である。

### ⑧ 応急仮設住宅の早期供給

- ・ 被災者の避難生活を支援するため、被災者が恒久住宅に移行するまでに必要と見込まれる応急仮設住宅について、市町村と連携した建設候補地の確保、平時より関連する民間団体との連携強化、「みなし仮設」となる民間住宅の借り上げ等により、その速やかな確保が必要である。

### ⑨ 住宅関連情報の提供

- ・ 地震発生後、応急入居に関する相談、住宅建設に係る融資相談など住宅に関する府民からの様々な相談に対応する必要がある。

### ⑩ 被災農地等の早期復旧支援（評価結果は 5-7① に記載）

#### ⑪ 被災者の生活再建

- ・ 突発的な自然災害発生後に被災者の生活を迅速に再建・回復するためには、被災者に対して、被災者生活再建支援制度に基づく支援金等を支給するなど、適切な措置を講じることが必要である。
- ・ 被災時は、被災地域の実情に応じた雇用確保ができるよう、職業紹介や雇用維持等に取り組む国とのさらなる連携が必要である。

#### ⑫ 地域の中小企業者等の事業再開

- ・ 突発的な自然災害発生後に地域経済を迅速に再建・回復するためには、中小企業者に対する金融支援や農林水産事業者への経営支援等、復興に向け適切な措置を講じることが必要である。

#### ⑬ 復興計画の策定（評価結果は 3-3③ に記載）

#### ⑭ 発災時における治安の悪化

- ・ 発災後、災害に便乗した犯罪を防止し、地域の安全を確保することが必要である。

#### ⑮ 食料の安定供給（評価結果は 5-7② に記載）

## 8-4

### 鉄道、道路、港湾等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### ① 迅速な道路啓開（評価結果は 2-1③ に記載）

#### ② 迅速な航路啓開（評価結果は 2-1④ に記載）

#### ③ 施設の老朽化対策（評価結果は 1-4③ に記載）

#### ④ 下水道施設の耐震化等（評価結果は 1-5⑦ に記載）

#### ⑤ 下水道機能の早期確保（評価結果は 1-4④ に記載）

#### ⑥ 復旧資材の調達

- ・ 大規模自然災害発生により建物が損壊した場合、被災者の生活、被災したまちを円滑かつ迅速に再建・回復するため、復旧に必要な資機材（木材等）の調達に関する関係機関との連携体制の整備が必要である。

#### ⑦ 地籍調査

- ・ 南海トラフ巨大地震発生に伴う液状化等により、建物の全壊被害が発生し官民境界等が不明となれば、被災者の生活、被災したまちの円滑かつ迅速な再建・回復に支障をきたすことが想定されるため、南海トラフ巨大地震により建物全壊被害が想定される地域において、道路やライフラインの復旧、まちの復興の基礎となる現地復元性のある地図の整備に向けた、官民境界等先行調査を推進することが必要である。

- ⑧ 復興計画の策定（評価結果は 3-3③ に記載）
- ⑨ 震災後の復興都市づくりにおける人材育成（評価結果は 3-3④ に記載）

## **8-5**

### **広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態**

- ① 防潮堤の津波浸水対策（評価結果は 1-3① に記載）
- ② 水門の耐震化等（評価結果は 1-3② に記載）
- ③ 長期湛水の早期解消（評価結果は 1-4① に記載）
- ④ 水門機能の高度化（評価結果は 1-3③ に記載）
- ⑤ 水防団組織の活動強化（評価結果は 1-3⑪ に記載）
- ⑥ 津波防御施設の閉鎖体制（評価結果は 1-3⑫ に記載）
- ⑦ 治水対策（評価結果は 1-4② に記載）
- ⑧ 施設の老朽化対策（評価結果は 1-4③ に記載）
- ⑨ 下水道施設の耐震化等（評価結果は 1-5⑦ に記載）
- ⑩ 下水道機能の早期確保（評価結果は 1-4④ に記載）